



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目次 (\*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

### ○ 条例

- \*10 知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例 (人事課)..... 7
- \*11 職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例 ( " )..... 8
- \*12 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 ( " )..... 10
- \*13 和歌山県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 (市町村課)..... 13
- \*14 和歌山県立情報交流センター設置及び管理条例の一部を改正する条例 (情報政策課)..... 15
- \*15 和歌山県地域グリーンニューディール基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する  
条例 (環境生活総務課)..... 16
- \*16 和歌山県太陽光発電事業の実施に関する条例 ( " )..... 17
- \*17 和歌山県青少年健全育成条例の一部を改正する条例 (青少年・男女共同参画課)..... 26
- \*18 旅館業法施行条例の一部を改正する条例 (食品・生活衛生課)..... 28
- \*19 和歌山県紀南児童相談所設置条例の一部を改正する条例 (子ども未来課)..... 29
- \*20 和歌山県子ども・女性・障害者相談センター設置及び管理条例の一部を改正する条例  
( " )..... 30
- \*21 和歌山県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の  
一部を改正する条例 (長寿社会課)..... 30
- \*22 和歌山県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービ  
ス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改  
正する条例 ( " )..... 32
- \*23 和歌山県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例を廃止す  
る条例 ( " )..... 34
- \*24 和歌山県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例  
( " )..... 34
- \*25 和歌山県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条  
例の一部を改正する条例 (障害福祉課)..... 35
- \*26 和歌山県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部  
を改正する条例 ( " )..... 36
- \*27 和歌山県指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を  
改正する条例 ( " )..... 36
- \*28 和歌山県看護職員修学資金貸与条例の一部を改正する条例 (医務課)..... 37
- \*29 修学資金等の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正する条例 ( " )..... 38
- \*30 和歌山県特別会計条例の一部を改正する条例 (国民健康保険課)..... 42
- \*31 和歌山県国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例 ( " )..... 42
- \*32 和歌山県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例 ( " )..... 45
- \*33 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例 (公営企業課)..... 45
- \*34 和歌山県国営土地改良事業負担金徴収条例の一部を改正する条例 (農業農村整備課)..... 46
- \*35 和歌山県森林整備加速化・林業再生基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条

例	(林業振興課).....	48
*36 和歌山県建築基準法施行条例の一部を改正する条例	(建築住宅課).....	48
*37 和歌山県港湾施設管理条例の一部を改正する条例	(港湾空港振興課).....	49
*38 和歌山県立学校等職員定数条例の一部を改正する条例	(教育委員会).....	49
*39 警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	(警察本部).....	50
*40 警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例	( 〃 ).....	53
*41 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例	( 〃 ).....	53
*42 和歌山県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例	(財政課).....	54

公布された条例のあらまし

◇ 知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

県の財政状況を考慮し、知事及び副知事の給料及び期末手当の額を減ずる期間を延長しました。  
(本則関係)

2 施行期日

公布の日から施行します。

◇ 職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例

1 条例概要

知事及び副知事の退職手当の支給割合を引き下げるとともに、国家公務員退職手当法の一部改正に準じ、知事及び副知事を除く職員の退職手当の額の算出に使用する調整率を引き下げるほか、規定の整備を行うこととしました。

(1) 職員の退職手当に関する条例 (第 5 条の 4 及び付則第 3 0 項関係)

(2) 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例 (昭和 4 8 年和歌山県条例第 2 7 号。付則第 3 項関係)

(3) 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例 (平成 1 8 年和歌山県条例第 1 1 号。附則第 2 項関係)

(4) 職員の退職手当に関する条例の特例に関する条例 (昭和 3 7 年和歌山県条例第 6 0 号。付則第 2 項及び第 3 項関係)

2 施行期日

平成 3 0 年 4 月 1 日から施行します。

◇ 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

職員に支給する特殊勤務手当について、原子力災害及び特定大規模災害に係る災害応急作業等手当の特例等を定めるほか、所要の改正を行いました。(第 3 条、第 1 7 条～第 3 1 条並びに附則第 1 4 項及び第 1 9 項～第 2 3 項関係)

2 施行期日

公布の日から施行します。

◇ 和歌山県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

建築基準法に基づく知事の権限に属する事務の一部を関係市町村が処理することとするともに、都市計画法の一部改正に伴う規定の整備を行うこととしました。(第 2 条関係)

## 2 施行期日

平成30年4月1日から施行します。

## ◇ 和歌山県立情報交流センター設置及び管理条例の一部を改正する条例

## 1 条例概要

和歌山県立情報交流センターの情報実習室3及び映像実習室を廃止することとしました。(別表関係)

## 2 施行期日

平成30年4月1日から施行します。

## ◇ 和歌山県地域グリーンニューディール基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例

## 1 条例概要

和歌山県地域グリーンニューディール基金を廃止することとしました。

## 2 施行期日

平成30年4月1日から施行します。

## ◇ 和歌山県太陽光発電事業の実施に関する条例

## 1 条例概要

太陽光発電事業について県民の理解と本県の環境との調和を確保し、もって本県の環境にふさわしい太陽光発電事業の普及を図ることとしました。

## 2 施行期日

公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行します。ただし、第1条から第10条まで並びに附則第2項及び第3項の規定は、公布の日から施行します。

## ◇ 和歌山県青少年健全育成条例の一部を改正する条例

## 1 条例概要

青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うこととしました。(第21条の7及び第21条の9関係)

## 2 施行期日

平成30年4月1日から施行します。

## ◇ 旅館業法施行条例の一部を改正する条例

## 1 条例概要

旅館業法の一部改正に伴い、所要の改正を行うこととしました。(第4条及び第6条～第9条関係)

## 2 施行期日

平成30年6月15日から施行します。ただし、附則第2項の規定は、公布の日から施行します。

## ◇ 和歌山県紀南児童相談所設置条例の一部を改正する条例

## 1 条例概要

児童福祉法の一部改正に伴い、規定の整備を行いました。(第1条関係)

## 2 施行期日

公布の日から施行します。

## ◇ 和歌山県子ども・女性・障害者相談センター設置及び管理条例の一部を改正する条例

## 1 条例概要

売春防止法の一部改正に伴い、規定の整備を行いました。(第1条及び第3条関係)

## 2 施行期日

公布の日から施行します。

◇ **和歌山県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例**

1 条例概要

介護保険法の一部改正に伴い、共生型居宅サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定めることとしました。（第1条及び第3条関係）

2 施行期日

平成30年4月1日から施行します。

◇ **和歌山県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例**

1 条例概要

介護保険法の一部改正に伴い、共生型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに共生型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定めることとしました。（第1条及び第3条関係）

2 施行期日

平成30年4月1日から施行します。

◇ **和歌山県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例を廃止する条例**

1 条例概要

介護保険法の一部改正に伴い、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を廃止することとしました。

2 施行期日

平成30年4月1日から施行します。

◇ **和歌山県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例**

1 条例概要

介護保険法の一部改正に伴い、介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定めることとしました。

2 施行期日

平成30年4月1日から施行します。

◇ **和歌山県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例**

1 条例概要

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正に伴い、共生型障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定めることとしました。（第1条及び第3条関係）

2 施行期日

平成30年4月1日から施行します。

◇ **和歌山県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例**

1 条例概要

児童福祉法の一部改正に伴い、共生型障害児通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定めるとともに、規定の整備を行うこととしました。（第1条及び第3条関係）

2 施行期日

平成30年4月1日から施行します。

◇ 和歌山県指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

1 条例概要

児童福祉法の一部改正に伴い、規定の整備を行うこととしました。(第1条及び第3条関係)

2 施行期日

平成30年4月1日から施行します。

◇ 和歌山県看護職員修学資金貸与条例の一部を改正する条例

1 条例概要

和歌山県看護職員修学資金の貸与の対象者についての要件を改めるとともに、規定の整備を行うこととしました。(第2条及び別表関係)

2 施行期日

平成30年4月1日から施行します。

◇ 修学資金等の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

県外において精神科の診療業務に従事する医師又は県外に居住し、精神科の診療業務に従事した経験のある医師で、県内公立病院に新たに勤務し、精神科の診療業務に従事しようとするものに対して貸与する研究資金について、その返還に係る債務を免除することとするとともに、所要の改正を行うこととしました。(本則関係)

2 施行期日

平成30年4月1日から施行します。

◇ 和歌山県特別会計条例の一部を改正する条例

1 条例概要

国民健康保険法の一部改正に伴い、和歌山県国民健康保険特別会計を設置することとしました。(別表関係)

2 施行期日

平成30年4月1日から施行します。

◇ 和歌山県国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例

1 条例概要

国民健康保険法の一部改正に伴い、所要の改正を行うこととしました。(第2条、第3条、第5条、第7条～第16条並びに附則第2項及び第3項関係)

2 施行期日

平成30年4月1日から施行します。ただし、第3条の見出しの改正規定は、公布の日から施行します。

◇ 和歌山県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例

1 条例概要

高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴い、規定の整備を行いました。(附則第2項関係)

2 施行期日

公布の日から施行します。

◇ 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

企業職員の給与の減額に係る介護時間の要件を定めるとともに、所要の改正を行いました。(第6条及び第18条関係)

2 施行期日

公布の日から施行します。

◇ 和歌山県国営土地改良事業負担金徴収条例の一部を改正する条例

1 条例概要

国営第二十津川紀の川土地改良事業について負担金の徴収をしないこととするとともに、土地改良法の一部改正に伴う規定の整備等を行いました。(第2条及び第4条関係)

2 施行期日

公布の日から施行します。

◇ 和歌山県森林整備加速化・林業再生基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例

1 条例概要

和歌山県森林整備加速化・林業再生基金を廃止することとしました。

2 施行期日

平成30年4月1日から施行します。

◇ 和歌山県建築基準法施行条例の一部を改正する条例

1 条例概要

建築基準法の一部改正に伴う日影による中高層の建築物の高さの制限に係る対象区域に田園住居地域を加えるとともに、規定の整備を行うこととしました。(第14条関係)

2 施行期日

平成30年4月1日から施行します。ただし、第14条の改正規定(「及び第二種低層住居専用地域」を「、第二種低層住居専用地域及び田園住居地域」に改める部分を除く。)は、公布の日から施行します。

◇ 和歌山県港湾施設管理条例の一部を改正する条例

1 条例概要

日高港の港湾施設に係る使用料の特例期間を延長しました。(付則第5項関係)

2 施行期日

公布の日から施行します。

◇ 和歌山県立学校等職員定数条例の一部を改正する条例

1 条例概要

市町村立の小学校、中学校及び義務教育学校並びに県立の高等学校及び特別支援学校の児童生徒数及び学級数の変動等に伴い、職員の定数を改めることとしました。(第2条及び第4条関係)

2 施行期日

平成30年4月1日から施行します。

◇ 警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

警察職員に支給する特殊勤務手当について、原子力災害及び特定大規模災害等に係る災害応急手当等の特例を定めるほか、所要の改正を行いました。(第11条～第26条並びに附則第2項及び第7項～第11項関係)

2 施行期日

公布の日から施行します。

◇ 警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

和歌山県田辺警察署及び和歌山県新宮警察署の管轄区域を変更することとしました。（本則関係）

2 施行期日

平成30年4月1日から施行します。

◇ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例

1 条例概要

良好な風俗環境を保全するために風俗営業の営業所の設置を制限する必要がある地域に田園住居地域を加えることとしました。（第3条関係）

2 施行期日

平成30年4月1日から施行します。

◇ 和歌山県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

1 条例概要

主な内容は、次のとおりです。

- (1) 産業技術専門学院の短期課程の授業料の額を定めることとしました。（別表第1第1項関係）
- (2) 近代美術館の駐車場使用料の額等を改定することとしました。（別表第1第23項関係）
- (3) 地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正及び道路交通法施行令の一部改正に伴う手数料の額の改定等を行うこととしました。（別表第2第2項、第3項、第6項、第9項の2、第10項、第22項、第24項、第28項及び第30項～第36項関係）
- (4) 和歌山県太陽光発電事業の実施に関する条例の制定に伴い、太陽光発電事業計画の認定の申請等に対する審査に係る手数料の額を定めることとしました。（別表第3第3項関係）
- (5) 介護保険法の一部改正に伴い、介護医療院の開設の許可の申請等に対する審査に係る手数料の額を定めることとしました。（別表第3第5項関係）
- (6) 運転経歴証明書の交付等の手数料の額を改定することとしました。（別表第3第15項関係）

2 施行期日

平成30年4月1日から施行します。ただし、次の改正規定は、それぞれに定める日から施行します。

- (1) 1の(4)に係る改正規定（別表第3第3項第4号にタを加える改正規定に限る。） 和歌山県太陽光発電事業の実施に関する条例の公布の日
- (2) 1の(3)に係る改正規定（別表第2第2項第7号、第8号、第10号、第13号、第14号及び第16号の改正規定に限る。） 平成30年5月1日

条 例

知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月23日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第10号

知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事等の給与の特例に関する条例（平成13年和歌山県条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>1 知事及び副知事の給料の額は、平成19年4月1日から平成31年3月31日までの間においては、知事及び副知事の給与その他の給付条例(昭和22年和歌山県条例第13号)第2条第1項の規定にかかわらず、同項の規定により定められた額から当該額に100分の6を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料の額については、この限りでない。</p> <p>2 平成25年12月から平成30年12月までの間に支給する知事及び副知事の期末手当の額は、知事及び副知事の給与その他の給付条例第3条第2項ただし書の規定にかかわらず、同項ただし書の規定により定められた額から当該額に100分の6を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。</p>	<p>1 知事及び副知事の給料の額は、平成19年4月1日から平成30年3月31日までの間においては、知事及び副知事の給与その他の給付条例(昭和22年和歌山県条例第13号)第2条第1項の規定にかかわらず、同項の規定により定められた額から当該額に100分の6を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料の額については、この限りでない。</p> <p>2 平成25年12月から平成29年12月までの間に支給する知事及び副知事の期末手当の額は、知事及び副知事の給与その他の給付条例第3条第2項ただし書の規定にかかわらず、同項ただし書の規定により定められた額から当該額に100分の6を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月23日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第11号

職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第1条 職員の退職手当に関する条例(昭和37年和歌山県条例第57号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(知事等の退職の場合の退職手当)</p> <p>第5条の4 知事及び副知事(以下「知事等」という。)の退職手当の額は、第3条から前条までの規定にかかわらず、退職の日におけるその者の給料月額に知事等としての在職月数を乗じ、これに次に掲げる割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 知事 <u>100分の56.8</u></p> <p>(2) 副知事 <u>100分の40.4</u></p> <p>2～4 略</p> <p>付 則</p> <p>30 当分の間、35年以下の期間勤続して退職した者(条例第27号付則第3項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額は、第3条から第5条の3までの規定により計算した額にそれぞれ100分の83.7を乗じて得た額とする。この場合において、第7条の5第1項中「前条」とあるのは、「前条並びに付則第30項」とする。</p>	<p>(知事等の退職の場合の退職手当)</p> <p>第5条の4 知事及び副知事(以下「知事等」という。)の退職手当の額は、第3条から前条までの規定にかかわらず、退職の日におけるその者の給料月額に知事等としての在職月数を乗じ、これに次に掲げる割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 知事 <u>100分の59</u></p> <p>(2) 副知事 <u>100分の42</u></p> <p>2～4 略</p> <p>付 則</p> <p>30 当分の間、35年以下の期間勤続して退職した者(条例第27号付則第3項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額は、第3条から第5条の3までの規定により計算した額にそれぞれ100分の87を乗じて得た額とする。この場合において、第7条の5第1項中「前条」とあるのは、「前条並びに付則第30項」とする。</p>

(職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)



第2条 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(昭和48年和歌山県条例第27号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">付 則</p> <p>3 適用日に在職する職員(適用日に改正前の職員の退職手当に関する条例(以下「旧条例」という。)第10条の2第1項に規定する公庫等職員(以下「指定法人職員」という。))として在職する者のうち、適用日前に職員から引き続いて指定法人職員となった者又は適用日に職員以外の地方公務員等として在職する者で、指定法人職員又は職員以外の地方公務員等として在職した後引き続いて職員となったものを含む。次項及び付則第5項において同じ。)のうち、適用日以後に新条例第3条から第5条までの規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が35年以下である者に対する退職手当の基本額は、当分の間、新条例第3条から第5条の3までの規定により計算した額にそれぞれ<u>100分の83.7</u>を乗じて得た額とする。</p>	<p style="text-align: center;">付 則</p> <p>3 適用日に在職する職員(適用日に改正前の職員の退職手当に関する条例(以下「旧条例」という。)第10条の2第1項に規定する公庫等職員(以下「指定法人職員」という。))として在職する者のうち、適用日前に職員から引き続いて指定法人職員となった者または適用日に職員以外の地方公務員等として在職する者で、指定法人職員または職員以外の地方公務員等として在職した後引き続いて職員となったものを含む。次項および付則第5項において同じ。)のうち、適用日以後に新条例第3条から第5条までの規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が35年以下である者に対する退職手当の基本額は、当分の間、新条例第3条から第5条の3までの規定により計算した額にそれぞれ<u>100分の87</u>を乗じて得た額とする。</p>

第3条 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(平成18年和歌山県条例第11号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">附 則 (経過措置)</p> <p>2 職員が新制度適用職員(職員であって、その者がこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に退職することによりこの条例による改正後の職員の退職手当に関する条例(以下「新条例」という。)の規定及び附則第9項の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例の特例に関する条例(昭和37年和歌山県条例第60号。以下この項及び附則第4項において「特例条例」という。))による退職手当の支給を受けることとなる者をいう。以下同じ。)として退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、この条例による改正前の職員の退職手当に関する条例(以下「旧条例」という。)第3条から第7条まで及び付則第30項から第32項まで、附則第9項の規定による改正前の特例条例第2条及び付則第2項、附則第10項の規定による改正前の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(昭和48年和歌山県条例第27号。以下この項及び附則第4項において「条例第27号」という。)付則第3項から第6項まで並びに附則第11項の規定による改正前の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(平成15年和歌山県条例第80号。以下この項及び附則第4項において「条例第80号」という。)附則第5項の規定により計算した額(当該勤続期間が43年又は44年の者であって、傷病若しくは死亡によらずにその者の都合により又は公務によらない傷病により又は勤務公署の移転により退職したものにあっては、その者が旧条例第5条の規定に該当する退職をしたものとみなし、かつ、</p>	<p style="text-align: center;">附 則 (経過措置)</p> <p>2 職員が新制度適用職員(職員であって、その者がこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に退職することによりこの条例による改正後の職員の退職手当に関する条例(以下「新条例」という。)の規定及び附則第9項の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例の特例に関する条例(昭和37年和歌山県条例第60号。以下この項及び附則第4項において「特例条例」という。))による退職手当の支給を受けることとなる者をいう。以下同じ。)として退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、この条例による改正前の職員の退職手当に関する条例(以下「旧条例」という。)第3条から第7条まで及び付則第30項から第32項まで、附則第9項の規定による改正前の特例条例第2条及び付則第2項、附則第10項の規定による改正前の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(昭和48年和歌山県条例第27号。以下この項及び附則第4項において「条例第27号」という。)付則第3項から第6項まで並びに附則第11項の規定による改正前の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(平成15年和歌山県条例第80号。以下この項及び附則第4項において「条例第80号」という。)附則第5項の規定により計算した額(当該勤続期間が43年又は44年の者であって、傷病若しくは死亡によらずにその者の都合により又は公務によらない傷病により又は勤務公署の移転により退職したものにあっては、その者が旧条例第5条の規定に該当する退職をしたものとみなし、かつ、</p>

その者の当該勤続期間を35年として旧条例付則第30項の規定の例により計算して得られる額)にそれぞれ100分の83.7(当該勤続期間が20年以上の者(42年以下の者で傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職したもの及び37年以上42年以下の者で公務によらない傷病により又は勤務公署の移転により退職したものを除く。)及び平成15年3月31日に在職する職員が、その者の非違によることなく勸奨を受けて附則第9項の規定による改正前の特例条例第2条第1項に規定する規則で定める期間内に退職する場合において、職員としての勤続期間が15年以上20年未満であり、かつ、年齢が50年以上であるものにあつては、104分の83.7)を乗じて得た額が、新条例第2条の4から第5条の3まで及び第7条から第7条の5まで並びに付則第30項から第32項まで、附則第6項、附則第7項、附則第9項の規定による改正後の特例条例第2条から第4条まで及び付則第2項、条例第27号付則第3項から第6項まで並びに条例第80号付則第5項の規定により計算した退職手当の額(以下「新条例等退職手当額」という。)よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。

その者の当該勤続期間を35年として旧条例附則第30項の規定の例により計算して得られる額)にそれぞれ100分の87(当該勤続期間が20年以上の者(42年以下の者で傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職したもの及び37年以上42年以下の者で公務によらない傷病により又は勤務公署の移転により退職したものを除く。)及び平成15年3月31日に在職する職員が、その者の非違によることなく勸奨を受けて附則第9項の規定による改正前の特例条例第2条第1項に規定する規則で定める期間内に退職する場合において、職員としての勤続期間が15年以上20年未満であり、かつ、年齢が50年以上であるものにあつては、104分の87)を乗じて得た額が、新条例第2条の4から第5条の3まで及び第7条から第7条の5まで並びに付則第30項から第32項まで、附則第6項、附則第7項、附則第9項の規定による改正後の特例条例第2条から第4条まで及び付則第2項、条例第27号付則第3項から第6項まで並びに条例第80号付則第5項の規定により計算した退職手当の額(以下「新条例等退職手当額」という。)よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。

(職員の退職手当に関する条例の特例に関する条例の一部改正)

第4条 職員の退職手当に関する条例の特例に関する条例(昭和37年和歌山県条例第60号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">付 則</p> <p>2 当分の間、職員がその者の非違によることなく勸奨を受けて第2条第1項に規定する規則で定める期間内に退職した場合における退職手当の基本額は、同条の規定により計算した額に<u>100分の83.7</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、平成15年3月31日に在職する職員が、その者の非違によることなく勸奨を受けて第2条第1項に規定する規則で定める期間内に退職する場合において、職員としての勤続期間が15年以上であり、かつ、年齢が50年以上であるときは、同条の規定にかかわらず、当分の間、当該職員に対し、退職手当条例第5条の規定により計算した額に<u>100分の83.7</u>を乗じて得た額を退職手当の基本額とすることができる。この場合において、職員としての勤続期間が35年を超える者については、その者の勤続期間を35年として計算するものとする。</p>	<p style="text-align: center;">付 則</p> <p>2 当分の間、職員がその者の非違によることなく勸奨を受けて第2条第1項に規定する規則で定める期間内に退職した場合における退職手当の基本額は、同条の規定により計算した額に<u>100分の87</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、平成15年3月31日に在職する職員が、その者の非違によることなく勸奨を受けて第2条第1項に規定する規則で定める期間内に退職する場合において、職員としての勤続期間が15年以上であり、かつ、年齢が50年以上であるときは、同条の規定にかかわらず、当分の間、当該職員に対し、退職手当条例第5条の規定により計算した額に<u>100分の87</u>を乗じて得た額を退職手当の基本額とすることができる。この場合において、職員としての勤続期間が35年を超える者については、その者の勤続期間を35年として計算するものとする。</p>

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月23日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第12号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（平成12年和歌山県条例第65号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(特殊勤務手当の種類) 第3条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。 (1)～(20) 略 (21) 死体処理手当</p> <p>(災害応急作業等手当の特例) 第17条 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第15条第2項の規定による原子力緊急事態宣言があった場合で、職員が次に掲げる作業に従事したときは、災害応急作業等手当を支給する。 <u>(1) 原子力災害対策特別措置法第17条第9項に規定する緊急事態応急対策実施区域に所在する原子力事業所のうち人事委員会が定めるもの（次号において「特定原子力事業所」という。）の敷地内において行う作業</u> <u>(2) 特定原子力事業所に係る原子力災害対策特別措置法第20条第2項の規定に基づく原子力災害対策本部長の地方公共団体の長に対する指示（附則第14項第2号及び第3号において「本部長指示」という。）に基づき設定された区域等を考慮して人事委員会が定める区域において行う作業（前号に掲げるものを除く。）</u> 2 前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 <u>(1) 前項第1号の作業のうち原子炉建屋（人事委員会が定めるものに限る。）内において行うもの 4万円を超えない範囲内において人事委員会が定める額</u> <u>(2) 前項第1号の作業のうち前号に掲げるもの以外のもの 2万円を超えない範囲内において人事委員会が定める額</u> <u>(3) 前項第2号の作業 1万円を超えない範囲内において人事委員会が定める額（心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める作業に従事した場合にあっては、当該額にその100分の100を超えない範囲内において人事委員会が定める額を加算した額）</u> 3 同一の日において、前項各号の作業のうち2以上の作業に従事した場合における当該2以上の作業に係る手当の調整に関し必要な事項は、人事委員会が定める。</p> <p>第18条 職員が、著しく異常かつ激甚な非常災害であって、当該非常災害に係る災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置されたもの（東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。附則第14項及び第18項において同じ。）を除く。第28条において「特定大規模災害」という。）に対処するため第16条第1項に規定する巡回監視、応急作業又は災害状況の調査に引き続き5日を下らない範囲内において人事委員会が定める期間以上従事した場合の災害応急作業等手当の額は、同条第2項の規定にかかわらず、同項の規定による額に、同項本文に規定する額の100分の100に相</p>	<p>(特殊勤務手当の種類) 第3条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。 (1)～(20) 略</p>

当する額を超えない範囲内において人事委員会  
が定める額を加算した額とする。

第19条～第27条 略

(死体処理手当)

第28条 死体処理手当は、特定大規模災害に対処  
するため死体の取扱いに関する作業で人事委員  
会が定めるものに従事したときに支給する。

2 前項の手当の額は、作業に従事した日1日に  
つき、1,000円（人事委員会が定める場合にあ  
っては、2,000円）を超えない範囲内において  
人事委員会が定める額（心身に著しい負担を与  
えたと人事委員会が認める作業に従事した場合  
にあっては、当該額にその100分の100に相当  
する額を超えない範囲内において人事委員会が  
定める額を加算した額）とする。

第29条～第31条 略

附 則

(災害応急作業等手当の特例)

14 職員が東日本大震災に対処するため、次に掲  
げる作業に従事したときは、災害応急作業等手  
当を支給する。

(1) 略

(2) 本部長指示により、帰還困難区域に設定す  
ることとされた区域において行う作業（前号  
に掲げるものを除く。）

(3) 略

第17条～第25条 略

附 則

(災害応急作業等手当の特例)

14 職員が東日本大震災（平成23年3月11日に発  
生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原  
子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ  
。）に対処するため、次に掲げる作業に従事し  
たときは、災害応急作業等手当を支給する。

(1) 略

(2) 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律  
第156号）第20条第2項の規定に基づく原子  
力災害対策本部長の地方公共団体の長に対す  
る指示（以下「本部長指示」という。）によ  
り、帰還困難区域に設定することとされた区  
域において行う作業（前号に掲げるものを除  
く。）

(3) 略

(附則第14項から第17項までの特例)

19 職員が東日本大震災に対処するため、次に掲  
げる作業に従事したときは、当分の間、災害応  
急作業等手当を支給する。

(1) 本部長指示により、原子力災害対策特別措  
置法第28条第2項の規定により読み替えて適  
用される災害対策基本法（昭和36年法律第22  
3号）第63条第1項の規定に基づく警戒区域  
に設定することとされた区域において行う作  
業（第14項各号に掲げるもの及び本部長指示  
により、避難指示解除準備区域に設定す  
ることとされた区域において行うものを除く。）

(2) 本部長指示により、居住者等が避難のため  
の立退き又は避難のための計画的な立退きを  
行うこととされた区域において行う作業（第  
14項各号及び前号に掲げるもの並びに本部長  
指示により、避難指示解除準備区域に設定す  
ることとされた区域において行うものを除く  
。）

20 前項の手当の額は、作業に従事した日1日に  
つき、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当  
該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号の作業のうち屋外において行う  
もの 6,600円

(2) 前項第1号の作業のうち屋内において行う  
もの 1,330円

(3) 前項第2号の作業のうち屋外において行う  
もの 5,000円

(4) 前項第2号の作業のうち屋内において行う  
もの 1,000円

21 同一の日において、前項各号の作業のうち2  
以上の作業に従事した場合又は第15項各号の作  
業のうち1以上の作業に従事し、かつ、前項各

号の作業のうち 1 以上の作業に従事した場合において、これらの作業に係る手当の額が同額のとくにあっては当該手当のいずれか 1 の手当、これらの作業に係る手当の額が異なるときにあっては当該手当の額が最も高いもの（その額が同額の場合にあっては、その手当のいずれか 1 の手当）以外の手当は支給しない。

22 前項の規定の適用がある場合であって、第14項の規定により災害応急作業等手当を支給する場合の第17項の規定の適用については、同項中「前 2 項」とあるのは、「第15項及び第21項」とする。

23 第17項の規定は、第19項の規定により災害応急作業等手当を支給する場合について準用する。この場合において、第17項中「第15項第 5 号又は第 7 号」とあるのは「第20項第 1 号又は第 3 号」と、「前 2 項」とあるのは「第20項及び第21項」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

和歌山県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 30 年 3 月 23 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第13号

和歌山県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

和歌山県の事務処理の特例に関する条例（平成11年和歌山県条例第38号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
(市町村が処理する事務の範囲等) 第 2 条 次の表の左欄に掲げる事務は、それぞれ右欄に掲げる市町村が処理することとする。		(市町村が処理する事務の範囲等) 第 2 条 次の表の左欄に掲げる事務は、それぞれ右欄に掲げる市町村が処理することとする。	
事務	市町村	事務	市町村
略		略	
34 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下この項において「法」という。）、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下この項において「施行令」という。）、和歌山県建築基準法施行条例（昭和35年和歌山県条例第31号。以下この項において「条例」という。）並びに法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(4) 略 (5) 法第43条第 1 項ただし書、第47条ただし書、第48条第 1 項ただし書、第 2 項ただし書、第 3 項ただし書、第 4 項ただし書、第 5 項ただし書、第 6 項ただし書、第 7 項ただし書、第 8 項ただし書、第 9 項ただし書、第10	略	34 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下この項において「法」という。）、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下この項において「施行令」という。）、和歌山県建築基準法施行条例（昭和35年和歌山県条例第31号。以下この項において「条例」という。）並びに法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(4) 略 (5) 法第43条第 1 項ただし書、第47条ただし書、第48条第 1 項ただし書、第 2 項ただし書、第 3 項ただし書、第 4 項ただし書、第 5 項ただし書、第 6 項ただし書、第 7 項ただし書、第 8 項ただし書、第 9 項ただし書、第10	略

項ただし書、第11項ただし書、第12項ただし書、第13項ただし書及び第14項ただし書（法第87条第2項及び第3項並びに第88条第2項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）、第51条ただし書（法第87条第2項及び第3項並びに第88条第2項において準用する場合を含む。）、第52条第10項、第11項及び第14項、第53条第4項及び第5項第3号、第53条の2第1項第3号及び第4号（法第57条の5第3項において準用する場合を含む。）、第56条の2第1項ただし書、第57条の4第1項ただし書、第59条第1項第3号及び第4項、第59条の2第1項、第60条の2第1項第3号、第60条の3第1項第3号及び第2項ただし書、第67条の3第3項第2号、第5項第2号及び第9項第2号、第68条の5の3第2項、第68条の7第5項、第85条第3項及び第5項、第86条第3項及び第4項並びに第86条の2第2項及び第3項の規定による許可に係る知事に提出すべき申請書の受理

(6)～(16) 略

項ただし書、第11項ただし書、第12項ただし書及び第13項ただし書（法第87条第2項及び第3項並びに第88条第2項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）、第51条ただし書（法第87条第2項及び第3項並びに第88条第2項において準用する場合を含む。）、第52条第10項、第11項及び第14項、第53条第4項及び第5項第3号、第53条の2第1項第3号及び第4号（法第57条の5第3項において準用する場合を含む。）、第56条の2第1項ただし書、第57条の4第1項ただし書、第59条第1項第3号及び第4項、第59条の2第1項、第60条の2第1項第3号、第60条の3第1項第3号及び第2項ただし書、第67条の3第3項第2号、第5項第2号及び第9項第2号、第68条の5の3第2項、第68条の7第5項、第85条第3項及び第5項、第86条第3項及び第4項並びに第86条の2第2項及び第3項の規定による許可に係る知事に提出すべき申請書の受理

(6)～(16) 略

略

38 都市計画法（昭和43年法律第100号。以下この項から40の項までにおいて「法」という。）、都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号。以下この項及び40の項において「施行規則」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの  
(1)～(11) 略

略

39 法及び都市計画法施行令（昭和44年政令第158号。以下この項及び次項において「施行令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの  
(1)～(3) 略

略

40 略

略

略

38 都市計画法（昭和43年法律第100号。以下この項から41の項までにおいて「法」という。）、都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号。以下この項及び40の項において「施行規則」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの  
(1)～(11) 略

略

39 法及び都市計画法施行令（昭和44年政令第158号。以下この項から41の項までにおいて「施行令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの  
(1)～(3) 略

略

(4) 法第80条第1項の規定による報告及び資料の提出の要求並びに勧告及び助言（(1)の許可に係るものに限る。）

(5) 法第81条第1項の規定による許可の取消し等及び命令、同条第2項の規定による措置の実施及び公告並びに同条第3項の規定による公示（(1)の許可に係るものに限る。）

(6) 法第82条第1項の規定による立入検査（(5)に掲げる事務に係るものに限る。）

(7) 施行令第42条第3項の規定による掲示（(5)の公告に係るものに限る。）

40 略

略

41 法及び施行令に基づく事務のうち、次に掲げるもの  
(1) 法第80条第1項の規定による報告及び資料の提出の要求並び

各町村  
(法第4条第2項に

	<p>に勧告及び助言（前項(1)、(3)及び(7)から(9)までの許可並びに前項(10)の承認に係るものに限る。）</p> <p>(2) 法第81条第1項の規定による許可の取消し等及び命令、同条第2項の規定による措置の実施及び公告並びに同条第3項の規定による公示（前項(1)、(3)及び(7)から(9)までの許可並びに前項(10)の承認に係るものに限る。）</p> <p>(3) 法第82条第1項の規定による立入検査（(2)に掲げる事務に係るものに限る。）</p> <p>(4) 施行令第42条第3項の規定による掲示（(2)の公告に係るものに限る。）</p>
41～74 略	42～75 略

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

和歌山県立情報交流センター設置及び管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月23日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第14号

和歌山県立情報交流センター設置及び管理条例の一部を改正する条例

和歌山県立情報交流センター設置及び管理条例（平成16年和歌山県条例第44号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後							改正前						
別表（第14条関係）							別表（第14条関係）						
施設の種別	利用区分及び利用料金						施設の種別	利用区分及び利用料金					
	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで		午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
略							略						
情報実習室2	略	略	略	略	略	略	情報実習室2	略	略	略	略	略	略
情報実習室3	略	略	略	略	略	略	情報実習室3	<u>2,380円</u>	<u>3,180円</u>	<u>2,990円</u>	<u>4,730円</u>	<u>5,230円</u>	<u>6,910円</u>
ネットワーク実習	略	略	略	略	略	略	ネットワーク実習	略	略	略	略	略	略

室						
映像 実習 室	1,42 0円	1,90 0円	1,77 0円	2,81 0円	3,12 0円	4,10 0円
備考 略	備考 略					

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

和歌山県地域グリーンニューディール基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例をここに公布する。

平成30年3月23日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第15号

和歌山県地域グリーンニューディール基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例

和歌山県地域グリーンニューディール基金の設置、管理及び処分に関する条例（平成21年和歌山県条例第75号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（附属機関の設置等に関する条例の一部改正）

2 附属機関の設置等に関する条例（昭和28年和歌山県条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
（附属機関の設置） 第2条 知事の附属機関として、次の表の右欄に掲げる事務を処理させるため、それぞれ同表左欄に掲げる機関を置く。		（附属機関の設置） 第2条 知事の附属機関として、次の表の右欄に掲げる事務を処理させるため、それぞれ同表左欄に掲げる機関を置く。	
附属機関の名称	担任する事務	附属機関の名称	担任する事務
略		略	
和歌山県環境生活部所管公募型プロポーザル方式等事業者選定委員会	略	和歌山県地域グリーンニューディール基金活用検討委員会	和歌山県地域グリーンニューディール基金活用事業についての重要事項の調査審議に関する事務
略		和歌山県環境生活部所管公募型プロポーザル方式等事業者選定委員会	略
略		略	



2 略

2 略

和歌山県太陽光発電事業の実施に関する条例をここに公布する。

平成 30 年 3 月 23 日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第16号

和歌山県太陽光発電事業の実施に関する条例

目次

第1章 総則 (第1条・第2条)

第2章 太陽光発電事業

第1節 認定 (第3条—第11条)

第2節 設置 (第12条—第14条)

第3節 維持管理 (第15条)

第4節 廃止 (第16条・第17条)

第3章 雑則 (第18条—第26条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、太陽光発電事業の実施による自然環境、生活環境、景観等環境に及ぼす影響や災害の発生に対する県民の不安が拡大していることに鑑み、事業者が太陽光発電事業における太陽光発電設備の設置、維持管理、廃止等について環境を保全し、災害の発生を防止する方法で適切に実施するよう必要な事項を定めるとともに、事業者と県、市町村及び県民が太陽光発電事業について事前に協議する手続その他所要の事項を定めることにより、太陽光発電事業について県民の理解と本県の環境との調和を確保し、もって本県の環境にふさわしい太陽光発電事業の普及を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 太陽光発電設備 太陽光を電気に変換する設備及びその附属設備（合計出力が50キロワット未満のものを除く。）をいう。
- (2) 太陽光発電事業 太陽光発電設備の全部又は一部を土地又は造成した土地に設置し、電気を得る事業（太陽光発電設備のうち太陽光を電気に変換する設備の全部を建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1項の建築物をいう。）に設置するものを除く。）をいう。
- (3) 事業区域 太陽光発電事業の用に供する土地の区域をいう。

第2章 太陽光発電事業

第1節 認定

(太陽光発電事業計画の作成及び認定)

第3条 太陽光発電事業を行おうとする者（以下「太陽光発電事業実施予定者」という。）は、太陽光発電設備ごとに、規則で定めるところにより、当該太陽光発電設備の設置、維持管理及び廃止を適切に行うための太陽光発電事業の実施に関する計画（以下「太陽光発電事業計画」という。）を作成し、知事の認定を受けなければならない。

- 2 太陽光発電事業計画には、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載しなければならない。
- (1) 太陽光発電事業実施予定者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
  - (2) 太陽光発電事業実施予定者が法人である場合においては、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。第11条第2項第5号及び第7号において同じ。）の氏名
  - (3) 太陽光発電事業の内容及び実施時期
  - (4) 事業区域
  - (5) 太陽光発電設備を設置する土地を造成する場合は、土地の造成の方法に関し次に掲げる事項
    - ア 造成する土地の位置及び面積
    - イ 土地の造成に関する工事の内容（設計図を含む。）
    - ウ 土地の造成に関する工事の工程表
    - エ 土地の造成に関する工事の施工前と施工後の土地の形質の変更の状況
  - (6) 太陽光発電設備の設置の方法に関し次に掲げる事項
    - ア 太陽光発電設備の構造及び合計出力
    - イ 太陽光発電設備の事業区域内の位置
    - ウ 太陽光発電設備の設置に関する工事の内容（設計図を含む。）
    - エ 太陽光発電設備の設置に関する工事の工程表
  - (7) 太陽光発電事業の維持管理の方法に関する事項
  - (8) 太陽光発電事業の廃止の方法に関し次に掲げる事項
    - ア 廃止予定日
    - イ 太陽光発電設備の解体及び撤去に関する工事の内容
    - ウ イの工事に伴い生じる廃棄物の処理方法
    - エ 太陽光発電設備の撤去後の土地の整備方針
    - オ イの工事、ウの処理及びエの整備に要する費用の見積り
    - カ オの費用を確保するために講ずる措置
  - (9) 太陽光発電事業を適正に行うために講ずる措置に関し次に掲げる事項
    - ア 事業区域内に森林（森林法（昭和26年法律第249号）第2条第1項に規定する森林をいう。以下このア並びに第11条第1項第1号及び第2号において同じ。）がある場合は、当該森林が現に有する公益的機能からみて太陽光発電事業の実施により土砂の流出、水害等が発生することを防止するために講ずる措置
    - イ 太陽光発電事業の実施に伴う崖崩れ又は土砂の流出による災害の発生を防止するために講ずる措

置

ウ 太陽光発電設備の構造強度を保持するために講ずる措置

エ 太陽光発電事業の実施に伴い生じる環境影響に対して講ずる措置

オ 事業区域に係る景観計画（景観法（平成16年法律第110号）第8条第1項に規定する景観計画をいう。第11条第1項第9号及び第10号において同じ。）に定める良好な景観の形成のために講ずる措置

カ 太陽光発電事業の実施に際して関係法令及び関係法令に基づく命令、関係する府県の条例及び当該条例に基づく命令並びに当該事業区域を管轄する市町村の条例及び当該条例に基づく命令の規定に違反しないために講ずる措置

キ 太陽光発電事業の実施と、県が定める基本計画等（和歌山県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例（平成19年和歌山県条例第44号）第2条に規定する基本計画等をいう。第11条第1項第12号において「県計画等」という。）その他太陽光発電事業に係る計画及び当該事業区域を管轄する市町村が定める太陽光発電事業に係る計画との整合性を確保するために講ずる措置

(10) その他規則で定める事項

（太陽光発電事業計画の案の協議）

第4条 太陽光発電事業実施予定者は、太陽光発電事業計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、知事及び関係市町村（当該太陽光発電事業計画の案に関し自然環境、生活環境、景観等環境の保全上及び災害の発生の防止上関係があると知事が認める市町村をいう。以下同じ。）の長と協議をしなければならない。

（太陽光発電事業計画の案の説明）

第5条 太陽光発電事業実施予定者は、太陽光発電事業計画の案を作成し、規則で定めるところにより、次に掲げる自治会その他の地縁による団体（地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項に規定する地縁による団体をいう。以下この条及び第10条第1項において「自治会等」という。）に対する説明会の開催その他の住民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

(1) 当該太陽光発電事業計画の案の事業区域の全部又は一部をその区域に含む自治会等

(2) 当該太陽光発電事業計画の案に基づき太陽光発電事業を実施することにより自然環境、生活環境、景観等環境の保全上及び災害の発生の防止上影響を及ぼすと知事が認める区域の全部又は一部をその区域に含む自治会等

（太陽光発電事業計画の公表）

第6条 太陽光発電事業実施予定者は、太陽光発電事業計画を作成したときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、公表しなければならない。

（太陽光発電事業計画の認定の申請）

第7条 太陽光発電事業実施予定者は、第3条第1項の認定を受けようとするときは、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

(1) 太陽光発電事業実施予定者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(2) 第5条の規定により講じた措置の概要

(3) その他規則で定める事項

2 前項の申請書には、次に掲げる書面を添付しなければならない。

- (1) 太陽光発電事業計画
- (2) 第5条の規定により措置を講じたことを証する書面
- (3) その他規則で定める書面

3 前項各号に掲げる書面のほか、第1項の申請書には、規則で定めるところにより、当該太陽光発電事業を実施することが周辺地域の自然環境、生活環境、景観等に及ぼす影響について記載した書面を添付しなければならない。ただし、当該書面に記載した事項が、過去になされた第3条第1項の認定に係る当該事項と同一である場合その他の規則で定める場合は、この限りでない。

(申請書の縦覧)

第8条 知事は、前条第1項の申請書の提出があった場合には、遅滞なく、同項各号に掲げる事項、申請年月日及び縦覧場所を公告するとともに、同項の申請書並びに同条第2項及び第3項の書面を当該公告の日から1月間公衆の縦覧に供しなければならない。

(関係市町村の長からの意見聴取)

第9条 知事は、前条の規定による公告をしたときは、遅滞なく、その旨を関係市町村の長に通知し、前条の縦覧期間満了の日（次条において「縦覧期間満了日」という。）までに、当該関係市町村の長の自然環境、生活環境、景観等環境の保全上及び災害の発生の防止上の見地からの意見を聴かなければならない。

(意見書の提出等)

第10条 第8条の規定による公告があったときは、自治会等その他の当該太陽光発電事業に関し利害関係を有する者は、縦覧期間満了日までに、知事に対し、自然環境、生活環境、景観等環境の保全上及び災害の発生の防止上の見地からの意見書を提出することができる。

2 知事は、縦覧期間満了日が経過した後、遅滞なく、前条の意見及び前項の意見書の概要を太陽光発電事業実施予定者へ通知し、期限を定めて当該太陽光発電事業実施予定者に対し、当該概要に対する見解を求めなければならない。

3 知事は、第7条第1項の申請書の内容、前条の意見、第1項の意見書の概要及び前項の見解について自然環境、生活環境、景観等環境の保全上及び災害の発生の防止上の見地から必要と認めるときは、前項の期限（前条の意見がなく、かつ、第1項の意見書の提出がない場合にあつては、縦覧期間満了日）が経過した後、遅滞なく、和歌山県太陽光発電事業調査審議会に意見を求めるものとする。

(認定の基準)

第11条 知事は、第3条第1項の認定の申請があった場合において、当該申請に係る第9条の意見、前条第1項の意見書の内容、同条第2項の見解及び同条第3項の意見を踏まえ、当該申請に係る太陽光発電事業計画が、次に掲げる基準に適合しており、かつ、当該太陽光発電事業計画に係る手続がこの条例若しくはこの条例に基づく命令又は当該事業区域を管轄する市町村の条例若しくは当該条例に基づく命令の規定に違反していないと認めるときは、その認定をするものとする。

(1) 当該太陽光発電事業計画に定める事業区域内に森林がある場合であつて、当該太陽光発電事業計画

- に定める太陽光発電事業に関する工事が、森林法第10条の2に規定する開発行為に該当するときは、当該太陽光発電事業の実施が同条の規定により許可されていること又は許可される見込みであること。
- (2) 当該太陽光発電事業計画に定める事業区域内に森林がある場合であって、当該太陽光発電事業計画に定める太陽光発電事業に関する工事が、森林法第10条の2に規定する開発行為に該当しないときは、次に掲げる規定に該当しないこと。
- ア 当該森林の現に有する土地に関する災害の防止の機能からみて、当該太陽光発電事業に関する工事により当該森林の周辺の地域において土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがあること。
- イ 当該森林の現に有する水害の防止の機能からみて、当該太陽光発電事業に関する工事により当該機能に依存する地域における水害を発生させるおそれがあること。
- (3) 当該太陽光発電事業計画に定める太陽光発電事業に関する工事のうち宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第2条第2号に規定する宅地造成に該当するものであって、同法第3条第1項の規定により指定された宅地造成工事規制区域において行われるもの（次号において「宅地造成許可対象工事」という。）について、同法第8条第1項本文の規定により許可されていること又は許可される見込みであること。
- (4) 当該太陽光発電事業計画に定める太陽光発電事業に関する工事のうち宅地造成等規制法施行令（昭和37年政令第16号）第3条各号に掲げる土地の形質の変更のいずれかを行うもの（宅地造成許可対象工事を除く。）について、同令第5条から第15条までの規定に定める技術的基準に従い、擁壁、排水施設及び地滑り抑止ぐい並びにグラウンドアンカーその他の土留の設置その他災害を防止するため必要な措置が講じられるものであること。
- (5) 当該太陽光発電事業計画に定める太陽光発電事業に関する工事が、電気事業法施行規則（平成7年通商産業省令第77号）第65条第1項に定めるものに該当する場合は、電気事業法（昭和39年法律第170号）第48条第4項の規定による命令を受けるものでないこと。
- (6) 当該太陽光発電事業計画に定める太陽光発電事業に関する工事が、電気事業法施行規則第65条第1項に定めるものに該当しない場合は、当該太陽光発電事業計画が電気事業法第39条第1項の技術基準のうち構造強度に関するものに適合するものであること。
- (7) 当該太陽光発電事業計画に定める太陽光発電事業が和歌山県環境影響評価条例（平成12年和歌山県条例第10号）第2条第2号に規定する対象事業である場合は、同条例及び同条例に基づく命令の規定に違反しないこと。
- (8) 当該太陽光発電事業計画に定める太陽光発電事業が和歌山県環境影響評価条例第2条第2号に規定する対象事業以外の事業である場合は、規則で定めるところにより、当該太陽光発電事業の実施が環境に及ぼす影響について環境の構成要素に係る項目ごとに調査、予測及び評価を行うとともに、これらを行う過程において当該太陽光発電事業の実施に係る環境の保全のための措置を検討し、この措置が講じられた場合における環境に及ぼす影響を総合的に評価していること。
- (9) 当該太陽光発電事業計画に定める太陽光発電事業の実施が、当該事業区域に係る景観計画による制限の対象となるときは、当該太陽光発電事業の実施について、当該景観計画に適合するものであるこ

と。

- (10) 当該太陽光発電事業計画に定める太陽光発電事業の実施が、当該事業区域に係る景観計画による制限の対象とならないときは、当該太陽光発電事業の実施について、当該景観計画に定める良好な景観の形成のために制限される行為の基準に従い、必要な措置が講じられるものであること。
  - (11) 前各号に定めるもののほか、当該太陽光発電事業計画が、関係法令及び関係法令に基づく命令、関係する府県の条例及び当該条例に基づく命令、並びに当該事業区域を管轄する市町村の条例及び当該条例に基づく命令の規定に違反しないものであること。
  - (12) 当該太陽光発電事業計画が、県計画等その他太陽光発電事業に関する計画及び当該事業区域を管轄する市町村が定める太陽光発電事業に関する計画に適合するものであること。
- 2 知事は、太陽光発電事業実施予定者が次の各号のいずれにも該当しないものであると認めるときでなければ、第3条第1項の認定をしてはならない。
- (1) 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
  - (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
  - (3) 太陽光発電事業の実施に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
  - (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（第8号において「暴力団員等」という。）
  - (5) 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）が前各号のいずれかに該当するもの
  - (6) 第23条第1項又は第2項の規定により認定を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者
  - (7) 法人でその役員のうち第1号から第4号まで又は前号のいずれかに該当する者のあるもの
  - (8) 暴力団員等がその事業活動を支配する者
- 3 第3条第1項の認定には、自然環境、生活環境、景観等環境の保全上及び災害の発生の防止上必要な条件を付することができる。
- 4 知事は、第3条第1項の認定をしたときは、規則で定めるところにより、当該認定に係る太陽光発電事業計画に記載された事項のうち規則で定めるものを公表するものとする。

## 第2節 設置

### （工事の実施）

第12条 第3条第1項の認定を受けた太陽光発電事業実施予定者（以下「認定太陽光発電事業実施者」という。）が行う太陽光発電事業に関する工事は、当該認定を受けた太陽光発電事業計画（第18条第1項の規定による変更の認定又は同条第2項若しくは第3項の規定による変更の届出があったときは、変更後のもの。以下「認定太陽光発電事業計画」という。）に従って行わなければならない。

### （工事の届出）

第13条 認定太陽光発電事業実施者は、太陽光発電設備を設置する土地の造成に関する工事を行おうとす

るときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

- 2 認定太陽光発電事業実施者は、太陽光発電設備の設置に関する工事を行おうとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

（工事の停止命令等）

第14条 知事は、太陽光発電事業に関する工事について、当該工事に係る認定太陽光発電事業計画と適合しないことが明らかであると認める場合その他自然環境、生活環境、景観等環境の保全上及び災害の発生の防止上必要があると認める場合には、認定太陽光発電事業実施者（特に緊急の必要があると認める場合においては、当該工事の請負人又は現場管理者）に対し、当該工事の停止又は中止その他の必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

- 2 知事は、前項の規定による命令をした場合においては、規則で定めるところにより、その旨を公表するものとする。

### 第3節 維持管理

（維持管理の方法）

第15条 認定太陽光発電事業実施者は、太陽光発電事業を実施する間、認定太陽光発電事業計画に従って太陽光発電設備及び事業区域内の土地を維持管理しなければならない。

### 第4節 廃止

（廃止の方法）

第16条 認定太陽光発電事業実施者は、認定太陽光発電事業計画に従って太陽光発電事業を廃止しなければならない。

- 2 認定太陽光発電事業実施者は、その太陽光発電事業を廃止しようとするときは、太陽光発電設備の解体、撤去及び廃棄その他の規則で定める措置（次項において「廃止措置」という。）を講じなければならない。

- 3 認定太陽光発電事業実施者は、廃止措置を講じようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該廃止措置を講じようとする太陽光発電事業の廃止に関する実施計画を定め、知事に届け出なければならない。

（認定の失効）

第17条 第3条第1項の認定（次条第1項の規定による変更の認定を含む。第22条第1項第3号並びに第23条第1項及び第2項において同じ。）は、認定太陽光発電事業実施者が認定太陽光発電事業計画に係る太陽光発電事業を前条の規定により廃止したときは、その効力を失う。

### 第3章 雑則

（太陽光発電事業計画の変更等）

第18条 認定太陽光発電事業実施者は、第3条第2項第3号から第10号までに掲げる事項を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、知事の認定を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

- 2 認定太陽光発電事業実施者は、前項ただし書の規則で定める軽微な変更をしようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

3 認定太陽光発電事業実施者は、第 3 条第 2 項第 1 号又は第 2 号に掲げる事項を変更したときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

4 第 4 条から第 11 条までの規定は、第 1 項の規定による変更の認定について準用する。

5 第 11 条第 4 項の規定は、第 2 項及び第 3 項の規定による届出について準用する。

（地位の承継）

第 19 条 認定太陽光発電事業実施者から当該認定太陽光発電事業計画に係る太陽光発電事業を譲り受けた者は、当該認定太陽光発電事業実施者の地位を承継する。

2 認定太陽光発電事業実施者である法人が合併する場合（認定太陽光発電事業実施者である法人と認定太陽光発電事業実施者でない法人が合併する場合において、認定太陽光発電事業実施者である法人が存続するときを除く。）又は分割する場合（当該認定太陽光発電事業計画に係る太陽光発電事業を承継させる場合に限る。）は、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該認定太陽光発電事業計画に係る太陽光発電事業を承継した法人は、認定太陽光発電事業実施者の地位を承継する。

3 認定太陽光発電事業実施者について相続があったときは、相続人は、認定太陽光発電事業実施者の地位を承継する。

4 前 3 項の規定により認定太陽光発電事業実施者の地位を承継した者は、規則で定める日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

5 知事は、前項の規定による届出があったときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を公表するものとする。

（指導及び助言）

第 20 条 知事は、認定太陽光発電事業実施者に対し、認定太陽光発電事業計画に係る太陽光発電事業の適確な実施のために必要な指導及び助言を行うものとする。

（報告徴収及び立入検査）

第 21 条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、認定太陽光発電事業実施者に対し、その業務の状況、太陽光発電設備及び事業区域内の土地の状況その他必要な事項に関し報告をさせ、又はその職員に、認定太陽光発電事業実施者の事業所若しくは事業区域に立ち入り、帳簿、書類、太陽光発電設備その他の物件の検査をさせることができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第 1 項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（改善命令等）

第 22 条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、認定太陽光発電事業実施者に対し、期限を定めて、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(1) 認定太陽光発電事業実施者が認定太陽光発電事業計画に従って太陽光発電事業を実施していないと認めるとき。



- (2) 認定太陽光発電事業計画が第11条第1項各号（第18条第4項の規定により準用する場合を含む。）のいずれかに適合しなくなったと認めるとき。
- (3) 認定太陽光発電事業実施者が第11条第3項（第18条第4項の規定により準用する場合を含む。）の規定により第3条第1項の認定に付した条件に違反したとき。
- (4) 認定太陽光発電事業実施者が前条第1項の規定により求められた報告若しくは資料の提出をせず、虚偽の報告をし、若しくは虚偽の記載をした資料を提出し、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

2 知事は、前項の規定により命令をしたときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を公表するものとする。

（認定の取消し）

第23条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、第3条第1項の認定を取り消さなければならない。

- (1) 認定太陽光発電事業実施者が不正な手段により第3条第1項の認定を受けたとき。
- (2) 認定太陽光発電事業実施者が第11条第2項各号（第18条第4項の規定により準用する場合を含む。）のいずれかに該当することとなったとき。

2 知事は、認定太陽光発電事業実施者が第14条第1項又は前条第1項の規定による命令に違反したときは、第3条第1項の認定を取り消すことができる。

3 知事は、前2項の取消しをしたときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、公表するものとする。

（認定の取消しに伴う措置）

第24条 認定太陽光発電事業実施者が前条第1項又は第2項の規定により第3条第1項の認定を取り消されたときは、遅滞なく、当該認定を取り消された者（次項において「認定取消太陽光発電事業実施者」という。）は、当該認定を取り消された太陽光発電事業計画に記載された太陽光発電設備の解体、撤去及び廃棄の方法並びに太陽光発電設備の撤去後の土地の整備方針に従って、太陽光発電事業を廃止しなければならない。

2 第16条第2項及び第3項の規定は、認定取消太陽光発電事業実施者が前項の規定により太陽光発電事業を廃止する場合について準用する。

（勧告及び命令）

第25条 知事は、第3条第1項の認定を受けないで太陽光発電事業を実施している事業者に対し、期限を定めて、必要な手続の実施その他の措置を講ずるよう勧告することができる。

2 知事は、前項の勧告を受けた事業者が当該勧告に従わないときは、期限を定めて、必要な手続の実施その他の措置を講ずるよう命ずることができる。

3 知事は、前項の命令を受けた事業者が、正当な理由なく、前項の規定による命令に従わないときは、規則で定めるところにより、当該事業者の氏名、違反の事実その他の規則で定める事項を公表するものとする。

4 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該事業者に対し、あらかじめ、意見を述べる機会を与えなければならない。

(規則への委任)

第26条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。
  - (1) 第1条から第10条まで並びに次項及び附則第3項の規定 公布の日
  - (2) 前号に掲げる規定以外の規定 公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日
- 2 第3条第1項の規定は、前項第2号に定める日以後にその工事が着手される太陽光発電事業について適用する。

(附属機関の設置等に関する条例の一部改正)

- 3 附属機関の設置等に関する条例(昭和28年和歌山県条例第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																		
<p>(附属機関の設置) 第2条 知事の附属機関として、次の表の右欄に掲げる事務を処理させるため、それぞれ同表左欄に掲げる機関を置く。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">附属機関の名称</th> <th style="width: 80%;">担任する事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>和歌山県環境表彰選考委員会</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>和歌山県太陽光発電事業調査審議会</td> <td><u>太陽光発電事業についての重要事項の調査審議に関する事務</u></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 略</p>	附属機関の名称	担任する事務	略		和歌山県環境表彰選考委員会	略	和歌山県太陽光発電事業調査審議会	<u>太陽光発電事業についての重要事項の調査審議に関する事務</u>	略		<p>(附属機関の設置) 第2条 知事の附属機関として、次の表の右欄に掲げる事務を処理させるため、それぞれ同表左欄に掲げる機関を置く。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">附属機関の名称</th> <th style="width: 80%;">担任する事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>和歌山県環境表彰選考委員会</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 略</p>	附属機関の名称	担任する事務	略		和歌山県環境表彰選考委員会	略	略	
附属機関の名称	担任する事務																		
略																			
和歌山県環境表彰選考委員会	略																		
和歌山県太陽光発電事業調査審議会	<u>太陽光発電事業についての重要事項の調査審議に関する事務</u>																		
略																			
附属機関の名称	担任する事務																		
略																			
和歌山県環境表彰選考委員会	略																		
略																			

和歌山県青少年健全育成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 30 年 3 月 23 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第17号

和歌山県青少年健全育成条例の一部を改正する条例

和歌山県青少年健全育成条例(昭和53年和歌山県条例第36号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前

(青少年のインターネット利用に係る保護者の努力義務等)

第21条の7 略

2 保護者は、青少年が携帯電話インターネット接続役務（青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成20年法律第79号。以下この項及び次項並びに第21条の9第1項において「法」という。）第2条第7項に規定する携帯電話インターネット接続役務をいう。以下この項及び次項並びに第21条の9第2項において同じ。）の提供を受ける契約（当該契約の内容を変更する契約を含む。）を締結し、又は保護者が青少年を携帯電話端末等（法第2条第7項に規定する携帯電話端末等をいう。）の使用者とする携帯電話インターネット接続役務に係る契約（当該契約の内容を変更する契約を含む。）を締結する場合において、法第15条ただし書の規定によりフィルタリングサービス（法第2条第10項に規定する青少年有害情報フィルタリングサービスをいう。以下この項及び第21条の9第2項において同じ。）を利用しない旨の申出をするときは、次の各号のいずれかに該当することを記載した書面（当該書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。同条第1項から第3項までにおいて同じ。）を含む。次項及び第4項並びに同条第2項及び第3項において同じ。）を携帯電話インターネット事業者（法第2条第8項に規定する携帯電話インターネット接続役務提供事業者をいう。第21条の9第2項において同じ。）に提出しなければならない。

(1)～(3) 略

3 保護者は、青少年が特定携帯電話端末等（法第16条に規定する特定携帯電話端末等をいう。以下この項及び第21条の9第3項において同じ。）に係る携帯電話インターネット接続役務の提供を受ける契約（当該契約の内容を変更する契約を含む。）を締結し、又は保護者が青少年を特定携帯電話端末等の使用者とする携帯電話インターネット接続役務に係る契約（当該契約の内容を変更する契約を含む。）を締結する場合において、法第16条ただし書の規定によりフィルタリング有効化措置（同条に規定する青少年有害情報フィルタリング有効化措置をいう。以下この項及び第21条の9第3項において同じ。）を講ずることを希望しない旨の申出をするときは、次の各号のいずれかに該当することを記載した書面を携帯電話インターネット事業者等（法第13条第1項に規定する携帯電話インターネット接続役務提供事業者等をいう。第21条の9において同じ。）に提出しなければならない。

(1) 就労している青少年が、フィルタリング有効化措置を講じた場合に当該青少年の就労に著しい支障を生じること。

(2) 障害を有する又は疾病にかかっている青少年が、フィルタリング有効化措置を講じた場合に当該青少年の日常生活に著しい支障を生じること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める正当な理由があること。

4 保護者は、前2項の規定により書面を提出しようとするときは、あらかじめ知事に意見を求めなければならない。

5 知事は、前項の規定により意見を求められたときは、その保護者に対し、第2項又は第3項に規定する契約に基づく青少年によるインターネットの利用が適切に行われるかどうかについて、説明又は資料の提出を求めることができる。

(青少年のインターネット利用に係る保護者の努力義務等)

第21条の7 略

2 保護者は、青少年が携帯電話インターネット接続役務（青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成20年法律第79号。以下この項において「法」という。）第2条第7項に規定する携帯電話インターネット接続役務をいう。以下同じ。）の提供を受ける契約（当該契約の内容を変更する契約を含む。）を締結し、又は保護者が青少年を携帯電話端末又はPHS端末（以下「携帯電話端末等」という。）の使用者とする携帯電話インターネット接続役務に係る契約（当該契約の内容を変更する契約を含む。）を締結する場合において、法第17条第1項ただし書の規定によりフィルタリングサービス（法第2条第10項に規定する青少年有害情報フィルタリングサービスをいう。以下同じ。）を利用しない旨の申出をするときは、次の各号のいずれかに該当することを記載した書面を携帯電話インターネット事業者（法第2条第8項に規定する携帯電話インターネット接続役務提供事業者をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。

(1)～(3) 略

3 保護者は、前項の規定により書面を提出しようとするときは、あらかじめ知事に意見を求めなければならない。

4 知事は、前項の規定により意見を求められたときは、その保護者に対し、第2項に規定する契約に基づく青少年によるインターネットの利用が適切に行われるかどうかについて、説明又は資料の提出を求めることができる。

(携帯電話インターネット事業者等の講ずべき措置等)  
第21条の9

携帯電話インターネット事業者等は、法第13条第1項の規定により確認をするに当たっては、青少年又はその保護者に対し、法第14条各号に掲げる事項のほか、規則で定める事項を説明するとともに、それらの内容を記載した説明書(当該説明書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。)を交付しなければならない。

2 携帯電話インターネット事業者は、第21条の7第2項に規定する契約を締結する場合において、同項の書面の提出があったときに限り、フィルタリングサービスを除いて携帯電話インターネット接続役務を提供することができる。この場合において、当該携帯電話インターネット事業者は、当該契約が終了する日又は規則で定める日のいずれか早い日までの間、当該書面若しくはその写しを保存し、又は当該書面に記載された事項(規則で定める事項に限る。)が記載され、若しくは記録された他の書面若しくは規則で定める電磁的記録を保存しなければならない。

3 携帯電話インターネット事業者等は、第21条の7第3項に規定する契約を締結する場合において、同項の書面の提出があったときに限り、フィルタリング有効化措置を講ずることなく特定携帯電話端末等の販売をすることができる。この場合において、当該携帯電話インターネット事業者等は、当該契約が終了する日又は規則で定める日のいずれか早い日までの間、当該書面若しくはその写しを保存し、又は当該書面に記載された事項(規則で定める事項に限る。)が記載され、若しくは記録された他の書面若しくは規則で定める電磁的記録を保存しなければならない。

4 知事は、携帯電話インターネット事業者等が前3項の規定に違反していると認めるときは、当該携帯電話インターネット事業者等に対し、期限を定めて、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

5 略

(携帯電話インターネット事業者の講ずべき措置等)

第21条の9 携帯電話インターネット事業者は、携帯電話インターネット接続役務の提供を受ける携帯電話端末等の契約(当該契約の内容を変更する契約を含む。)を締結するに当たっては、その使用者が青少年であるか否かを確認しなければならない。

2 携帯電話インターネット事業者は、第21条の7第2項に規定する契約を締結するに当たっては、青少年又はその保護者に対し、携帯電話インターネット接続役務の提供を受けることにより青少年が有害情報を閲覧する機会が生ずることその他の規則で定める事項を説明するとともに、その内容を記載した説明書を交付しなければならない。

3 携帯電話インターネット事業者は、第21条の7第2項に規定する契約を締結する場合において、同項の書面の提出があったときに限り、フィルタリングサービスを除いて携帯電話インターネット接続役務を提供することができる。この場合において、当該携帯電話インターネット事業者は、当該契約が終了する日又は規則で定める日のいずれか早い日までの間、当該書面若しくはその写しを保存し、又は当該書面に記載された事項(規則で定める事項に限る。)が記載され、若しくは記録された他の書面若しくは規則で定める電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。)を保存しなければならない。

4 知事は、携帯電話インターネット事業者が前2項の規定に違反していると認めるときは、当該携帯電話インターネット事業者に対し、期限を定めて、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

5 略

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

旅館業法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月23日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第18号

旅館業法施行条例の一部を改正する条例

旅館業法施行条例(昭和45年和歌山県条例第60号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定員) 第4条 営業者は、当該営業に係る施設について、次に掲げる床面積を基準として客室ごとの定員を定めなければならない。 <u>(1) 旅館・ホテル営業の施設の客室にあつては、1人につき3.3平方メートル(寝台を置く客室にあつては、1人につき4.5平方メートル)以上</u></p> <p>(2)・(3) 略 2 略</p> <p>(旅館・ホテル営業の施設の構造設備の基準) <u>第6条 旅館業法施行令(昭和32年政令第152号)第1条第1項第8号の条例で定める構造設備の基準は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(下宿営業の施設の構造設備の基準) 第7条 旅館業法施行令第1条第3項第5号の条例で定める構造設備の基準は、次のとおりとする。 (1)～(4) 略</p> <p>第8条 略</p>	<p>(定員) 第4条 営業者は、当該営業に係る施設について、次に掲げる床面積を基準として客室ごとの定員を定めなければならない。 (1) <u>洋式の構造設備による客室(第3号及び第4号に該当するものを除く。)にあつては、1人につき4.5平方メートル以上</u></p> <p>(2) <u>和式の構造設備による客室(次号及び第4号に該当するものを除く。)にあつては、1人につき3.3平方メートル以上</u></p> <p>(3)・(4) 略 2 略</p> <p>(ホテル営業の施設の構造設備の基準) <u>第6条 旅館業法施行令(昭和32年政令第152号。以下「政令」という。)第1条第1項第11号の条例で定める構造設備の基準は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>洋式の構造設備による客室数が総客室数の2分の1以上であること。</u> (2) <u>施設の規模に応じた適当な広さのフロント及びロビーを有すること。</u> (3) <u>いす、テーブル等の洋式の設備を備えた食堂及び調理場を有すること。</u> (4) <u>収容定員数以上の数量の寝具を備えていること。</u></p> <p>(旅館営業の施設の構造設備の基準) 第7条 政令第1条第2項第10号の条例で定める構造設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>施設の規模に応じた適当な広さの玄関帳場及び玄関広間を有すること。</u> (2)・(3) 略</p> <p>(下宿営業の施設の構造設備の基準) 第8条 政令第1条第4項第5号の条例で定める構造設備の基準は、次のとおりとする。 (1)～(4) 略</p> <p>第9条 略</p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年6月15日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(施行前の準備)

2 この条例の施行の日前において、旅館業法の一部を改正する法律(平成29年法律第84号)附則第5条第1項の規定による許可の申請に対する審査については、この条例による改正後の旅館業法施行条例に定める基準の例により、行うことができる。

和歌山県紀南児童相談所設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月23日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第19号

和歌山県紀南児童相談所設置条例の一部を改正する条例

和歌山県紀南児童相談所設置条例（昭和39年和歌山県条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(設置) 第1条 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条第1項の規定に基づき、和歌山県紀南児童相談所（以下「紀南児童相談所」という。）を設置する。	(設置) 第1条 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第15条の規定に基づき、和歌山県紀南児童相談所（以下「紀南児童相談所」という。）を設置する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

和歌山県子ども・女性・障害者相談センター設置及び管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 30 年 3 月 23 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第20号

和歌山県子ども・女性・障害者相談センター設置及び管理条例の一部を改正する条例

和歌山県子ども・女性・障害者相談センター設置及び管理条例（平成7年和歌山県条例第33号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(設置) 第1条 略 2～5 略 6 センターは、売春防止法第34条第5項の規定に基づく要保護女子の一時保護施設とする。 7・8 略  (業務) 第3条 センターは、次の業務を行う。 (1) 略 (2) <u>売春防止法第34条第3項</u> に規定する業務 (3)～(8) 略	(設置) 第1条 略 2～5 略 6 センターは、売春防止法第34条第4項の規定に基づく要保護女子の一時保護施設とする。 7・8 略  (業務) 第3条 センターは、次の業務を行う。 (1) 略 (2) <u>売春防止法第34条第2項</u> に規定する業務 (3)～(8) 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

和歌山県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 30 年 3 月 23 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第21号

和歌山県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

和歌山県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年和歌山県条例第65号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第42条第1項第2号、第70条第2項第1号(法第70条の2第4項において準用する場合を含む。)、第72条の2第1項各号並びに第74条第1項及び第2項の規定に基づき、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定めるものとする。</p> <p>(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等)</p> <p>第3条 第1条の指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等は、次条から第6条までに定めるもののほか、法第42条第2項、第70条第3項(法第70条の2第4項において準用する場合を含む。)、第72条の2第2項及び第74条第3項に規定する厚生労働省令で定める基準の例による。</p> <p>2 前項の場合において、その例によることとされる指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号。以下この項において「省令」という。)第39条第2項中「その完結の日から2年間」とあるのは「当該指定訪問介護を提供した日から5年間」と、省令第39条の3において準用する省令第39条第2項中「その完結の日から2年間」とあるのは「当該共生型訪問介護を提供した日から5年間」と、省令第43条において準用する省令第39条第2項中「その完結の日から2年間」とあるのは「当該基準該当訪問介護を提供した日から5年間」と、省令第53条の2第2項中「その完結の日から2年間」とあるのは「当該指定訪問入浴介護を提供した日から5年間」と、省令第58条において準用する省令第53条の2第2項中「その完結の日から2年間」とあるのは「当該基準該当訪問入浴介護を提供した日から5年間」と、省令第73条の2第2項中「その完結の日から2年間」とあるのは「当該指定訪問看護を提供した日から5年間」と、省令第82条の2第2項中「その完結の日から2年間」とあるのは「当該指定訪問リハビリテーションを提供した日から5年間」と、省令第90条の2第2項中「その完結の日から2年間」とあるのは「当該指定居宅療養管理指導を提供した日から5年間」と、省令第104条の3第2項中「その完結の日から2年間」とあるのは「当該指定通所介護を提供した日から5年間」と、省令第105条の3において準用する省令第104条の3第2項中「その完結の日から2年間」とあるのは「当該共生型通所介護を提供した日から5年間」と、省令第109条において準用する省令第104条の3第2項中「その完結の日から2年間」とあるのは「当該基準該当通所介護を提供した日から5年間」と、省令第118条の2第2項中「その完結の日から2年間」とあるのは「当該指定通所リハビリテーションを提供した日から5</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第42条第1項第2号、第70条第2項第1号(法第70条の2第4項において準用する場合を含む。))並びに第74条第1項及び第2項の規定に基づき、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定めるものとする。</p> <p>(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等)</p> <p>第3条 第1条の指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等は、次条から第6条までに定めるもののほか、法第42条第2項、第70条第3項(法第70条の2第4項において準用する場合を含む。))及び第74条第3項に規定する厚生労働省令で定める基準の例による。</p> <p>2 前項の場合において、その例によることとされる指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号。以下この項において「省令」という。)第39条第2項中「その完結の日から2年間」とあるのは「当該指定訪問介護を提供した日から5年間」と、省令第43条において準用する省令第39条第2項中「その完結の日から2年間」とあるのは「当該基準該当訪問介護を提供した日から5年間」と、省令第53条の2第2項中「その完結の日から2年間」とあるのは「当該指定訪問入浴介護を提供した日から5年間」と、省令第58条において準用する省令第53条の2第2項中「その完結の日から2年間」とあるのは「当該基準該当訪問入浴介護を提供した日から5年間」と、省令第73条の2第2項中「その完結の日から2年間」とあるのは「当該指定訪問看護を提供した日から5年間」と、省令第82条の2第2項中「その完結の日から2年間」とあるのは「当該指定訪問リハビリテーションを提供した日から5年間」と、省令第90条の2第2項中「その完結の日から2年間」とあるのは「当該指定居宅療養管理指導を提供した日から5年間」と、省令第104条の3第2項中「その完結の日から2年間」とあるのは「当該指定通所介護を提供した日から5年間」と、省令第109条において準用する省令第104条の3第2項中「その完結の日から2年間」とあるのは「当該基準該当通所介護を提供した日から5年間」と、省令第118条の2第2項中「その完結の日から2年間」とあるのは「当該指定通所リハビリテーションを提供した日から5年間」と、省令第139条の2第2項中「その完結の日から2年間」とあるのは「当該指定短期入所生活介護を提供した日から5年間」と、省令第140条の13において準用する省令第139条の2第2項中「その完結の日から2年間」とあるのは「当該ユニット型指定短期入所生活介護を提供した日から5年</p>

年間」と、省令第139条の2第2項中「その完結の日から2年間」とあるのは「当該指定短期入所生活介護を提供した日から5年間」と、省令第140条の13において準用する省令第139条の2第2項中「その完結の日から2年間」とあるのは「当該ユニット型指定短期入所生活介護を提供した日から5年間」と、省令第140条の15において準用する省令第139条の2第2項中「その完結の日から2年間」とあるのは「当該共生型短期入所生活介護を提供した日から5年間」と、省令第140条の32において準用する省令第139条の2第2項中「その完結の日から2年間」とあるのは「当該基準該当短期入所生活介護を提供した日から5年間」と、省令第154条の2第2項中「その完結の日から2年間」とあるのは「当該指定短期入所療養介護を提供した日から5年間」と、省令第155条の12において準用する省令第154条の2第2項中「その完結の日から2年間」とあるのは「当該ユニット型指定短期入所療養介護を提供した日から5年間」と、省令第177条第4項第1号イただし書中「利用者の処遇上必要と認められる場合は、2人」とあるのは、「地域の実情等を踏まえ知事が必要と認める場合は、4人以下」と、省令第191条の3第2項中「その完結の日から2年間」とあるのは「当該指定特定施設入居者生活介護を提供した日から5年間」と、省令第192条の11第2項中「その完結の日から2年間」とあるのは「当該外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護を提供した日から5年間」と、省令第204条の2第2項中「その完結の日から2年間」とあるのは「当該指定福祉用具貸与を提供した日から5年間」と、省令第206条において準用する省令第204条の2第2項中「その完結の日から2年間」とあるのは「当該基準該当福祉用具貸与を提供した日から5年間」と、省令第215条第2項中「その完結の日から2年間」とあるのは「当該指定特定福祉用具販売を提供した日から5年間」とする。

間」と、省令第140条の32において準用する省令第139条の2第2項中「その完結の日から2年間」とあるのは「当該基準該当短期入所生活介護を提供した日から5年間」と、省令第154条の2第2項中「その完結の日から2年間」とあるのは「当該指定短期入所療養介護を提供した日から5年間」と、省令第155条の12において準用する省令第154条の2第2項中「その完結の日から2年間」とあるのは「当該ユニット型指定短期入所療養介護を提供した日から5年間」と、省令第177条第4項第1号イただし書中「利用者の処遇上必要と認められる場合は、2人」とあるのは、「地域の実情等を踏まえ知事が必要と認める場合は、4人以下」と、省令第191条の3第2項中「その完結の日から2年間」とあるのは「当該指定特定施設入居者生活介護を提供した日から5年間」と、省令第192条の11第2項中「その完結の日から2年間」とあるのは「当該外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護を提供した日から5年間」と、省令第204条の2第2項中「その完結の日から2年間」とあるのは「当該指定福祉用具貸与を提供した日から5年間」と、省令第206条において準用する省令第204条の2第2項中「その完結の日から2年間」とあるのは「当該基準該当福祉用具貸与を提供した日から5年間」と、省令第215条第2項中「その完結の日から2年間」とあるのは「当該指定特定福祉用具販売を提供した日から5年間」とする。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

和歌山県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 30 年 3 月 23 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第22号

和歌山県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

和歌山県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成24年和歌山県条例第66号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
-----	-----



(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第54条第1項第2号、第115条の2第2項第1号(法第115条の11において読み替えて準用する法第70条の2第4項において準用する場合を含む。)、第115条の2の2第1項各号並びに第115条の4第1項及び第2項の規定に基づき、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定めるものとする。

(指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等)

第3条 第1条の指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等は、次条から第6条までに定めるもののほか、法第54条第2項、第115条の2第3項(法第115条の11において読み替えて準用する法第70条の2第4項において準用する場合を含む。)、第115条の2の2第2項及び第115条の4第3項に規定する厚生労働省令で定める基準の例による。

2 前項の場合において、その例によることとされる指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第35号。以下この項において「省令」という。)第54条第2項中「その完結の日から2年間」とあるのは「当該指定介護予防訪問入浴介護を提供した日から5年間」と、省令第61条において準用する省令第54条第2項中「その完結の日から2年間」とあるのは「当該基準該当介護予防訪問入浴介護を提供した日から5年間」と、省令第73条第2項中「その完結の日から2年間」とあるのは「当該指定介護予防訪問看護を提供した日から5年間」と、省令第83条第2項中「その完結の日から2年間」とあるのは「当該指定介護予防訪問リハビリテーションを提供した日から5年間」と、省令第92条第2項中「その完結の日から2年間」とあるのは「当該指定介護予防居宅療養管理指導を提供した日から5年間」と、省令第122条第2項中「その完結の日から2年間」とあるのは「当該指定介護予防通所リハビリテーションを提供した日から5年間」と、省令第141条第2項中「その完結の日から2年間」とあるのは「当該指定介護予防短期入所生活介護を提供した日から5年間」と、省令第159条において準用する省令第141条第2項中「その完結の日から2年間」とあるのは「当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護を提供した日から5年間」と、省令第185条において準用する省令第141条第2項中「その完結の日から2年間」とあるのは「当該基準該当介護予防短期入所生活介護を提供した日から5年間」と、省令第166条において準用する省令第141条第2項中「その完結の日から2年間」とあるのは「当該共生型介護予防短期入所生活介護を提供した日から5年間」と、省令第194条第2項中「その完結の日から2年間」とあるのは「当該指定介護予防短期入所療養介護を提供した日から5年間」と、省令第210条において準用する省令第194条第2項中「その完結の日から2年間」とあるのは「当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護を提供した日から5年間」と、省令第233条第4項第1号イただし書中「利用者の処遇上必要と認められる場合は、2人」とあるのは、「地域の実情等を踏まえ知事が必要と認める場合は、4人以下」と、省令第244条

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第54条第1項第2号、第115条の2第2項第1号(法第115条の11において読み替えて準用する法第70条の2第4項において準用する場合を含む。))並びに第115条の4第1項及び第2項の規定に基づき、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定めるものとする。

(指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等)

第3条 第1条の指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等は、次条から第6条までに定めるもののほか、法第54条第2項、第115条の2第3項(法第115条の11において読み替えて準用する法第70条の2第4項において準用する場合を含む。))及び第115条の4第3項に規定する厚生労働省令で定める基準の例による。

2 前項の場合において、その例によることとされる指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第35号。以下この項において「省令」という。)第54条第2項中「その完結の日から2年間」とあるのは「当該指定介護予防訪問入浴介護を提供した日から5年間」と、省令第61条において準用する省令第54条第2項中「その完結の日から2年間」とあるのは「当該基準該当介護予防訪問入浴介護を提供した日から5年間」と、省令第73条第2項中「その完結の日から2年間」とあるのは「当該指定介護予防訪問看護を提供した日から5年間」と、省令第83条第2項中「その完結の日から2年間」とあるのは「当該指定介護予防訪問リハビリテーションを提供した日から5年間」と、省令第92条第2項中「その完結の日から2年間」とあるのは「当該指定介護予防居宅療養管理指導を提供した日から5年間」と、省令第122条第2項中「その完結の日から2年間」とあるのは「当該指定介護予防通所リハビリテーションを提供した日から5年間」と、省令第141条第2項中「その完結の日から2年間」とあるのは「当該指定介護予防短期入所生活介護を提供した日から5年間」と、省令第159条において準用する省令第141条第2項中「その完結の日から2年間」とあるのは「当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護を提供した日から5年間」と、省令第185条において準用する省令第141条第2項中「その完結の日から2年間」とあるのは「当該基準該当介護予防短期入所生活介護を提供した日から5年間」と、省令第194条第2項中「その完結の日から2年間」とあるのは「当該指定介護予防短期入所療養介護を提供した日から5年間」と、省令第210条において準用する省令第194条第2項中「その完結の日から2年間」とあるのは「当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護を提供した日から5年間」と、省令第233条第4項第1号イただし書中「利用者の処遇上必要と認められる場合は、2人」とあるのは、「地域の実情等を踏まえ知事が必要と認める場合は、4人以下」と、省令第244条第2項中「その完結の日から2年間」とあるのは「当該指定介護予防特定施設入居者生活介護を提供した日から5年間」と、省令第261条第2項中「その完結の日か

第2項中「その完結の日から2年間」とあるのは「当該指定介護予防特定施設入居者生活介護を提供した日から5年間」と、省令第261条第2項中「その完結の日から2年間」とあるのは「当該外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護を提供した日から5年間」と、省令第275条第2項中「その完結の日から2年間」とあるのは「当該指定介護予防福祉用具貸与を提供した日から5年間」と、省令第280条において準用する省令第275条第2項中「その完結の日から2年間」とあるのは「当該基準該当介護予防福祉用具貸与を提供した日から5年間」と、省令第288条第2項中「その完結の日から2年間」とあるのは「当該指定特定介護予防福祉用具販売を提供した日から5年間」とする。

ら2年間」とあるのは「当該外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護を提供した日から5年間」と、省令第275条第2項中「その完結の日から2年間」とあるのは「当該指定介護予防福祉用具貸与を提供した日から5年間」と、省令第280条において準用する省令第275条第2項中「その完結の日から2年間」とあるのは「当該基準該当介護予防福祉用具貸与を提供した日から5年間」と、省令第288条第2項中「その完結の日から2年間」とあるのは「当該指定特定介護予防福祉用具販売を提供した日から5年間」とする。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

---

和歌山県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例を廃止する条例をここに公布する。

平成30年3月23日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第23号

和歌山県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例を廃止する条例

和歌山県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成26年和歌山県条例第76号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

---

和歌山県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例をここに公布する。

平成30年3月23日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第24号

和歌山県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号）第111条第1項から第3項までの規定に基づき、介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例で使用する用語は、介護保険法で使用する用語の例による。

(介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準)

第3条 第1条の介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準は、次条から第6条までに定めるもののほか、介護保険法第111条第4項に規定する厚生労働省令で定める基準の例による。

2 前項の場合において、その例によることとされる介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成30年厚生労働省令第5号）第42条第2項（同令第54条において準用する場合を含む。）中「その完結の日から2年間」とあるのは、「当該介護医療院サービスを提供した日から5年間」とする。  
（人権擁護）

第4条 介護医療院の開設者は、入所者の人権を擁護するため、人権擁護推進員を置くとともに、その介護医療院の管理者及び医師その他の従業者に対し、人権擁護に関する研修を実施しなければならない。  
（非常災害対策）

第5条 介護医療院の開設者は、非常災害対策を推進するため、災害対策推進員を置かなければならない。  
（衛生管理）

第6条 介護医療院の開設者は、介護医療院サービスの提供に当たり適切な衛生管理を行うため、衛生管理推進員を置かなければならない。  
（委任）

第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

和歌山県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月23日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第25号

和歌山県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

和歌山県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年和歌山県条例第67号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（趣旨） 第1条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第30条第1項第2号イ、<u>第36条第3項第1号、第41条の2第1項各号並びに第43条第1項及び第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定めるものとする。</u></p> <p>（指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等） 第3条 第1条の指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等は、次条から第6条までに定めるもののほか、<u>法第30条第2項、第36条第4項、第41条の2第2項及び第43条第3項に規定する厚生労働省令で定める</u></p>	<p>（趣旨） 第1条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第30条第1項第2号イ、<u>第36条第3項第1号並びに第43条第1項及び第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定めるものとする。</u></p> <p>（指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等） 第3条 第1条の指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等は、次条から第6条までに定めるもののほか、<u>法第30条第2項、第36条第4項及び第43条第3項に規定する厚生労働省令で定める基準の例による。</u></p>

基準の例による。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

和歌山県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月23日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第26号

和歌山県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

和歌山県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年和歌山県条例第73号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨) 第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第21条の5の4第1項第2号、第21条の5の15第2項第1号、<u>第21条の5の17第1項各号並びに第21条の5の19第1項及び第2項の規定に基づき、指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定めるものとする。</u></p> <p>(指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等) 第3条 第1条の指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等は、次条から第6条までに定めるもののほか、法第21条の5の4第2項、第21条の5の15第3項、<u>第21条の5の17第2項及び第21条の5の19第3項に規定する厚生労働省令で定める基準の例による。</u></p>	<p>(趣旨) 第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第21条の5の4第1項第2号、第21条の5の15第2項第1号<u>並びに第21条の5の18第1項及び第2項の規定に基づき、指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定めるものとする。</u></p> <p>(指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等) 第3条 第1条の指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等は、次条から第6条までに定めるもののほか、法第21条の5の4第2項、第21条の5の15第3項<u>及び第21条の5の18第3項に規定する厚生労働省令で定める基準の例による。</u></p>

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

和歌山県指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月23日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第27号

和歌山県指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

和歌山県指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年和歌山県条例第74号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）<u>第24条の9第3項において準用する法第21条の5の15第3項第1号並びに第24条の12第1項及び第2項の規定に基づき、指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定めるものとする。</u></p> <p>(指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準等)</p> <p>第3条 第1条の指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準等は、次条から第6条までに定めるもののほか、<u>法第24条の9第3項において準用する法第21条の5の15第4項及び第24条の12第3項に規定する厚生労働省令で定める基準の例による。</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）<u>第24条の9第2項において準用する法第21条の5の15第2項第1号並びに第24条の12第1項及び第2項の規定に基づき、指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定めるものとする。</u></p> <p>(指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準等)</p> <p>第3条 第1条の指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準等は、次条から第6条までに定めるもののほか、<u>法第24条の9第2項において準用する法第21条の5の15第3項及び第24条の12第3項に規定する厚生労働省令で定める基準の例による。</u></p>

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

和歌山県看護職員修学資金貸与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月23日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第28号

和歌山県看護職員修学資金貸与条例の一部を改正する条例

和歌山県看護職員修学資金貸与条例（昭和38年和歌山県条例第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前												
<p>(定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 この条例において「看護職員養成施設」とは、法の規定に基づき、<u>文部科学大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した保健師養成所、助産師養成所、看護師養成所若しくは准看護師養成所をいう。</u></p> <p>別表（第3条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>修学資金の名称</th> <th>貸与の対象者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保健師修学資金</td> <td>法第19条の規定に基づき、<u>文部科学大臣の指定した学校（県内に所在するものに限る。）又は知事の指定した保健師養成所に在学する者</u></td> </tr> <tr> <td>助産師修学資金</td> <td>法第20条の規定に基づき、<u>文部科学大臣の指定した学校（県内に所在する</u></td> </tr> </tbody> </table>	修学資金の名称	貸与の対象者	保健師修学資金	法第19条の規定に基づき、 <u>文部科学大臣の指定した学校（県内に所在するものに限る。）又は知事の指定した保健師養成所に在学する者</u>	助産師修学資金	法第20条の規定に基づき、 <u>文部科学大臣の指定した学校（県内に所在する</u>	<p>(定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 この条例において「看護職員養成施設」とは、法の規定に基づき、<u>文部科学大臣の指定した学校又は厚生労働大臣の指定した保健師養成所、助産師養成所若しくは看護師養成所若しくは知事の指定した准看護師養成所をいう。</u></p> <p>別表（第3条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>修学資金の名称</th> <th>貸与の対象者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保健師修学資金</td> <td>法第19条の規定に基づき、<u>文部科学大臣の指定した学校又は厚生労働大臣の指定した保健師養成所に在学する者</u></td> </tr> <tr> <td>助産師修学資金</td> <td>法第20条の規定に基づき、<u>文部科学大臣の指定した学校又は厚生労働大臣</u></td> </tr> </tbody> </table>	修学資金の名称	貸与の対象者	保健師修学資金	法第19条の規定に基づき、 <u>文部科学大臣の指定した学校又は厚生労働大臣の指定した保健師養成所に在学する者</u>	助産師修学資金	法第20条の規定に基づき、 <u>文部科学大臣の指定した学校又は厚生労働大臣</u>
修学資金の名称	貸与の対象者												
保健師修学資金	法第19条の規定に基づき、 <u>文部科学大臣の指定した学校（県内に所在するものに限る。）又は知事の指定した保健師養成所に在学する者</u>												
助産師修学資金	法第20条の規定に基づき、 <u>文部科学大臣の指定した学校（県内に所在する</u>												
修学資金の名称	貸与の対象者												
保健師修学資金	法第19条の規定に基づき、 <u>文部科学大臣の指定した学校又は厚生労働大臣の指定した保健師養成所に在学する者</u>												
助産師修学資金	法第20条の規定に基づき、 <u>文部科学大臣の指定した学校又は厚生労働大臣</u>												

	ものに限る。)又は知事の指定した助産師養成所に在学する者		の指定した助産師養成所に在学する者
看護師修学資金	法第21条の規定に基づき、文部科学大臣の指定した学校（県内に所在するものに限る。）若しくは知事の指定した看護師養成所（以下この項において「県内看護師養成所」という。）に在学する者又は同条の規定に基づき、他の都道府県知事の指定した看護師養成所（県内看護師養成所が置く課程以外の課程であって規則で定めるもの（以下この項において「特定課程」という。）を置くものに限る。）に在学する者（当該特定課程に在学するものに限る。）	看護師修学資金	法第21条の規定に基づき、文部科学大臣の指定した学校又は厚生労働大臣の指定した看護師養成所に在学する者
准看護師修学資金	法第22条の規定に基づき、文部科学大臣の指定した学校（県内に所在するものに限る。）又は知事の指定した准看護師養成所に在学する者	准看護師修学資金	法第22条の規定に基づき、文部科学大臣の指定した学校又は知事の指定した准看護師養成所に在学する者

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の和歌山県看護職員修学資金貸与条例の規定は、この条例の施行の日以後に初めて貸与の決定を受けた者から適用し、同日前に初めて貸与の決定を受けた者であって、同日以後に引き続き貸与を受けているものについては、なお従前の例による。

修学資金等の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月23日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第29号

修学資金等の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正する条例

修学資金等の返還に係る債務の免除に関する条例（平成3年和歌山県条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
知事は、次の表の左欄に掲げる修学資金、研修資金又は研究資金（以下「修学資金等」という。）の貸与を受けた者が同表の中欄に掲げる免除の条件に適合する場合は、それぞれ当該右欄に掲げ	知事は、次の表の左欄に掲げる修学資金、研修資金又は研究資金（以下「修学資金等」という。）の貸与を受けた者が同表の中欄に掲げる免除の条件に適合する場合は、それぞれ当該右欄に掲げ

るところによりその返還に係る債務を免除することができる。

修学資金等の種類		免除の条件	免除の範囲
理学療法士及び作業療法士修学資金	略	略	略
		略	
		略	略

るところによりその返還に係る債務を免除することができる。

修学資金等の種類		免除の条件	免除の範囲
理学療法士及び作業療法士修学資金	略	略	略
		略	
		略	略
社会福祉士及び介護福祉士修学資金	<p>県内における社会福祉士及び介護福祉士の充実に図るため、社会福祉士養成施設（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号。以下「福祉士法」という。）第7条第2号又は第3号の規定に基づき、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校、厚生労働大臣の指定した職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第15条の6第1項各号に掲げる施設若しくは同法第27条第1項に規定する職業能力開発総合大学校（以下「職業能力開発校等」という。）又は厚生労働大臣の指定した養成施設をいう。以下同じ。）又は介護福祉士養成施設（福祉士法第39条第1号から第3号までの規定に基づき、文部科学大臣及</p>	<p>(1) 社会福祉士養成施設を卒業した日（災害、疾病その他やむを得ない理由により社会福祉士試験を受験できなかった者又は当該試験に合格できなかった者で、翌年の社会福祉士試験を受験する意思があると知事が認めるもの）                  又は、社会福祉士養成施設を卒業した年の翌年の社会福祉士試験に合格した日。以下この号において同じ。）から1年以内に社会福祉士の登録を受け、かつ、社会福祉士養成施設を卒業した日から1年（県内の指定施設において社会福祉士の業務以外の社会福祉に関する業務に従事する者で、県内の指定施設において社会福祉士の業務に従事する意思があると知事が認めるもの）                  又は、社会福祉士養成施設を卒業した日から2年）以内に県内の指定施設において社会福祉士の業務に従事し、その従事した期間が引き続き7年（過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域において当該業務に従事し</p>	債務の全部

<p>び厚生労働大臣の指定した学校、厚生労働大臣の指定した職業能力開発校等又は厚生労働大臣の指定した養成施設をいう。</p> <p>以下同じ。</p> <p>）に在学する者で、将来県内の福祉士法第7条第4号に規定する厚生労働省令で定める施設（以下「指定施設」という。）において社会福祉士の業務に従事しようとするもの又は将来県内において介護福祉士の業務に従事しようとするものに対して貸与する修学資金</p>																								<p>た場合又は中高年離職者（入学時に45歳以上の者であって、離職して2年以内のものをいう。）が当該業務に従事した場合には、3年）に達したとき</p>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							</



									介護福祉士にあつては県内において介護福祉士の業務に従事し、その従事した期間がそれぞれ修学資金の貸与を受けた期間に相当する期間以上であるとき。
略									
特定診療科医師確保研修資金	略	略	略	略	略	略	略	略	略
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
精神科医師確保研究資金	県内における精神科の診療業務に従事する医師の確保及び充実に図るため、県外において精神科の診療業務に従事する医師又は県外に居住し、精神科の診療業務に従事した経験のある医師で、規則で定める県内の公立病院（以下この項において「県内公立病院」という。）に新たに勤務し、精神科の診療業務に従事しようとするものに対して貸与する研究資金	(1) 貸与後、引き続き県内公立病院において精神科の診療業務に従事し、その期間（災害、疾病その他やむを得ない理由により精神科の診療業務に従事することができなかった期間を除く。以下この項において「診療業務従事期間」という。）が通算して2年を超えない範囲内で規則で定める年数以上となったとき。	債務の全部						
		(2) 診療業務従事期間中に業務上の理由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため、県内公立病院において精神科の診療業務を継続することができなくなったとき。							
		(3) 前号に該当する場合を除くほか、死亡その他やむを得ない理由により、貸与を受けた研究資金を返還することが困難であると認められるとき。	債務の全部又は一部						

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

和歌山県特別会計条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月23日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第30号

和歌山県特別会計条例の一部を改正する条例

和歌山県特別会計条例（昭和39年和歌山県条例第31号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表（第1条関係）			別表（第1条関係）		
名称	目的又は内容	歳入及び歳出	名称	目的又は内容	歳入及び歳出
略			略		
和歌山県修学奨励金特別会計	略	略	和歌山県修学奨励金特別会計	略	略
和歌山県国民健康保険特別会計	国民健康保険法（昭和33年法律第192号）に基づき、県及び市町村の国民健康保険事業の健全な運営に資すること並びに国民健康保険に関する経理の適正を図ることを目的とする。	一般会計からの繰入金、国からの負担金、交付金及び補助金、市町村からの納付金、和歌山県国民健康保険財政安定化基金からの繰入金その他の諸収入をもって歳入とし、市町村への交付金その他の諸支出をもって歳出とする。			

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

和歌山県国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月23日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第31号

和歌山県国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例

和歌山県国民健康保険財政安定化基金条例（平成28年和歌山県条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

## 改正後

(積立て)  
第2条 基金には、法第81条の2第2項及び第6項に規定するところにより、国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和34年政令第41号。以下「算定政令」という。）第21条の規定により算定した繰入金の額及び算定政令第22条第2項の規定により算定した市町村から徴収する財政安定化基金拠出金（以下「拠出金」という。）の総額の3倍に相当する額の合算額を標準として積み立てる。

2 基金として積み立てる額は、予算で定める額とする。

3 拠出金を徴収する場合における基金への積立ては、市町村が拠出金を納付する年度において行うものとし、市町村が拠出金の納付の期限までに当該拠出金の全部を納付しない場合も、同様とする。

(現金の管理)

第3条 略  
2 略

(運用益金の処理)

第5条 基金の運用から生ずる収益は、和歌山県国民健康保険特別会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入する。

(貸付事業)

第7条 知事は、法81条の2第9項第1号に規定する収納不足市町村に対し、算定政令第14条第2項及び第3項の規定により算定した額を限度として、その範囲内の額を貸し付ける。

(償還方法)

第8条 前条の貸付けを受けた市町村は、借入総額について、当該借入れを行った年度の翌々年度の初日から2年を経過する日の属する年度の末日までの間において償還を行うものとする。ただし、次条の規定により償還期限が延期された場合又は第10条の規定により市町村が繰上償還を行う場合は、この限りでない。

2 市町村は、償還期限までに償還金の納付を行わなかったときは、その延滞日数に応じ、未納額につき年14.6パーセントの割合で計算した延滞金を、県に納付しなければならない。

(償還期限等の延期)

第9条 知事は、市町村に対し、災害その他特別の事情により償還に要する費用に充てる財源の確保が著しく困難であると認めるときは、貸付けを行った年度の初日から起算して8年を超えない範囲内で貸付金の償還期限を延期することができる。

(繰上償還)

第10条 知事は、貸付けを受けた市町村が知事の定める貸付条件に従わなかったときは、貸付金の一部又は全部を繰り上げて償還させることができる。

(交付の要件及び額)

第11条 算定政令第17条第1項の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事由により法第81条の2第9項第2号に規定する基金事業対象保険料収納額が同項第3号に規定する基金事業対象保険料必要額に不足すると認められる事情とする。

(1) 被保険者の大多数が災害により著しい損害を受けたこと。

(2) 企業の倒産、主要な生産物の価格の著しい

## 改正前

(積立て)  
第2条

基金として積み立てる額は、予算で定める額とする。

(管理)

第3条 略  
2 略

(運用益金の処理)

第5条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

低下その他の地域の産業に著しい影響を与える事由があること。

(3) その他前2号に準ずる被保険者の生活に影響を与える事由として知事が認める事由があること。

2 知事は、前項各号に掲げるいずれかの特別の事情があると認める市町村に対し、算定政令第17条第2項及び第3項の規定により算定した額の交付金を交付する。

(抛出金)

第12条 各年度において知事が法第81条の2第4項の規定により市町村から徴収する抛出金の総額は、算定政令第22条第2項の規定により知事が定める額とする。

2 前項の抛出金は、当該抛出金に係る交付金の交付を受けた市町村が負担するものとする。

3 知事は、第1項の規定により市町村の抛出金の額を算定した場合には、市町村に対して抛出金の額及び抛出期限その他必要な事項を通知しなければならない。

4 第1項の抛出金の納付については、第8条第2項の規定を準用する。

(抛出金の徴収方法及び徴収期限の延期)

第13条 抛出金の徴収は、当該抛出金に係る交付金の交付を行った年度の翌々年度において行うものとする。ただし、当該年度に徴収することが困難であると認められる場合は、徴収期限を延期することができる。

(取崩しの要件及び額)

第14条 知事は、法81条の2第2項に規定する場合に該当するときは、算定政令第18条第2項の規定により算定した額を限度として、基金を取り崩す。

(繰入方法及び繰入期限の延期)

第15条 前条の規定により取り崩した基金の額の繰入れは、その取り崩した総額について、当該取崩しを行った年度の翌々年度の初日から2年を経過する日の属する年度の末日までの間において行うものとする。ただし、災害その他特別の事情により繰入れに要する費用に充てる財源の確保が著しく困難であることにつきやむを得ない理由があると認められる場合は、当該取崩しを行った年度の初日から起算して8年を超えない範囲内で、繰入期限を延期することができる。

第16条 略

附 則

2 略

第7条 略

附 則  
(経過措置)

2 この条例の施行の日から平成30年3月31日までの間における第1条の規定の適用については、同条中「国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）第81条の2第1項」とあるのは、「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成27年法律第31号）附則第6条第1項」とする。

3 略

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第3条の見出しの改正規定は、公布の日から施行する。

和歌山県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 30 年 3 月 23 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第32号

和歌山県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例

和歌山県後期高齢者医療財政安定化基金条例（平成20年和歌山県条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">附 則 (処分の特例)</p> <p>2 基金は、当分の間、第7条の規定にかかわらず、<u>法附則第14条に規定する事業に要する経費の財源に充てるとき、その一部又は全部を処分することができる。</u></p>	<p style="text-align: center;">附 則 (処分の特例)</p> <p>2 基金は、当分の間、第7条の規定にかかわらず、<u>法附則第14条の2に規定する事業に要する経費の財源に充てるとき、その一部又は全部を処分することができる。</u></p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 30 年 3 月 23 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第33号

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和42年和歌山県条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">(扶養手当)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 前項の扶養親族とは、次の各号の一に該当する者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものとする。</p> <p>(1) 配偶者（届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。<u>以下同じ。</u>）</p> <p>(2)～(5) 略</p> <p style="text-align: center;">(給与の減額)</p> <p>第18条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかの勤務しない場合に該当するときは、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</p>	<p style="text-align: center;">(扶養手当)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 前項の扶養親族とは、次の各号の一に該当する者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものとする。</p> <p>(1) 配偶者（届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）</p> <p>(2)～(5) 略</p> <p style="text-align: center;">(給与の減額)</p> <p>第18条 略</p> <p>2 職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。）<u>、介護休暇（当該職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母その他知事が指定する者で負傷、疾病又は老齢により知事が指定する期間にわたり日</u></p>

常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。)、修学部分休業(当該職員が知事の指定する教育施設における修学のため、2年を超えない範囲内において1週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。))又は高齢者部分休業(当該職員が当該職員に係る定年退職日から5年を超えない範囲内において1週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。))の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

- (1) 職員が部分休業(当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童及び同条第1号に規定する養育里親である職員(児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することができない職員に限る。))に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童を含む。))を養育するため1日の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。))の承認を受けて勤務しないとき。
- (2) 職員が介護休暇(当該職員が要介護者(配偶者、父母、子、配偶者の父母その他知事が指定する者で負傷、疾病又は老齢により知事が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。第5号において同じ。))の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。))の承認を受けて勤務しないとき。
- (3) 職員が修学部分休業(当該職員が知事の指定する教育施設における修学のため、2年を超えない範囲内において1週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。))の承認を受けて勤務しないとき。
- (4) 職員が高齢者部分休業(当該職員が当該職員に係る定年退職日から5年を超えない範囲内において1週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。))の承認を受けて勤務しないとき。
- (5) 職員が介護時間(当該職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間(当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。))内において1日の勤務時間の一部について勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。))の承認を受けて勤務しないとき。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

和歌山県国営土地改良事業負担金徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月23日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第34号

和歌山県国営土地改良事業負担金徴収条例の一部を改正する条例

和歌山県国営土地改良事業負担金徴収条例（平成 4 年和歌山県条例第45号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(負担金の徴収)</p> <p>第 2 条 県は、法第90条第 1 項の規定に基づき、次に掲げる国営土地改良事業に要する費用の一部を負担するときは、当該国営土地改良事業によって利益を受ける者で、当該国営土地改良事業の施行に係る地域内にある土地につき法第 3 条に規定する資格を有するもの（以下「3 条資格者」という。）からその負担金の一部を徴収する。</p> <p>(1) 略</p> <p><u>(2)～(4) 略</u></p> <p>2～4 略</p> <p>(負担金の徴収方法)</p> <p>第 4 条 前条第 2 項及び第 3 項の負担金は、次に掲げる方法により支払わせるものとする。ただし、当該徴収を受ける者の申出があるときは、その全部又は一部につき、一時支払の方法により支払わせることができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第 2 条第 1 項第 2 号から第 4 号までに掲げる事業に係るものにあつては、支払期間（据置期間を含む。）を 17 年、据置期間を 2 年、利率を土地改良法施行令（昭和 24 年政令第 29 号）第 53 条第 2 項の農林水産大臣が定める率を勘案して知事が定める率とする元利均等年賦支払の方法（据置期間中の各年度に係る利息については、当該年度支払の方法）</p> <p>2 前項第 2 号に掲げる事業に係る負担金の支払期間の始期は、当該国営土地改良事業が完了した年度（当該国営土地改良事業によって生じた施設で、当該国営土地改良事業が完了するまでの間において農林水産大臣が管理しているものにつき国が法第 87 条の 5 第 1 項の規定により災害復旧を併せて行ったときは当該国営土地改良事業及び当該災害復旧の全てが完了した年度）の翌年度の初日とする。ただし、知事が、<u>当該国営土地改良事業が完了する以前において、当該国営土地改良事業の施行に係る地域内にある土地の一部につき当該国営土地改良事業の完了によって受けるべき利益の全てが発生し、かつ、3 条資格者から当該負担金のうちその利益の全てが発生した土地に係る部分の額を徴収することが適当であると認める場合は、当該負担金についての支払期間の始期は、その利益の全てが発生した年度の翌年度以後の年度で知事の指定する年度の初日とする。</u></p>	<p>(負担金の徴収)</p> <p>第 2 条 県は、法第90条第 1 項の規定に基づき、次に掲げる国営土地改良事業に要する費用の一部を負担するときは、当該国営土地改良事業によって利益を受ける者で、当該国営土地改良事業の施行に係る地域内にある土地につき法第 3 条に規定する資格を有するもの（以下「3 条資格者」という。）からその負担金の一部を徴収する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>国営第二十津川紀の川土地改良事業</u></p> <p><u>(3)～(5) 略</u></p> <p>2～4 略</p> <p>(負担金の徴収方法)</p> <p>第 4 条 前条第 2 項及び第 3 項の負担金は、次に掲げる方法により支払わせるものとする。ただし、当該徴収を受ける者の申出があるときは、その全部又は一部につき、一時支払の方法により支払わせることができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第 2 条第 1 項第 2 号から第 5 号までに掲げる事業に係るものにあつては、支払期間（据置期間を含む。）を 17 年、据置期間を 2 年、利率を土地改良法施行令（昭和 24 年政令第 29 号）第 53 条第 2 項の農林水産大臣が定める率を勘案して知事が定める率とする元利均等年賦支払の方法（据置期間中の各年度に係る利息については、当該年度支払の方法）</p> <p>2 前項第 2 号に掲げる事業に係る負担金の支払期間の始期は、当該国営土地改良事業が完了した年度（当該国営土地改良事業によって生じた施設で、当該国営土地改良事業が完了するまでの間において農林水産大臣が管理しているものにつき国が法第 88 条の規定により災害復旧を併せて行ったときは当該国営土地改良事業及び当該災害復旧の全てが完了した年度）の翌年度とする。ただし、次の各号に掲げる場合には、<u>当該各号に掲げる部分の負担金についての支払期間の始期は、当該各号に定める年度とする。</u></p> <p>(1) <u>知事が、前項第 2 号に掲げる事業が完了する以前において、当該国営土地改良事業の施行に係る地域内にある土地の一部につき当該事業の完了によって受けるべき利益の全てが発生し、かつ、3 条資格者から当該負担金のうちその利益の全てが発生した土地に係る部分の額を徴収することが適当であると認める場合、その利益の全てが発生した年度の翌年度以後の年度で知事の指定する年度</u></p>

(2) 知事が、第 2 条第 1 項第 2 号に掲げる事業の完了する以前において、土地改良法施行令第 52 条の 2 第 4 項第 2 号に規定する指定工事が完了し、かつ、3 条資格者から当該負担金のうち当該指定工事に係る事業の部分に要する費用の額に係る部分の額を徴収することが適当であると認める場合、当該指定工事が完了した年度の翌年度以後の年度で知事の指定する年度

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

和歌山県森林整備加速化・林業再生基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例をここに公布する。

平成 30 年 3 月 23 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第 35 号

和歌山県森林整備加速化・林業再生基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例

和歌山県森林整備加速化・林業再生基金の設置、管理及び処分に関する条例（平成 21 年和歌山県条例第 67 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

和歌山県建築基準法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 30 年 3 月 23 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第 36 号

和歌山県建築基準法施行条例の一部を改正する条例

和歌山県建築基準法施行条例（平成 13 年和歌山県条例第 23 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(法第 56 条の 2 第 1 項の条例で指定する区域、高さ及び号)</p> <p>第 14 条 法第 56 条の 2 第 1 項の規定により、日影による中高層の建築物の高さの制限に係る対象区域として指定する区域は、法別表第 4 (イ) 欄に掲げる地域のうち次の表の左欄に掲げる区域とし、それぞれの区域（第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域及び田園住居地域の全区域を除く。）について法別表第 4 (ロ) 欄に掲げる平均地盤面からの高さのうちから指定する高さは、次の表の中欄に掲げる高さとし、それぞれの区域について日影となる部分を生じさせてはならない時間として法別表第 4 (ニ) 欄の各号のうちから指定する号は、次の表の右欄に掲げる号とする。</p>	<p>(法第 56 条の 2 第 1 項の条例で指定する区域、高さ及び号)</p> <p>第 14 条 法第 56 条の 2 第 1 項の規定により、日影による中高層の建築物の高さの制限に係る対象区域として指定する区域は、法別表第 4 (イ) 欄に掲げる地域のうち次の表の左欄に掲げる区域とし、それぞれの区域（第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域の全区域を除く。）について法別表第四(ロ)欄に掲げる平均地盤面からの高さのうちから指定する高さは、次の表の中欄に掲げる高さとし、それぞれの区域について日影となる部分を生じさせてはならない時間として法別表第 4 (ニ) 欄の各号のうちから指定する号は、次の表の右欄に掲げる号とする。</p>



対象区域	指定する高さ（単位メートル）	法別表第4（欄）の号	対象区域	指定する高さ（単位メートル）	法別表第4（欄）の号
第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域及び田園住居地域の全区域	略	略	第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域の全区域	略	略
略			略		

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第14条の改正規定（「及び第二種低層住居専用地域」を「、第二種低層住居専用地域及び田園住居地域」に改める部分を除く。）は、公布の日から施行する。

和歌山県港湾施設管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月23日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第37号

和歌山県港湾施設管理条例の一部を改正する条例

和歌山県港湾施設管理条例（昭和31年和歌山県条例第38号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>付 則</p> <p>5 日高港（塩屋地区に限る。）の港湾施設の使用料の額は、第5条第2項及び前項の規定にかかわらず、<u>平成33年3月31日</u>までの間は、次のとおりとする。</p> <p>表 略</p>	<p>付 則</p> <p>5 日高港（塩屋地区に限る。）の港湾施設の使用料の額は、第5条第2項及び前項の規定にかかわらず、<u>平成30年3月31日</u>までの間は、次のとおりとする。</p> <p>表 略</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

和歌山県立学校等職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月23日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第38号

和歌山県立学校等職員定数条例の一部を改正する条例

和歌山県立学校等職員定数条例（昭和31年和歌山県条例第51号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前

(定数)  
 第2条 県立の学校の職員の定数は、次に掲げるとおりとする。  
 (1) 略  
 (2) 高等学校 2,010人  
 (3) 特別支援学校 1,084人

第4条 市町村立の学校の職員の定数は、次に掲げるとおりとする。  
 (1) 市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号。以下「法」という。）第1条に規定する職員  
 小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）  
 3,939人  
 中学校（義務教育学校の後期課程を含む。）  
 2,200人  
 (2) 略

(定数)  
 第2条 県立の学校の職員の定数は、次に掲げるとおりとする。  
 (1) 略  
 (2) 高等学校 2,048人  
 (3) 特別支援学校 1,087人

第4条 市町村立の学校の職員の定数は、次に掲げるとおりとする。  
 (1) 市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号。以下「法」という。）第1条に規定する職員  
 小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）  
 3,943人  
 中学校（義務教育学校の後期課程を含む。）  
 2,249人  
 (2) 略

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月23日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第39号

警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

警察職員の特殊勤務手当に関する条例（平成13年和歌山県条例第30号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(死体取扱手当の特例)  <u>第11条 職員（第2条の規定にかかわらず管理職手当を支給される職員を含む。）が、著しく異常かつ激甚な非常災害であって、当該非常災害に係る災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置されたもの（東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。附則第2項及び第6項において同じ。）を除く。第3項及び第21条において「特定大規模災害」という。）に対処するため前条第1項各号に掲げる作業以外の死体の取扱いに関する作業で人事委員会が定めるものに従事したときは、死体取扱手当を支給する。</u>                  2. <u>前項の手当の額は、勤務1日につき1,000円（人事委員会が定める場合にあつては、2,000円）を超えない範囲内において人事委員会が定める額（心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める作業に従事した場合にあつては、当該額にその100分の100に相当する額を超えない範囲内において人事委員会が定める額を加算した額）とする。</u>                  3. <u>同一の日において、第1項の人事委員会が定める作業のほか、前条第1項各号に掲げる作業（特定大規模災害に対処するためのものに限る。）のいずれか又は全ての作業に従事した場合におけるこれらの作業に係る手当の調整に関し必要な事項は、人事委員会が定める。</u></p>	

## 第12条～第18条 略

(災害応急手当)

## 第19条 略

- 2 前項の手当の額は、勤務1日につき840円とする。ただし、前項の勤務が災害対策基本法第63条第1項の規定に基づき設定された警戒区域及びこれに準ずると認められる危険な地域において行われた場合にあつては、840円を加算することができる。

(災害応急手当の特例)

第20条 原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第15条第2項の規定による原子力緊急事態宣言があつた場合で、職員(第2条の規定にかかわらず管理職手当を支給される職員を含む。)が次に掲げる作業に従事したときは、災害応急手当を支給する。

- (1) 原子力災害対策特別措置法第17条第9項に規定する緊急事態応急対策実施区域に所在する原子力事業所のうち人事委員会が定めるもの(次号において「特定原子力事業所」という。)の敷地内において行う作業
  - (2) 特定原子力事業所に係る原子力災害対策特別措置法第20条第2項の規定に基づく原子力災害対策本部長の地方公共団体の長に対する指示(附則第2項第2号及び第3号において「本部長指示」という。)に基づき設定された区域等を考慮して人事委員会が定める区域において行う作業(前号に掲げるものを除く。)
- 2 前項の手当の額は、勤務1日につき、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- (1) 前項第1号の作業のうち原子炉建屋(人事委員会が定めるものに限る。)内において行うもの 4万円を超えない範囲内において人事委員会が定める額
  - (2) 前項第1号の作業のうち前号に掲げるもの以外のもの 2万円を超えない範囲内において人事委員会が定める額
  - (3) 前項第2号の作業 1万円を超えない範囲内において人事委員会が定める額(心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める作業に従事した場合にあつては、当該額にその10分の100を超えない範囲内において人事委員会が定める額を加算した額)
- 3 同一の日において、前項各号の作業のうち2以上の作業に従事した場合における当該2以上の作業に係る手当の調整に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

第21条 職員(第2条の規定にかかわらず管理職手当を支給される職員を含む。)が特定大規模災害に対処するため第19条第1項に規定する作業に引き続き5日を下らない範囲内において人事委員会が定める期間以上従事した場合の災害応急手当の額は、同条第2項の規定にかかわらず、同項の規定による額に、同項本文に定める額の100分の100に相当する額を超えない範囲内において人事委員会が定める額を加算した額とする。

## 第22条・第23条 略

(併給の禁止)

## 第24条 略

- 2 前項の規定にかかわらず、死体取扱手当、夜間特殊業務手当(第19条第1項の作業に係るものを除く。)、爆発物処理等手当、救難救助手当(第17条第1項の作業(人命救助の作業に限る。))及び第18条第1項第2号の業務(救難救

## 第11条～第17条 略

(災害応急手当)

## 第18条 略

- 2 前項の手当の額は、勤務1日につき840円とする。ただし、前項の勤務が災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第63条第1項の規定に基づき設定された警戒区域及びこれに準ずると認められる危険な地域において行われた場合にあつては、840円を加算することができる。

## 第19条・第20条 略

(併給の禁止)

## 第21条 略

- 2 前項の規定にかかわらず、死体取扱手当、夜間特殊業務手当(第18条第1項の作業に係るものを除く。)、爆発物処理等手当、救難救助手当(第16条第1項の作業(人命救助の作業に限る。))及び第17条第1項第2号の業務(救難救

助の業務に限る。)に係るものを除く。)、緊急呼出手当及び航空手当は、他の特殊勤務手当と併せて支給する。

第25条・第26条 略

附 則

(災害応急手当の特例)

- 2 職員(第2条の規定にかかわらず管理職手当を支給される職員を含む。)が東日本大震災に対処するため、次に掲げる作業に従事したときは、災害応急手当を支給する。

(1) 略

- (2) 本部長指示により、帰還困難区域に設定することとされた区域において行う作業(前号に掲げるものを除く。)

(3) 略

助の業務に限る。)に係るものを除く。)、緊急呼出手当及び航空手当は、他の特殊勤務手当と併せて支給する。

第22条・第23条 略

附 則

(災害応急手当の特例)

- 2 職員(第2条の規定にかかわらず管理職手当を支給される職員を含む。)が東日本大震災(平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。)に対処するため、次に掲げる作業に従事したときは、災害応急手当を支給する。

(1) 略

- (2) 原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第20条第2項の規定に基づく原子力災害対策本部長の地方公共団体の長に対する指示(以下「本部長指示」という。)により、帰還困難区域に設定することとされた区域において行う作業(前号に掲げるものを除く。)

(3) 略

(附則第2項から第5項までの特例)

- 7 職員(第2条の規定にかかわらず管理職手当を支給される職員を含む。)が東日本大震災に対処するため、次に掲げる作業に従事したときは、当分の間、災害応急手当を支給する。

(1) 本部長指示により、原子力災害対策特別措置法第28条第2項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法第63条第1項の規定に基づく警戒区域に設定することとされた区域において行う作業(第2項各号に掲げるもの及び本部長指示により、避難指示解除準備区域に設定することとされた区域において行うものを除く。)

(2) 本部長指示により、居住者等が避難のための立退き又は避難のための計画的な立退きを行うこととされた区域において行う作業(第2項各号及び前号に掲げるもの並びに本部長指示により、避難指示解除準備区域に設定することとされた区域において行うものを除く。)

- 8 前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号の作業のうち屋外において行うもの 6,600円

(2) 前項第1号の作業のうち屋内において行うもの 1,330円

(3) 前項第2号の作業のうち屋外において行うもの 5,000円

(4) 前項第2号の作業のうち屋内において行うもの 1,000円

- 9 同一の日において、前項各号の作業のうち2以上の作業に従事した場合又は第3項各号の作業のうち1以上の作業に従事し、かつ、前項各号の作業のうち1以上の作業に従事した場合においては、これらの作業に係る手当の額が同額のとては当該手当のいずれか1の手当、これらの作業に係る手当の額が異なる場合にあっては当該手当の額が最も高いもの(その額が同額の場合にあっては、その手当のいずれか1の手当)以外の手当は支給しない。

- 10 前項の規定の適用がある場合であって、第2項の規定により災害応急手当を支給する場合の第5項の規定の適用については、同項中「前2

	<p>項」とあるのは、「第3項及び第9項」とする。</p> <p>11. 第5項の規定は、第7項の規定により災害応急手当を支給する場合について準用する。この場合において、第5項中「第3項第5号又は第7号」とあるのは「第8項第1号又は第3号」と、「前2項」とあるのは「第8項及び第9項」と読み替えるものとする。</p>
--	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 30 年 3 月 23 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第40号

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例（昭和32年和歌山県条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
警察署の名称、位置及び管轄地域は、次のとおりとする。			警察署の名称、位置及び管轄地域は、次のとおりとする。		
名称	位置	管轄区域	名称	位置	管轄区域
略			略		
和歌山県 田辺警察署	略	田辺市（本宮町を除く。） 日高郡のうち みなべ町 西牟婁郡のうち 上富田町	和歌山県 田辺警察署	略	田辺市 日高郡のうち みなべ町 西牟婁郡のうち 上富田町
略			略		
和歌山県 新宮警察署	略	田辺市のうち 本宮町 新宮市 東牟婁郡のうち 那智勝浦町 太地町 北山村	和歌山県 新宮警察署	略	新宮市 東牟婁郡のうち 那智勝浦町 太地町 北山村

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 30 年 3 月 23 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第41号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例(昭和34年和歌山県条例第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(風俗営業の営業制限地域) 第3条 法第4条第2項第2号の規定による地域は、次の各号に掲げる地域とする。</p> <p>(1) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号に規定する用途地域(以下「用途地域」という。)のうち第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、<u>準住居地域及び田園住居地域</u>(以下「住居地域等」という。)<u>。ただし、用途地域のうち第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域において良好な風俗環境を保全するために特にその営業を制限する必要がないものとして、和歌山県公安委員会規則(以下「規則」という。)</u>で定める地域を除く。</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(風俗営業の営業制限地域) 第3条 法第4条第2項第2号の規定による地域は、次の各号に掲げる地域とする。</p> <p>(1) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号に規定する用途地域(以下「用途地域」という。)のうち第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び<u>準住居地域</u>(以下「住居地域等」という。)<u>。ただし、用途地域のうち第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域において良好な風俗環境を保全するために特にその営業を制限する必要がないものとして、和歌山県公安委員会規則(以下「規則」という。)</u>で定める地域を除く。</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>2 略</p>

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

和歌山県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月23日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第42号

和歌山県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

和歌山県使用料及び手数料条例(昭和22年和歌山県条例第28号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>別表第1(第2条関係)</p> <p>1 授業料</p> <p>(1)~(6) 略</p> <p>(7) <u>産業技術専門学院</u></p> <p>ア <u>普通課程</u> 1人につき年額 <u>118,800</u> 円</p> <p>イ <u>短期課程</u></p> <p>(7) <u>実技訓練</u> 1人1時間につき <u>340</u> 円</p> <p>(1) <u>学科訓練</u> 1人1時間につき <u>260</u> 円</p> <p>(8) 略</p> <p>備考 略</p> <p>2~22 略</p> <p>23 近代美術館使用料</p>	<p>別表第1(第2条関係)</p> <p>1 授業料</p> <p>(1)~(6) 略</p> <p>(7) <u>産業技術専門学院(普通課程に限る。)</u> 1人につき年額 <u>118,800円</u></p> <p>(8) 略</p> <p>備考 略</p> <p>2~22 略</p> <p>23 近代美術館使用料</p>

- (1) 略
- (2) 駐車場使用料

種別	使用区分 (1 台につき)		使用料
時間内	利用者等	2 時間を超える時間30分につき	100円
	利用者等以外の者	1 時間まで	300円
		1 時間を超える時間30分につき	100円
時間外	利用者等及び利用者等以外の者	1 回につき	2,200円

備考

- 1 時間内とは、近代美術館又は博物館の開館日の午前 9 時から同日の駐車場閉鎖時刻 (近代美術館又は博物館の閉館時刻 (それぞれの閉館時刻が異なる場合は、いずれか遅い方の閉館時刻) の 1 時間後をいう。) 前までをいい、時間外とは、その駐車場閉鎖時刻から翌日の午前 9 時前までをいう。
- 2 利用者等とは、第 1 号又は次項第 1 号の施設使用料を納めた者その他知事が定める者で、駐車場を使用している旨を申し出て所定の手続を経たものをいう。
- 3 時間内における利用者等の駐車場の使用 2 時間までは、使用料を徴収しない。
- 4 超える時間が 30分に満たないとき、又は超える時間に 30分に満たない端数があるときは、30分として計算する。
- 5 時間内の駐車場の使用 1 回につきこの表に基づき納める使用料の額は、700円を超える利用者等にあつては 700円とし、1,200円を超える利用者等以外の者にあつては 1,200円とする。
- 6 利用者等が時間外の駐車場の使用をし、かつ、その時間外後において引き続き駐車場を使用する場合におけるその時間外後の使用については、利用者等以外の者の使用として、この表を適用する。ただし、当該利用者等が新たに利用者等に該当することとなった場合は、この限りでない。
- 7 近代美術館及び博物館の開館日の駐車場の使用料の額は、同日の午前 9 時からその翌日の午前 9 時前までの間の使用 1 回当たり、1 台につき 3,400円とする。

- (3) 略
- 24～33 略

別表第 2 地方自治法その他の法令により標準が定められている手数料 (第 2 条関係)

- 1 略
- 2 消防法 (昭和 23 年法律第 186 号。以下この項において「法」という。) の施行に関する事務
  - (1) 法第 11 条第 1 項前段の規定に基づく危険物施設の設置の許可の申請に対する審査
    - ア 略
    - イ 貯蔵所
      - (ア)・(イ) 略
      - (ウ) 準特定屋外タンク貯蔵所 (岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。)

- (1) 略
- (2) 駐車場使用料

種別	使用区分及び使用料 (1 台につき)	
	近代美術館又は博物館の入場料を支払った者その他知事が定める者が使用する場合	その他の者が使用する場合
基本料金	1 時間まで 200円	1 時間まで 300円
超過料金	超過30分につき	100円

備考

- 1 超過時間が 30分に満たないとき、又は超過時間に 30分に満たない端数があるときは、30分として計算する。
- 2 この表に定める使用料は、午前 9 時から近代美術館又は博物館の閉館時刻の 1 時間後までの使用料とし、閉館時刻の 1 時間後から翌日の午前 9 時までの間に駐車する場合の使用料の額は、2,200円とする。

- (3) 略
- 24～33 略

別表第 2 地方自治法その他の法令により標準が定められている手数料 (第 2 条関係)

- 1 略
- 2 消防法 (昭和 23 年法律第 186 号。以下この項において「法」という。) の施行に関する事務
  - (1) 法第 11 条第 1 項前段の規定に基づく危険物施設の設置の許可の申請に対する審査
    - ア 略
    - イ 貯蔵所
      - (ア)・(イ) 略
      - (ウ) 準特定屋外タンク貯蔵所 (岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。)

- 1 件につき 570,000円
- (エ) 特定屋外タンク貯蔵所（浮き屋根を有する特定屋外貯蔵タンクのうち総務省令で定めるものに係る特定屋外タンク貯蔵所（(カ)において「浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所」という。））、浮き蓋付きの特定屋外貯蔵タンクのうち総務省令で定めるものに係る特定屋外タンク貯蔵所（(カ)において「浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所」という。）及び岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。）
- a 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満のもの 1 件につき 880,000円
- b 危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満のもの 1 件につき 1,070,000円
- c 危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満のもの 1 件につき 1,200,000円
- d 危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満のもの 1 件につき 1,520,000円
- e 危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満のもの 1 件につき 1,780,000円
- f 危険物の貯蔵最大数量が200,000キロリットル以上300,000キロリットル未満のもの 1 件につき 4,070,000円
- g 危険物の貯蔵最大数量が300,000キロリットル以上400,000キロリットル未満のもの 1 件につき 5,340,000円
- h 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上のもの 1 件につき 6,490,000円
- (カ) 浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所
- a 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満のもの 1 件につき 1,180,000円
- b 危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満のもの 1 件につき 1,410,000円
- c 危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満のもの 1 件につき 1,580,000円
- d 危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満のもの 1 件につき 1,940,000円
- e 危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満のもの 1 件につき 2,260,000円
- f 危険物の貯蔵最大数量が200,000キロリットル以上300,000キロリットル未満のもの 1 件につき 4,550,000円
- g 危険物の貯蔵最大数量が300,000キロリットル以上400,000キロリットル未満のもの 1 件につき 5,820,000円

- 1 件につき 530,000円
- (エ) 特定屋外タンク貯蔵所（浮き屋根を有する特定屋外貯蔵タンクのうち総務省令で定めるものに係る特定屋外タンク貯蔵所（(カ)において「浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所」という。））、浮き蓋付きの特定屋外貯蔵タンクのうち総務省令で定めるものに係る特定屋外タンク貯蔵所（(カ)において「浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所」という。）及び岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。）
- a 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満のもの 1 件につき 830,000円
- b 危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満のもの 1 件につき 1,010,000円
- c 危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満のもの 1 件につき 1,120,000円
- d 危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満のもの 1 件につき 1,420,000円
- e 危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満のもの 1 件につき 1,660,000円
- f 危険物の貯蔵最大数量が200,000キロリットル以上300,000キロリットル未満のもの 1 件につき 3,880,000円
- g 危険物の貯蔵最大数量が300,000キロリットル以上400,000キロリットル未満のもの 1 件につき 5,100,000円
- h 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上のもの 1 件につき 6,290,000円
- (カ) 浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所
- a 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満のもの 1 件につき 1,130,000円
- b 危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満のもの 1 件につき 1,340,000円
- c 危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満のもの 1 件につき 1,500,000円
- d 危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満のもの 1 件につき 1,830,000円
- e 危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満のもの 1 件につき 2,140,000円
- f 危険物の貯蔵最大数量が200,000キロリットル以上300,000キロリットル未満のもの 1 件につき 4,350,000円
- g 危険物の貯蔵最大数量が300,000キロリットル以上400,000キロリットル未満のもの 1 件につき 5,570,000円



- 0,000円
- h 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上のもの 1件につき 7,070,000円
- (カ) 岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所
  - a 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル未満のもの 1件につき 5,930,000円
  - b 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上500,000キロリットル未満のもの 1件につき 7,470,000円
  - c 危険物の貯蔵最大数量が500,000キロリットル以上のもの 1件につき 10,900,000円
- (キ)～(シ) 略
- ウ 略
- (2)～(4) 略
- (5) 法第11条の2第1項の規定に基づく危険物施設の設置の許可に係る完成検査前検査ア・イ 略
- ウ 基礎・地盤検査
  - (ア) 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 1件につき 420,000円
  - (イ) 危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 1件につき 560,000円
  - (ウ) 危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 1件につき 730,000円
  - (エ) 危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 1件につき 960,000円
  - (オ) 危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 1件につき 1,090,000円
  - (カ) 危険物の貯蔵最大数量が200,000キロリットル以上300,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 1件につき 1,660,000円
  - (キ) 危険物の貯蔵最大数量が300,000キロリットル以上400,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 1件につき 1,900,000円
  - (ク) 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所 1件につき 2,120,000円
- エ 溶接部検査
  - (ア) 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 1件につき 530,000円
  - (イ) 危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 1件につき 680,000円
  - (ウ) 危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 1件につき 1,030,000円
  - (エ) 危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 1件につき 1,410,000円
  - (オ) 危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリットル以上200,000キロリットル

- 0,000円
- h 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上のもの 1件につき 6,770,000円
- (カ) 岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所
  - a 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル未満のもの 1件につき 5,750,000円
  - b 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上500,000キロリットル未満のもの 1件につき 7,250,000円
  - c 危険物の貯蔵最大数量が500,000キロリットル以上のもの 1件につき 10,700,000円
- (キ)～(シ) 略
- ウ 略
- (2)～(4) 略
- (5) 法第11条の2第1項の規定に基づく危険物施設の設置の許可に係る完成検査前検査ア・イ 略
- ウ 基礎・地盤検査
  - (ア) 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 1件につき 410,000円
  - (イ) 危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 1件につき 540,000円
  - (ウ) 危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 1件につき 700,000円
  - (エ) 危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 1件につき 920,000円
  - (オ) 危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 1件につき 1,040,000円
  - (カ) 危険物の貯蔵最大数量が200,000キロリットル以上300,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 1件につき 1,600,000円
  - (キ) 危険物の貯蔵最大数量が300,000キロリットル以上400,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 1件につき 1,820,000円
  - (ク) 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所 1件につき 2,030,000円
- エ 溶接部検査
  - (ア) 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 1件につき 490,000円
  - (イ) 危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 1件につき 630,000円
  - (ウ) 危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 1件につき 990,000円
  - (エ) 危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 1件につき 1,310,000円
  - (オ) 危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリットル以上200,000キロリットル

- 未満の特定屋外タンク貯蔵所 1件につき 1,780,000円
- (カ) 危険物の貯蔵最大数量が200,000キロリットル以上300,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 1件につき 3,430,000円
- (キ) 危険物の貯蔵最大数量が300,000キロリットル以上400,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 1件につき 4,190,000円
- (ク) 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所 1件につき 4,800,000円
- オ 岩盤タンク検査
- (ア) 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル未満の屋外タンク貯蔵所 1件につき 9,320,000円
- (イ) 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上500,000キロリットル未満の屋外タンク貯蔵所 1件につき 12,600,000円
- (ウ) 危険物の貯蔵最大数量が500,000キロリットル以上の屋外タンク貯蔵所 1件につき 17,300,000円
- (6) 略
- (7) 法第13条の3第3項の規定に基づく危険物取扱者試験の実施
- ア 甲種危険物取扱者試験 1件につき 6,500円
- イ 乙種危険物取扱者試験 1件につき 4,500円
- ウ 丙種危険物取扱者試験 1件につき 3,600円
- 備考 略
- (8) 法第13条の2第3項の規定に基づく危険物取扱者免状の交付 1件につき 2,900円
- (9) 略
- (10) 危険物の規制に関する政令第35条第1項の規定に基づく危険物取扱者免状の再交付 1件につき 1,900円
- (11) 略
- (12) 法第14条の3第1項又は第2項の規定に基づく危険物施設の保安に関する検査
- ア 特定屋外タンク貯蔵所(岩盤タンクに係る特定屋外タンク貯蔵所を除く。)
- (ア) 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満のもの 1件につき 320,000円
- (イ) 危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満のもの 1件につき 460,000円
- (ウ) 危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満のもの 1件につき 750,000円
- (エ) 危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満のもの 1件につき 1,020,000円
- (オ) 危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満のもの 1件につき 1,300,000円
- (カ) 危険物の貯蔵最大数量が200,000キロリットル以上300,000キロリットル未満のもの 1件につき 3,150,000円
- (キ) 危険物の貯蔵最大数量が300,000キロリットル以上400,000キロリットル未満のもの 1件につき 3,870,000円
- (ク) 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上のもの 1件につき

- 未満の特定屋外タンク貯蔵所 1件につき 1,720,000円
- (カ) 危険物の貯蔵最大数量が200,000キロリットル以上300,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 1件につき 3,320,000円
- (キ) 危険物の貯蔵最大数量が300,000キロリットル以上400,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 1件につき 4,060,000円
- (ク) 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所 1件につき 4,650,000円
- オ 岩盤タンク検査
- (ア) 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル未満の屋外タンク貯蔵所 1件につき 9,100,000円
- (イ) 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上500,000キロリットル未満の屋外タンク貯蔵所 1件につき 12,400,000円
- (ウ) 危険物の貯蔵最大数量が500,000キロリットル以上の屋外タンク貯蔵所 1件につき 17,000,000円
- (6) 略
- (7) 法第13条の3第3項の規定に基づく危険物取扱者試験の実施
- ア 甲種危険物取扱者試験 1件につき 5,000円
- イ 乙種危険物取扱者試験 1件につき 3,400円
- ウ 丙種危険物取扱者試験 1件につき 2,700円
- 備考 略
- (8) 法第13条の2第3項の規定に基づく危険物取扱者免状の交付 1件につき 2,800円
- (9) 略
- (10) 危険物の規制に関する政令第35条第1項の規定に基づく危険物取扱者免状の再交付 1件につき 1,800円
- (11) 略
- (12) 法第14条の3第1項又は第2項の規定に基づく危険物施設の保安に関する検査
- ア 特定屋外タンク貯蔵所(岩盤タンクに係る特定屋外タンク貯蔵所を除く。)
- (ア) 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満のもの 1件につき 310,000円
- (イ) 危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満のもの 1件につき 430,000円
- (ウ) 危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満のもの 1件につき 720,000円
- (エ) 危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満のもの 1件につき 960,000円
- (オ) 危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満のもの 1件につき 1,210,000円
- (カ) 危険物の貯蔵最大数量が200,000キロリットル以上300,000キロリットル未満のもの 1件につき 2,950,000円
- (キ) 危険物の貯蔵最大数量が300,000キロリットル以上400,000キロリットル未満のもの 1件につき 3,620,000円
- (ク) 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上のもの 1件につき

- 4,460,000円
- イ 岩盤タンクに係る特定屋外タンク貯蔵所
- (7) 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上400,000キロリットル未満のもの 1件につき 2,690,000円
- (4) 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上500,000キロリットル未満のもの 1件につき 3,230,000円
- (7) 危険物の貯蔵最大数量が500,000キロリットル以上のもの 1件につき 4,830,000円
- ウ 略
- (13) 法第17条の8第3項の規定に基づく消防設備士試験の実施
- ア 甲種消防設備士試験 1件につき 5,700円
- イ 乙種消防設備士試験 1件につき 3,800円
- 備考 略
- (14) 法第17条の7第1項の規定に基づく消防設備士免状の交付 1件につき 2,900円
- (15) 略
- (16) 消防法施行令第36条の6第1項の規定に基づく消防設備士免状の再交付 1件につき 1,900円
- (17) 略
- 3 火薬類取締法(昭和25年法律第149号。以下この項において「法」という。)の施行に関する事務
- (1)~(5) 略
- (6) 法第19条第1項の規定に基づく運搬証明書の交付 1件につき 2,100円
- (7)~(12) 略
- 4・5 略
- 6 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(以下この項において「法」という。)の施行に関する事務
- (1)~(11) 略
- (12) 法第37条の4第3項において準用する法第37条の2第1項の規定に基づく充てん設備の所在地、構造、設備又は装置の変更の許可の申請に対する審査 1件につき 17,000円に変更に係る充てん設備の数を乗じて得た額
- (13)~(18) 略
- 7~9 略
- 9の2 使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成14年法律第87号。以下この項において「法」という。)の施行に関する事務
- (1)~(4) 略
- (5) 法第70条第1項の規定に基づく破砕業の事業の範囲の変更の許可の申請に対する審査 1件につき 67,000円
- 10 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下この項において「法」という。)の施行に関する事務
- (1) 法第12条の7第1項の規定に基づく2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定の申請に対する審査 1件につき 147,000円
- (2) 法第12条の7第7項の規定に基づく2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定に係る事項の変更の認定の申請に対する審査 1件につき 134,000円
- (3)~(16) 略
- 11~21 略
- 22 砂利採取法(昭和43年法律第74号。以下この項において「法」という。)の施行に関する事務
- (1) 法第16条の規定に基づく砂利の採取計画

- 4,170,000円
- イ 岩盤タンクに係る特定屋外タンク貯蔵所
- (7) 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上400,000キロリットル未満のもの 1件につき 2,660,000円
- (4) 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上500,000キロリットル未満のもの 1件につき 3,190,000円
- (7) 危険物の貯蔵最大数量が500,000キロリットル以上のもの 1件につき 4,790,000円
- ウ 略
- (13) 法第17条の8第3項の規定に基づく消防設備士試験の実施
- ア 甲種消防設備士試験 1件につき 5,000円
- イ 乙種消防設備士試験 1件につき 3,400円
- 備考 略
- (14) 法第17条の7第1項の規定に基づく消防設備士免状の交付 1件につき 2,800円
- (15) 略
- (16) 消防法施行令第36条の6第1項の規定に基づく消防設備士免状の再交付 1件につき 1,800円
- (17) 略
- 3 火薬類取締法(昭和25年法律第149号。以下この項において「法」という。)の施行に関する事務
- (1)~(5) 略
- (6) 法第19条第1項の規定に基づく運搬証明書の交付 1件につき 2,400円
- (7)~(12) 略
- 4・5 略
- 6 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(以下この項において「法」という。)の施行に関する事務
- (1)~(11) 略
- (12) 法第37条の4第3項において準用する法第37条の2第1項の規定に基づく充てん設備の所在地、構造、設備又は装置の変更の許可の申請に対する審査 1件につき 19,000円に変更に係る充てん設備の数を乗じて得た額
- (13)~(18) 略
- 7~9 略
- 9の2 使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成14年法律第87号。以下この項において「法」という。)の施行に関する事務
- (1)~(4) 略
- (5) 法第70条第1項の規定に基づく破砕業の事業の範囲の変更の許可の申請に対する審査 1件につき 75,000円
- 10 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下この項において「法」という。)の施行に関する事務
- (1)~(14) 略
- 11~21 略
- 22 砂利採取法(昭和43年法律第74号。以下この項において「法」という。)の施行に関する事務
- (1) 法第16条の規定に基づく砂利の採取計画

- の認可の申請に対する審査（河川管理者として行うものに限る。） 1 件につき 33,900円
- (2) 法第20条第1項の規定に基づく砂利の採取計画の変更の認可の申請に対する審査（河川管理者として行うものに限る。） 1 件につき 15,000円
- 23 略
- 24 建築士法（昭和25年法律第202号）第13条の規定に基づく二級建築士試験又は木造建築士試験の実施 1 件につき 17,700円  
備考 略
- 25～27 略
- 28 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下この項において「法」という。）の施行に関する事務  
(1)～(5) 略  
(5)の2 略
- (6) 法第9条第1項の規定に基づく営業所の構造又は設備の変更の承認の申請に対する審査 1 件につき 9,900円
- (7) 法第10条の2第1項の規定に基づく特例風俗営業者の認定の申請に対する審査 1 件につき 13,000円（当該申請を行う者が同時に他の法第10条の2第1項の規定に基づく認定の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づく認定の申請に係る審査にあっては、10,000円）
- (8)～(13) 略
- (14) 法第31条の22の規定に基づく特定遊興飲食店営業の許可（以下この号において「許可」という。）の申請に対する審査  
ア 3月以内の期間を限って営む営業 1 件につき 14,000円  
イ その他の営業 1 件につき 24,000円  
備考  
1 許可を受けようとする者が同時に他の許可を受けようとする場合における当該他の許可に係る手数料の額は、それぞれア又はイに定める額から8,700円を減じた額とする。  
2 略
- (15)～(23) 略
- 29 略
- 30 質屋営業法（昭和25年法律第158号。以下この項において「法」という。）の施行に関する事務  
(1) 法第2条第1項の規定に基づく質屋営業の許可の申請に対する審査 1 件につき 22,000円  
(2)～(5) 略
- 31 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下この項において「法」という。）の施行に関する事務  
(1) 略  
(2) 法第59条第9項の規定に基づく運搬証明書の書換え 1 件につき 5,400円  
(3) 略
- 32 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下この項において「法」という。）の施行に関する事務  
(1) 略  
(2) 法第6条第1項の規定に基づく国際競技に参加するため入国する外国人の銃砲又は刀剣類の所持の許可の申請に対する審査 1 件につき 3,900円（当該申請を行う者が同時に他の法第6条第1項の規定に基づく許可の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づく許可の申請に係る審査にあっては、1,800円）

- の認可の申請に対する審査（河川管理者として行うものに限る。） 1 件につき 37,700円
- (2) 法第20条第1項の規定に基づく砂利の採取計画の変更の認可の申請に対する審査（河川管理者として行うものに限る。） 1 件につき 17,000円
- 23 略
- 24 建築士法（昭和25年法律第202号）第13条の規定に基づく二級建築士試験又は木造建築士試験の実施 1 件につき 16,900円  
備考 略
- 25～27 略
- 28 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下この項において「法」という。）の施行に関する事務  
(1)～(5) 略  
(5)の2 略
- (6) 法第9条第1項の規定に基づく営業所の構造又は設備の変更の承認の申請に対する審査 1 件につき 11,000円
- (7) 法第10条の2第1項の規定に基づく特例風俗営業者の認定の申請に対する審査 1 件につき 15,000円（当該申請を行う者が同時に他の法第10条の2第1項の規定に基づく認定の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づく認定の申請に係る審査にあっては、11,700円）
- (8)～(13) 略
- (14) 法第31条の22の規定に基づく特定遊興飲食店営業の許可（以下この号において「許可」という。）の申請に対する審査  
ア 3月以内の期間を限って営む営業 1 件につき 14,000円  
イ その他の営業 1 件につき 24,000円  
備考  
1 許可を受けようとする者が同時に他の許可を受けようとする場合における当該他の許可に係る手数料の額は、それぞれア又はイに定める額から8,000円を減じた額とする。  
2 略
- (15)～(23) 略
- 29 略
- 30 質屋営業法（昭和25年法律第158号。以下この項において「法」という。）の施行に関する事務  
(1) 法第2条第1項の規定に基づく質屋営業の許可の申請に対する審査 1 件につき 25,000円  
(2)～(5) 略
- 31 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下この項において「法」という。）の施行に関する事務  
(1) 略  
(2) 法第59条第9項の規定に基づく運搬証明書の書換え 1 件につき 4,600円  
(3) 略
- 32 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下この項において「法」という。）の施行に関する事務  
(1) 略  
(2) 法第6条第1項の規定に基づく国際競技に参加するため入国する外国人の銃砲又は刀剣類の所持の許可の申請に対する審査 1 件につき 3,900円（当該申請を行う者が同時に他の法第6条第1項の規定に基づく許可の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づく許可の申請に係る審査にあっては、1,600円）

- (3) 略
- (4) 法第 7 条第 2 項の規定に基づく許可証の再交付 1 件につき 1,900円
- (5)~(18) 略
- 33 警備業法 (昭和47年法律第117号。以下この項において「法」という。) の施行に関する事務
  - (1)~(7) 略
  - (8) 法第22条第 5 項の規定に基づく警備員指導教育責任者資格者証の書換え 1 件につき 1,800円
  - (9)~(12) 略
  - (13) 法第42条第 3 項において準用する法第22条第 5 項の規定に基づく機械警備業務管理者資格者証の書換え 1 件につき 1,800円
  - (14) 略
- 34 道路交通法 (昭和35年法律第105号。以下この項において「法」という。) の施行に関する事務
  - (1) 運転免許関係事務

手数料の種別 (手数料を納めなければならない者)	区分	金額	
運転免許試験手数料 (法第89条第 1 項の規定による運転免許試験を受けようとする者)	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る試験	法第97条の 2 第 1 項第 1 号又は第 2 号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	1 件につき <u>1,550円</u>
		略	略
	普通自動車免許に係る試験	略	略
		法第97条の 2 第 1 項第 3 号又は第 5 号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	1 件につき <u>1,900円</u>
		法第97条の 2 第 1 項の規定の適用を	1 件につき <u>2,550円</u> (法第97条第 1 項第 2

- (3) 略
- (4) 法第 7 条第 2 項の規定に基づく許可証の再交付 1 件につき 2,200円
- (5)~(18) 略
- 33 警備業法 (昭和47年法律第117号。以下この項において「法」という。) の施行に関する事務
  - (1)~(7) 略
  - (8) 法第22条第 5 項の規定に基づく警備員指導教育責任者資格者証の書換え 1 件につき 2,000円
  - (9)~(12) 略
  - (13) 法第42条第 3 項において準用する法第22条第 5 項の規定に基づく機械警備業務管理者資格者証の書換え 1 件につき 2,000円
  - (14) 略
- 34 道路交通法 (昭和35年法律第105号。以下この項において「法」という。) の施行に関する事務
  - (1) 運転免許関係事務

手数料の種別 (手数料を納めなければならない者)	区分	金額	
運転免許試験手数料 (法第89条第 1 項の規定による運転免許試験を受けようとする者)	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る試験	法第97条の 2 第 1 項第 1 号又は第 2 号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	1 件につき <u>1,600円</u>
		略	略
	普通自動車免許に係る試験	略	略
		法第97条の 2 第 1 項第 3 号又は第 5 号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	1 件につき <u>1,850円</u>
		法第97条の 2 第 1 項の規定の適用を	1 件につき <u>2,200円</u> (法第97条第 1 項第 2

	受けない場合	号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、 3,350円)		受けない場合	号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、 3,100円)
特定第一種運転免許(大型特殊自動車免許、大型自動車免許、普通自動車免許又は牽引免許をいう。以下同じ。)又は大型特殊自動車第二種免許若しくは牽引第二種免許に係る試験	略	略	特定第一種運転免許(大型特殊自動車免許、大型自動車免許、普通自動車免許又は牽引免許をいう。以下同じ。)又は大型特殊自動車第二種免許若しくは牽引第二種免許に係る試験	略	略
	略	略		略	略
	法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合	1件につき 2,600円 (法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、 4,050円)		法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合	1件につき 2,950円 (法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、 4,500円)
小型特殊自動車免許又は原動機付自転車免許に係る試験	法第97条の2第1項の規定の適用を受ける場合	1件につき 1,900円	小型特殊自動車免許又は原動機付自転車免許に係る試験	法第97条の2第1項の規定の適用を受ける場合	1件につき 1,850円
	略	略		略	略
大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る試験	法第97条の2第1項第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	1件につき 1,700円	大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る試験	法第97条の2第1項第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	1件につき 1,750円
	略	略		略	略
	法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合	1件につき 4,800円 (法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、 7,650円)		法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合	1件につき 4,550円 (法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、 7,650円)
仮運転免許に係る	略	略	仮運転免許に係る	略	略

	試験	略			試験	略	
		略	略			略	略
		法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合	1件につき2,900円 (法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、4,350円)			法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合	1件につき2,850円 (法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、4,400円)
検査手数料(法第89条第3項の規定による検査(以下この項において「検査」という。)を受けようとする者)	大型自動車仮運転免許、中型自動車仮運転免許又は準中型自動車仮運転免許を受けている者に対する検査		1件につき3,900円 (公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、6,400円)	検査手数料(法第89条第3項の規定による検査(以下この項において「検査」という。)を受けようとする者)	大型自動車仮運転免許、中型自動車仮運転免許又は準中型自動車仮運転免許を受けている者に対する検査		1件につき4,050円 (公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、6,700円)
	普通自動車仮運転免許を受けている者に対する検査		1件につき3,750円 (公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、4,550円)		普通自動車仮運転免許を受けている者に対する検査		1件につき3,850円 (公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、4,750円)
再試験手数料(法第100条の2第1項の規定による再試験を受けようとする者)	準中型自動車免許に係る再試験		1件につき1,900円 (法第100条の2第2項に規定する準中型自動車の運転について必要な技能について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、4,400円)	再試験手数料(法第100条の2第1項の規定による再試験を受けようとする者)	準中型自動車免許に係る再試験		1件につき2,000円 (法第100条の2第2項に規定する準中型自動車の運転について必要な技能について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、4,650円)
	普通自動車免許に係る再試験		1件につき1,750円 (法第100条の2第2項に規定する普通自動車の運転について必要な技能について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、4,400円)		普通自動車免許に係る再試験		1件につき1,950円 (法第100条の2第2項に規定する普通自動車の運転について必要な技能について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、4,400円)

		、 <u>2,550円</u> )
	大型自動二輪車免許 又は普通自動二輪車 免許に係る再試験	1 件につき <u>1,650円</u> ( <u>法第100</u> 条の2第2 項に規定す る大型自動 二輪車又は 普通自動二 輪車の運転 について必 要な技能に ついて行う 試験を公安 委員会が提 供する自動 車を使用し て受ける場 合にあって は、 <u>3,100</u> 円)
	原動機付自転車免許 に係る再試験	1 件につき <u>1,000円</u>
免許証交 付手数料 ( <u>法第92</u> 条第1項 の規定に よる運転 免許証(以 下この項 において「 <u>免許</u> <u>証</u> 」とい う。)の交 付を受け ようとする者)	略	略
	仮運転免許に係る免 許証	1 件につき <u>1,150円</u>
免許証再 交付手数料 ( <u>法第94</u> 条第2項 の規定に よる免許 証の再交 付を受け ようとする者)	略	略
	仮運転免許に係る免 許証	1 件につき <u>1,150円</u>
免許証更 新手数料 ( <u>法第10</u> 1条第1 項又は <u>法</u> <u>第101</u> 条 の2第1 項の規定 による免 許証の有 効期間の 更新を受 けようとする者)	略	略
	免許証の更新 ( <u>法第</u> <u>101</u> 条の2の2第1 項の規定により免許 証の有効期間の更新 の申請をする場合)	1 件につき <u>2,550円</u>
略	略	略
認知機能		1 件につき

		、 <u>2,850円</u> )
	大型自動二輪車免許 又は普通自動二輪車 免許に係る再試験	1 件につき <u>1,750円</u> ( <u>法第100</u> 条の2第2 項に規定す る大型自動 二輪車又は 普通自動二 輪車の運転 について必 要な技能に ついて行う 試験を公安 委員会が提 供する自動 車を使用し て受ける場 合にあって は、 <u>3,300</u> 円)
	原動機付自転車免許 に係る再試験	1 件につき <u>1,050円</u>
免許証交 付手数料 ( <u>法第92</u> 条第1項 の規定に よる運転 免許証(以 下この項 において「 <u>免許</u> <u>証</u> 」とい う。)の交 付を受け ようとする者)	略	略
	仮運転免許に係る免 許証	1 件につき <u>1,100円</u>
免許証再 交付手数料 ( <u>法第94</u> 条第2項 の規定に よる免許 証の再交 付を受け ようとする者)	略	略
	仮運転免許に係る免 許証	1 件につき <u>1,100円</u>
免許証更 新手数料 ( <u>法第10</u> 1条第1 項又は <u>法</u> <u>第101</u> 条 の2第1 項の規定 による免 許証の有 効期間の 更新を受 けようとする者)	略	略
	免許証の更新 ( <u>法第</u> <u>101</u> 条の2の2第1 項の規定により免許 証の有効期間の更新 の申請をする場合)	1 件につき <u>2,500円</u>
略	略	略
認知機能		1 件につき



<p>検査手数料 (法第 97 条の 2 第 1 項第 3 号イ又は第 101 条の 4 第 2 項の規定による認知機能検査を受けようとする者)</p>		<p>750円</p>	<p>検査手数料 (法第 97 条の 2 第 1 項第 3 号イ又は第 101 条の 4 第 2 項の規定による認知機能検査を受けようとする者)</p>		<p>650円</p>
<p>審査手数料 (法第 91 条の規定による運転することができる自動車及び原動機付自転車の種類を限定された者で、その限定の全部又は一部の解除を受けため、公会の審査を受けるもの)</p>		<p>1 件につき 1,400円 (公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、 2,850円)</p>	<p>審査手数料 (法第 91 条の規定による運転することができる自動車及び原動機付自転車の種類を限定された者で、その限定の全部又は一部の解除を受けため、公会の審査を受けるもの)</p>		<p>1 件につき 1,450円 (公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、 3,000円)</p>
<p>技能検定期資格者証交付手数料 (法第 99 条の 2 第 4 項の規定による技能検定期資格者証の交付を受けようとする者)</p>		<p>1 件につき 1,150円</p>	<p>技能検定期資格者証交付手数料 (法第 99 条の 2 第 4 項の規定による技能検定期資格者証の交付を受けようとする者)</p>		<p>1 件につき 1,100円</p>
<p>技能検定期審査手数料 (法第 99 条の 2 第 4 項第 1 号イの規定による審査 (以下この項において「技能検定期審査」という。)を受ける者)</p>	<p>大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定期審査</p>	<p>1 件につき 23,400円</p>	<p>技能検定期審査手数料 (法第 99 条の 2 第 4 項第 1 号イの規定による審査 (以下この項において「技能検定期審査」という。)を受ける者)</p>	<p>大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定期審査</p>	<p>1 件につき 23,100円</p>
	<p>普通自動車免許に係る技能検定期審査</p>	<p>1 件につき 19,500円</p>		<p>普通自動車免許に係る技能検定期審査</p>	<p>1 件につき 19,650円</p>
	<p>特定第一種運転免許に係る技能検定期審査</p>	<p>1 件につき 14,700円</p>		<p>特定第一種運転免許に係る技能検定期審査</p>	<p>1 件につき 14,500円</p>
	<p>大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る技能検定期審査で、これらの免許に対応する第一種運転免許に係る技能検定期審査</p>	<p>1 件につき 21,500円</p>		<p>大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る技能検定期審査で、これらの免許に対応する第一種運転免許に係る技能検定期審査</p>	<p>1 件につき 21,700円</p>

	格者証の交付を受けている者に対するもの (以下この項において「大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査」という。)	
教習指導員資格者証交付手数料 (法第99条の3第4項の規定による教習指導員資格者証の交付を受けようとする者)		1 件につき <u>1,150円</u>
教習指導員審査手数料 (法第99条の3第4項第1号イの規定による審査 (以下この項において「教習指導員審査」という。) を受けようとする者)	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査	1 件につき <u>14,550円</u>
	普通自動車免許に係る教習指導員審査	1 件につき <u>11,850円</u>
	特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	1 件につき <u>9,650円</u>
	大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る教習指導員審査で、これらの免許に対応する第一種運転免許に係る教習指導員資格者証の交付を受けている者に対するもの (以下この項において「大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査」という。)	1 件につき <u>12,450円</u>
国外運転免許証交付手数料 (法第107条の7第1項の規定による国外運転免許証の交付を受けようとする者)		1 件につき <u>2,350円</u>
講習手数料 (法第108条の2第1項各号に掲げる講習を受けようとする者)	略	略
	略	略
	法第108条の2第1項第3号に掲げる講習	1 時間につき <u>1,950円</u>

	格者証の交付を受けている者に対するもの (以下この項において「大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査」という。)	
教習指導員資格者証交付手数料 (法第99条の3第4項の規定による教習指導員資格者証の交付を受けようとする者)		1 件につき <u>1,100円</u>
教習指導員審査手数料 (法第99条の3第4項第1号イの規定による審査 (以下この項において「教習指導員審査」という。) を受けようとする者)	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査	1 件につき <u>14,600円</u>
	普通自動車免許に係る教習指導員審査	1 件につき <u>11,800円</u>
	特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	1 件につき <u>9,400円</u>
	大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る教習指導員審査で、これらの免許に対応する第一種運転免許に係る教習指導員資格者証の交付を受けている者に対するもの (以下この項において「大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査」という。)	1 件につき <u>12,750円</u>
国外運転免許証交付手数料 (法第107条の7第1項の規定による国外運転免許証の交付を受けようとする者)		1 件につき <u>2,400円</u>
講習手数料 (法第108条の2第1項各号に掲げる講習を受けようとする者)	略	略
	略	略
	法第108条の2第1項第3号に掲げる講習	1 時間につき <u>2,100円</u>

者)	法第108条の2第1項第4号に掲げる講習	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る講習（準中型自動車免許に係る講習にあつては、普通自動車免許を受けている者に対するものに限る。）	1時間につき 4,450円
		準中型自動車免許に係る講習（普通自動車免許を受けている者に対するものを除く。）	1時間につき 3,500円
		普通自動車免許に係る講習	1時間につき 2,800円
	法第108条の2第1項第5号に掲げる講習	大型自動車二輪車免許に係る講習	1時間につき 4,150円
		略	略
	法第108条の2第1項第6号に掲げる講習		1時間につき 1,500円
		略	略
	法第108条の2第1項第8号に掲げる講習		1時間につき 1,400円
	法第108条の2第1項第9号に掲げる講習		1時間につき 750円
	法第108条の2第1項第10号に掲げる講習	略	略
		略	略
		略	略
		略	略
		原動機付自転車免許に係る講習	1時間につき 2,450円
	略	略	略
		略	略

者)	法第108条の2第1項第4号に掲げる講習	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る講習（準中型自動車免許に係る講習にあつては、普通自動車免許を受けている者に対するものに限る。）	1時間につき 4,100円
		準中型自動車免許に係る講習（普通自動車免許を受けている者に対するものを除く。）	1時間につき 3,400円
		普通自動車免許に係る講習	1時間につき 2,450円
	法第108条の2第1項第5号に掲げる講習	大型自動車二輪車免許に係る講習	1時間につき 4,100円
		略	略
	法第108条の2第1項第6号に掲げる講習		1時間につき 1,400円
		略	略
	法第108条の2第1項第8号に掲げる講習		1時間につき 1,300円
	法第108条の2第1項第9号に掲げる講習		1時間につき 650円
	法第108条の2第1項第10号に掲げる講習	略	略
		略	略
		略	略
		略	略
		原動機付自転車免許に係る講習	1時間につき 2,400円
	略	略	略
		略	略

	略	略		略	略
法第108条の2第1項第12号に掲げる講習	小型特殊自動車免許以外の第一種運転免許又は第二種運転免許を受けている者に対する講習(法第97条の2第1項第3号イ、第101条の4第2項又は第101条の7第4項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものを除く。)	1件につき 5,100円	法第108条の2第1項第12号に掲げる講習	小型特殊自動車免許以外の第一種運転免許又は第二種運転免許を受けている者に対する講習(法第97条の2第1項第3号イ、第101条の4第2項又は第101条の7第4項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものを除く。)	1件につき 4,650円
	小型特殊自動車免許以外の第一種運転免許又は第二種運転免許を受けている者に対する講習(法第97条の2第1項第3号イ又は第101条の4第2項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものに限る。)	1件につき 5,100円 (当該認知機能検査の結果が認知症のおそれがあることその他の認知機能が低下しているおそれがあることを示すものとして内閣府令基準に該当するものにあつては、7,950円)		小型特殊自動車免許以外の第一種運転免許又は第二種運転免許を受けている者に対する講習(法第97条の2第1項第3号イ又は第101条の4第2項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものに限る。)	1件につき 4,650円 (当該認知機能検査の結果が認知症のおそれがあることその他の認知機能が低下しているおそれがあることを示すものとして内閣府令基準に該当するものにあつては、7,550円)
	小型特殊自動車免許以外の第一種運転免許又は第二種運転免許を受けている者に対する講習(法第101条の7第4項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものに限る。)	1件につき 5,800円		小型特殊自動車免許以外の第一種運転免許又は第二種運転免許を受けている者に対する講習(法第101条の7第4項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものに限る。)	1件につき 5,650円

	の結果に基づいて行うものに限る。)			の結果に基づいて行うものに限る。)	
	小型特殊自動車免許のみを受けている者に対する講習 (法第97条の2第1項第3号イ、第101条の4第2項又は第101条の7第4項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものを除く。)	1 件につき 2,250円		小型特殊自動車免許のみを受けている者に対する講習 (法第97条の2第1項第3号イ、第101条の4第2項又は第101条の7第4項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものを除く。)	1 件につき 2,000円
	小型特殊自動車免許のみを受けている者に対する講習 (法第97条の2第1項第3号イ又は第101条の4第2項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものに限る。)	1 件につき 2,250円 (当該認知機能検査の結果が認知症のおそれがあることその他の認知機能が低下しているおそれがあることを示すものとして内閣府令で定める基準に該当するものにあつては、4,450円)		小型特殊自動車免許のみを受けている者に対する講習 (法第97条の2第1項第3号イ又は第101条の4第2項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものに限る。)	1 件につき 2,000円 (当該認知機能検査の結果が認知症のおそれがあることその他の認知機能が低下しているおそれがあることを示すものとして内閣府令で定める基準に該当するものにあつては、4,300円)
	小型特殊自動車免許のみを受けている者に対する講習 (法第101条の7第4項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものに限る。)	1 件につき 2,350円		小型特殊自動車免許のみを受けている者に対する講習 (法第101条の7第4項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものに限る。)	1 件につき 2,400円
	法第108条の2第1項第13号に掲げる講習	1 件につき 12,500円 (当該講習が道路交通法施行規則		法第108条の2第1項第13号に掲げる講習	1 件につき 13,200円 (当該講習が道路交通法施行規則

		(昭和35年 総理府令第 60号)第38 条第13項第 2号の表第 1号に掲げ る講習方法 に係るもの である場合 にあっては 、9,050円 )
	法第108条の2第1 項第14号に掲げる講 習	1時間につ き <u>2,000</u> 円
略	略	略
略		

		(昭和35年 総理府令第 60号)第38 条第13項第 2号の表第 1号に掲げ る講習方法 に係るもの である場合 にあっては 、9,050円 )
	法第108条の2第1 項第14号に掲げる講 習	1時間につ き <u>1,900</u> 円
略	略	略
略		

(2) 技能検定員審査手数料の減額

技能検定員審査を受けようとする者が次の表の左欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者である場合にあっては、技能検定員審査手数料の額は、前号の表技能検定員審査手数料の項の右欄の規定にかかわらず、次の表の中欄に掲げる区分に応じて、それぞれ前号の表技能検定員審査手数料の項の右欄に定める額から、次の表の右欄に定める額を減じた額とする。

審査細目	区分	技能検定員審査手数料の額から減ずる額
1 技能検定員として必要な自動車の運転技能	略	略
	普通自動車免許に係る技能検定員審査	<u>3,550円</u>
	特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	<u>1,250円</u>
	略	略
2 略	略	略
	略	略
	略	略
	略	略
3 法第108条の28第4項に規定する教則の内容となっている事項	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査	<u>2,500円</u>
	普通自動車免許に係る技能検定員審査	<u>2,000円</u>
	特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	<u>2,000円</u>
4 自動車教習所に関する法令につ	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査	<u>2,500円</u>

(2) 技能検定員審査手数料の減額

技能検定員審査を受けようとする者が次の表の左欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者である場合にあっては、技能検定員審査手数料の額は、前号の表技能検定員審査手数料の項の右欄の規定にかかわらず、次の表の中欄に掲げる区分に応じて、それぞれ前号の表技能検定員審査手数料の項の右欄に定める額から、次の表の右欄に定める額を減じた額とする。

審査細目	区分	技能検定員審査手数料の額から減ずる額
1 技能検定員として必要な自動車の運転技能	略	略
	普通自動車免許に係る技能検定員審査	<u>3,600円</u>
	特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	<u>1,300円</u>
	略	略
2 略	略	略
	略	略
	略	略
	略	略
3 法第108条の28第4項に規定する教則の内容となっている事項	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査	<u>2,450円</u>
	普通自動車免許に係る技能検定員審査	<u>1,950円</u>
	特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	<u>1,950円</u>
4 自動車教習所に関する法令につ	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査	<u>2,450円</u>

いての知識	普通自動車免許に係る技能検定員審査	2,000円
	特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	2,000円
5 技能検定の実施に関する知識	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査	2,350円
	普通自動車免許に係る技能検定員審査	1,900円
	特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	2,650円
6 自動車の運転技能の評価方法に関する知識	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査	1,800円
	普通自動車免許に係る技能検定員審査	2,050円
	略	略
	略	略
略	略	略

備考

1 技能検定員審査を受けようとする者が1の部及び2の部の左欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあつては、1の部及び2の部の右欄に定めるところによるほか、前号の表技能検定員審査手数料の項の右欄に定める額から更に大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査については2,350円を、普通自動車免許に係る技能検定員審査については900円を、特定第一種運転免許に係る技能検定員審査については1,100円を、大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査については2,900円を減ずるものとする。

2 技能検定員審査を受けようとする者が3の部及び4の部の左欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあつては、3の部及び4の部の右欄に定めるところによるほか、前号の表技能検定員審査手数料の項の右欄に定める額から更に大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査については500円を、普通自動車免許又は特定第一種運転免許に係る技能検定員審査については300円を減ずるものとする。

(3) 教習指導員審査手数料の減額  
 教習指導員審査を受けようとする者が次の表の左欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者である場合にあつては、教習指導員審査手数料の額は、第1号の表教習指導員審査手数料の項の右欄の規定にかかわらず、次の表の中欄に掲げる区分に応じて、それぞれ第1号の表教習指導員審査手数料の項の右欄に定める額から、次の表の右欄に定める額を減じた額とする。

審査細目	区分	教習指導
------	----	------

いての知識	普通自動車免許に係る技能検定員審査	1,950円
	特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	1,950円
5 技能検定の実施に関する知識	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査	2,000円
	普通自動車免許に係る技能検定員審査	1,950円
	特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	2,500円
6 自動車の運転技能の評価方法に関する知識	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査	1,750円
	普通自動車免許に係る技能検定員審査	2,100円
	略	略
	略	略
略	略	略

備考

1 技能検定員審査を受けようとする者が1の部及び2の部の左欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあつては、1の部及び2の部の右欄に定めるところによるほか、前号の表技能検定員審査手数料の項の右欄に定める額から更に大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査については2,450円を、普通自動車免許に係る技能検定員審査については850円を、特定第一種運転免許に係る技能検定員審査については1,050円を、大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査については3,100円を減ずるものとする。

2 技能検定員審査を受けようとする者が3の部及び4の部の左欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあつては、3の部及び4の部の右欄に定めるところによるほか、前号の表技能検定員審査手数料の項の右欄に定める額から更に大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査については550円を、普通自動車免許又は特定第一種運転免許に係る技能検定員審査については350円を減ずるものとする。

(3) 教習指導員審査手数料の減額  
 教習指導員審査を受けようとする者が次の表の左欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者である場合にあつては、教習指導員審査手数料の額は、第1号の表教習指導員審査手数料の項の右欄の規定にかかわらず、次の表の中欄に掲げる区分に応じて、それぞれ第1号の表教習指導員審査手数料の項の右欄に定める額から、次の表の右欄に定める額を減じた額とする。

審査細目	区分	教習指導
------	----	------

		員審査手数料の額から減ずる額
1 教習指導員として必要な自動車の運転技能	略	略
	普通自動車免許に係る教習指導員審査	3,550円
	特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	1,250円
	略	略
2 技能教習に必要な教習の技能	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査	1,400円
	普通自動車免許に係る教習指導員審査	1,300円
	特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	1,350円
	略	略
3 学科教習に必要な教習の技能	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査	1,300円
	普通自動車免許に係る教習指導員審査	1,250円
	特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	1,250円
4 法第108条の28第4項に規定する教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査	1,600円
	略	略
	略	略
5 自動車教習所に関する法令についての知識	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査	1,600円
	略	略
	略	略
6 教習指導員として必要な教育についての知識	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査	1,500円
	略	略
	特定第一種運転免許に	1,250円

		員審査手数料の額から減ずる額
1 教習指導員として必要な自動車の運転技能	略	略
	普通自動車免許に係る教習指導員審査	3,600円
	特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	1,300円
	略	略
2 技能教習に必要な教習の技能	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査	1,350円
	普通自動車免許に係る教習指導員審査	1,250円
	特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	1,300円
	略	略
3 学科教習に必要な教習の技能	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査	1,250円
	普通自動車免許に係る教習指導員審査	1,200円
	特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	1,100円
4 法第108条の28第4項に規定する教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査	1,550円
	略	略
	略	略
5 自動車教習所に関する法令についての知識	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査	1,550円
	略	略
	略	略
6 教習指導員として必要な教育についての知識	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査	1,400円
	略	略
	特定第一種運転免許に	1,200円



係る教習指導員審査	
略	略
備考	
1 教習指導員審査を受けようとする者が 1 の部及び 2 の部の左欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあっては、1 の部及び 2 の部の右欄に定めるところによるほか、第 1 号の表教習指導員審査手数料の項の右欄に定める額から更に大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査については、 <u>2,400 円</u> を、普通自動車免許に係る教習指導員審査については <u>900 円</u> を、特定第一種運転免許に係る教習指導員審査については <u>1,100 円</u> を、大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査については <u>2,850 円</u> を減ずるものとする。 2 教習指導員審査を受けようとする者が 4 の部及び 5 の部の左欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあっては、4 の部及び 5 の部の右欄に定めるところによるほか、第 1 号の表教習指導員審査手数料の項の右欄に定める額から更に大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査については <u>150 円</u> を、普通自動車免許又は特定第一種運転免許に係る教習指導員審査については <u>150 円</u> を減ずるものとする。	

- (4) 略
- (5) 放置車両確認事務関係  
ア～カ 略  
キ 法第 51 条の 13 第 1 項の規定に基づく駐車監視員資格者証の再交付 1 件につき 1,800 円
- 35 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（以下この項において「法」という。）の施行に関する事務
  - (1) 法第 4 条の規定に基づく自動車運転代行業の認定の申請に対する審査 1 件につき 12,000 円
  - (2) 法第 5 条第 5 項の規定に基づく認定証の再交付 1 件につき 1,700 円
  - (3) 略
- 36 探偵業の業務の適正化に関する法律（平成 18 年法律第 60 号。以下この項において「法」という。）の施行に関する事務
  - (1) 略
  - (2) 法第 4 条第 3 項の規定に基づく同条第 2 項の規定による届出があったことを証する書面の交付 1 件につき 1,600 円
  - (3) 法第 4 条第 3 項の規定に基づく届出があったことを証する書面の再交付 1 件につき 1,100 円
- 別表第 3 別表第 2 に掲げる手数料以外の手数料（第 2 条関係）  
1・2 略
- 3 環境・衛生関係事務
  - (1) 検査等
    - ア 薬品試験
      - (7) 定性試験 1 成分につき 1,560 円
      - (4) 定量試験 1 成分につき 4,970 円
    - イ 水質試験
      - (7) 飲料水試験 1 件につき 8,710 円
      - (4) 上水道水試験
        - a 定期検査 1 件につき 12,350 円
        - b 略

係る教習指導員審査	
略	略
備考	
1 教習指導員審査を受けようとする者が 1 の部及び 2 の部の左欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあっては、1 の部及び 2 の部の右欄に定めるところによるほか、第 1 号の表教習指導員審査手数料の項の右欄に定める額から更に大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査については、 <u>2,500 円</u> を、普通自動車免許に係る教習指導員審査については <u>900 円</u> を、特定第一種運転免許に係る教習指導員審査については <u>1,100 円</u> を、大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査については <u>3,150 円</u> を減ずるものとする。 2 教習指導員審査を受けようとする者が 4 の部及び 5 の部の左欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあっては、4 の部及び 5 の部の右欄に定めるところによるほか、第 1 号の表教習指導員審査手数料の項の右欄に定める額から更に大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査については <u>250 円</u> を、普通自動車免許又は特定第一種運転免許に係る教習指導員審査については <u>100 円</u> を減ずるものとする。	

- (4) 略
- (5) 放置車両確認事務関係  
ア～カ 略  
キ 法第 51 条の 13 第 1 項の規定に基づく駐車監視員資格者証の再交付 1 件につき 2,000 円
- 35 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（以下この項において「法」という。）の施行に関する事務
  - (1) 法第 4 条の規定に基づく自動車運転代行業の認定の申請に対する審査 1 件につき 13,000 円
  - (2) 法第 5 条第 5 項の規定に基づく認定証の再交付 1 件につき 1,900 円
  - (3) 略
- 36 探偵業の業務の適正化に関する法律（平成 18 年法律第 60 号。以下この項において「法」という。）の施行に関する事務
  - (1) 略
  - (2) 法第 4 条第 3 項の規定に基づく同条第 2 項の規定による届出があったことを証する書面の交付 1 件につき 1,500 円
  - (3) 法第 4 条第 3 項の規定に基づく届出があったことを証する書面の再交付 1 件につき 1,000 円
- 別表第 3 別表第 2 に掲げる手数料以外の手数料（第 2 条関係）  
1・2 略
- 3 環境・衛生関係事務
  - (1) 検査等
    - ア 薬品試験
      - (7) 定性試験 1 成分につき 1,420 円
      - (4) 定量試験 1 成分につき 4,520 円
    - イ 水質試験
      - (7) 飲料水試験 1 件につき 9,670 円
      - (4) 上水道水試験
        - a 定期検査 1 件につき 13,720 円
        - b 略

- c 基準項目試験 1件につき 277,330円
- (ウ) 細菌検査
- a 一般細菌数試験 1件につき 2,100円
- b 大腸菌群定性試験 1件につき 2,430円
- c 大腸菌群定量試験 1件につき 4,260円
- (エ) 定性試験 1成分につき 1,560円
- (オ)・(カ) 略
- (キ) クリプトスポリジウム指標菌検査 1件につき 17,760円
- ウ 温泉試験
- (ア) 温泉小分析 1件につき 10,950円
- (イ) 温泉中分析 1件につき 109,910円
- エ 環境衛生試験
- (ア) 略
- (イ) 遊泳用プール水質検査 1件につき 5,410円
- オ 食品、添加物、器具又は容器包装の検査(食品衛生法(昭和22年法律第233号)第26条第1項の規定による検査命令に基づく検査を含む。)
- (ア) 規格試験 1件につき 8,260円
- (イ) 細菌検査
- a 一般生菌数試験 1件につき 2,120円 ただし、前処理を必要とするものは、1件につき100円を加算する。
- b 大腸菌群定性試験 1件につき 2,690円 ただし、前処理を必要とするものは、1件につき100円を加算する。
- c 大腸菌群定量試験 1件につき 4,260円 ただし、前処理を必要とするものは、1件につき100円を加算する。
- d 乳酸菌、耐熱性菌定量試験 1件につき 2,560円 ただし、前処理を必要とするものは、1件につき100円を加算する。
- e 病原菌試験 菌種1件につき 3,690円 ただし、前処理を必要とするものは、1件につき100円を、嫌気性培養(簡易な方法により行うものを除く。)を必要とするものは1件につき1,080円を加算する。
- (ウ) 真菌数検査 1件につき 2,690円 ただし、前処理を必要とするものは、1件につき100円を加算する。
- (エ) 定性試験 1成分につき 3,130円
- (オ) 定量試験 1成分につき 6,270円
- (カ) 複雑な定量試験 1成分につき 15,620円
- (キ) 略
- カ～コ 略
- (2)・(3) 略
- (4) 許可関係事務
- ア～セ 略
- ソ 土壤汚染対策法(平成14年法律第53号)ソにおいて「法」という。)の施行に関する事務
- (ア) 略
- (イ) 法第27条の2第1項の規定に基づく承認の申請に対する審査 1件につき 120,000円
- (ロ) 法第27条の3第1項の規定に基づく承認の申請に対する審査 1件につき 120,000円
- (ハ) 法第27条の4第1項の規定に基づく

- c 基準項目試験 1件につき 252,120円
- (ウ) 細菌検査
- a 一般細菌数試験 1件につき 1,930円
- b 大腸菌群定性試験 1件につき 2,700円
- c 大腸菌群定量試験 1件につき 3,880円
- (エ) 定性試験 1成分につき 1,420円
- (オ)・(カ) 略
- (キ) クリプトスポリジウム指標菌検査 1件につき 16,150円
- ウ 温泉試験
- (ア) 温泉小分析 1件につき 9,960円
- (イ) 温泉中分析 1件につき 99,920円
- エ 環境衛生試験
- (ア) 略
- (イ) 遊泳用プール水質検査 1件につき 4,920円
- オ 食品、添加物、器具又は容器包装の検査(食品衛生法(昭和22年法律第233号)第26条第1項の規定による検査命令に基づく検査を含む。)
- (ア) 規格試験 1件につき 7,510円
- (イ) 細菌検査
- a 一般生菌数試験 1件につき 1,930円 ただし、前処理を必要とするものは、1件につき100円を加算する。
- b 大腸菌群定性試験 1件につき 2,450円 ただし、前処理を必要とするものは、1件につき100円を加算する。
- c 大腸菌群定量試験 1件につき 3,880円 ただし、前処理を必要とするものは、1件につき100円を加算する。
- d 乳酸菌、耐熱性菌定量試験 1件につき 2,330円 ただし、前処理を必要とするものは、1件につき100円を加算する。
- e 病原菌試験 菌種1件につき 3,360円 ただし、前処理を必要とするものは、1件につき100円を、嫌気性培養を必要とするものは1件につき1,080円を加算する。
- (ウ) 真菌数検査 1件につき 2,450円 ただし、前処理を必要とするものは、1件につき100円を加算する。
- (エ) 定性試験 1成分につき 2,850円
- (オ) 定量試験 1成分につき 5,700円
- (カ) 複雑な定量試験 1成分につき 14,250円
- (キ) 略
- カ～コ 略
- (2)・(3) 略
- (4) 許可関係事務
- ア～セ 略
- ソ 土壤汚染対策法(平成14年法律第53号)ソにおいて「法」という。)の施行に関する事務
- (ア) 略
- (イ) 略

承認の申請に対する審査 1件につき  
120,000円

(ウ) 略

タ 和歌山県太陽光発電事業の実施に関する条例(平成30年和歌山県条例第16号。タにおいて「条例」という。)の施行に関する事務

(7) 条例第3条第1項の規定に基づく太陽光発電事業計画の認定の申請に対する審査 1件につき 47,000円

(4) 条例第18条第1項の規定に基づく太陽光発電事業計画の変更の認定の申請に対する審査 1件につき 39,000円

(5) 略

4 略

5 福祉関係事務

(1) 介護保険法(平成9年法律第123号。以下この号から第16号までにおいて「法」という。)第69条の2第1項の介護支援専門員実務研修受講試験の問題の作成及び合格の基準の設定(以下この号及び次号において「試験問題作成事務」という。) 1件につき 700円

備考 略

(2)~(13) 略

(14) 法第107条第1項の規定に基づく介護医療院の開設の許可の申請に対する審査 1件につき 63,000円

(15) 法第107条第2項の規定に基づく介護医療院の変更の許可(構造設備の変更を伴うものに限る。)の申請に対する審査 1件につき 33,000円

(16) 法第108条第1項の規定に基づく介護医療院の開設の許可の更新の申請に対する審査 1件につき 17,000円

(17)~(19) 略

(20) 福祉サービスの第三者による評価に係る評価調査者研修の実施

ア 養成研修 1件につき 11,000円

イ 略

6 工業関係事務

(1) 一般化学分析

ア 定性 1試料1成分につき 2,250円

イ 定量 1試料1成分につき 5,220円

(2) 機器分析

ア 元素分析

鉄鋼炭素硫黄分析 1試料につき 5,100円

イ 分光分析

(7) 略

(4) 原子吸光分析 1試料1成分につき 5,220円

(ウ) 赤外分光分析

a フーリエ変換型 1試料につき 6,180円

b 顕微フーリエ変換型 1試料につき 9,800円

(エ) その他分光分析 1試料1成分につき 4,030円

ウ クロマト分析

(7) 略

(4) その他クロマト分析 1試料1成分につき 5,810円

エ 略

オ X線分析

(7) 蛍光X線分析(波長分散型)

a 定性 1試料1測定につき 9,020円

(ト) 略

(5) 略

4 略

5 福祉関係事務

(1) 介護保険法(平成9年法律第123号。以下この号から第13号までにおいて「法」という。)第69条の2第1項の介護支援専門員実務研修受講試験の問題の作成及び合格の基準の設定(以下この号及び次号において「試験問題作成事務」という。) 1件につき 700円

備考 略

(2)~(13) 略

(14)~(16) 略

(17) 福祉サービスの第三者による評価に係る評価調査者研修の実施

ア 養成研修 1件につき 10,000円

イ 略

6 工業関係事務

(1) 一般化学分析

ア 定性 1試料1成分につき 2,050円

イ 定量 1試料1成分につき 4,750円

(2) 機器分析

ア 元素分析

(7) 鉄鋼炭素硫黄分析 1試料につき 4,640円

(4) 有機元素分析 1試料につき 6,910円

イ 分光分析

(7) 略

(4) 原子吸光分析 1試料1成分につき 4,750円

(ウ) 赤外分光分析

a フーリエ変換型 1試料につき 5,400円

b 顕微フーリエ変換型 1試料につき 7,770円

(エ) その他分光分析 1試料1成分につき 3,670円

ウ クロマト分析

(7) 略

(4) その他クロマト分析 1試料1成分につき 5,290円

エ 略

オ X線分析

(7) 蛍光X線分析(波長分散型)

a 定性 1試料1測定につき 8,200円

- b 定量 1試料1成分につき 5,690円
- c・d 略
- (イ)・(ウ) 略
- カ 略
- キ 熱分析
  - (7) 熱重量、示差熱、熱走査分析 1試料1項目につき 6,880円
  - (イ) 熱機械特性
    - a 室温より高い場合 1試料につき 6,880円
    - b 室温より低い場合 1試料につき 9,850円
- ク 表面分析
  - X線光電子分光分析 1試料につき 16,510円
- ケ その他機器分析 1試料1成分につき 4,260円
- (3) 材料試験
  - ア 強度試験
    - (7) 引張
      - a～c 略
      - d 高分子材料 1試料につき 3,450円
      - e その他材料 1試料につき 3,440円
    - (イ) 略
    - (ウ) 圧縮
      - a 略
      - b 高分子材料 1試料につき 3,450円
    - c・d 略
    - (エ) 曲げ
      - a 高分子材料 1試料につき 3,450円
      - b 略
    - (オ)・(カ) 略
  - イ 硬度試験
    - (7) ブリネル、ビッカース、ロックウェル 1試料1測定につき 2,130円
    - (イ) その他硬度試験 1試料1測定につき 2,010円
    - (ウ) 硬さ分布 1試料10測定まで3,320円とし、10測定を超えるときは、その超える10測定までごとに2,160円を加算する。
  - ウ 金属組織試験
    - (7) マクロ試験 1視野につき 2,370円
    - (イ) その他金属組織試験 1視野につき 2,600円
  - エ 摩耗試験
    - テーバー型 1試料につき 2,480円
  - オ・カ 略
  - (4)～(6) 略
  - (7) 精密測定
    - ア 略
    - イ 特殊測定
      - (7)～(イ) 略
      - (ウ) 光沢度測定 1試料につき 920円
  - ウ 略
- (8) 物性測定
  - ア 化学物性測定
    - (7) 略
    - (イ) 水分率・吸水率測定 1試料につき 1,180円
    - (ウ) 略
  - イ 粉粒体物性測定
    - (7)・(イ) 略
    - (ウ) 密度測定 1試料につき 3,560円

- b 定量 1試料1成分につき 5,180円
- c・d 略
- (イ)・(ウ) 略
- (エ) 単結晶X線分析 1試料につき 79,160円
- カ 略
- キ 熱分析
  - (7) 熱重量、示差熱、熱走査分析 1試料1項目につき 6,260円
  - (イ) 熱機械特性
    - a 室温より高い場合 1試料につき 6,260円
    - b 室温より低い場合 1試料につき 8,960円
- ク 表面分析
  - X線光電子分光分析 1試料につき 15,010円
- ケ その他機器分析 1試料1成分につき 3,880円
- (3) 材料試験
  - ア 強度試験
    - (7) 引張
      - a～c 略
      - d 高分子材料 1試料につき 3,140円
      - e その他材料 1試料につき 3,130円
    - (イ) 略
    - (ウ) 圧縮
      - a 略
      - b 高分子材料 1試料につき 3,140円
    - c・d 略
    - (エ) 曲げ
      - a 高分子材料 1試料につき 3,140円
      - b 略
    - (オ)・(カ) 略
  - イ 硬度試験
    - (7) ブリネル、ビッカース、ロックウェル 1試料1測定につき 1,940円
    - (イ) その他硬度試験 1試料1測定につき 1,830円
    - (ウ) 硬さ分布 1試料10測定まで3,020円とし、10測定を超えるときは、その超える10測定までごとに2,160円を加算する。
  - ウ 金属組織試験
    - (7) マクロ試験 1視野につき 2,160円
    - (イ) その他金属組織試験 1視野につき 2,370円
  - エ 摩耗試験
    - テーバー型 1試料につき 2,260円
  - オ・カ 略
  - (4)～(6) 略
  - (7) 精密測定
    - ア 略
    - イ 特殊測定
      - (7)～(イ) 略
      - (ウ) 光沢度測定 1試料につき 840円
  - ウ 略
- (8) 物性測定
  - ア 化学物性測定
    - (7) 略
    - (イ) 水分率・吸水率測定 1試料につき 1,080円
    - (ウ) 略
  - イ 粉粒体物性測定
    - (7)・(イ) 略
    - (ウ) 密度測定 1試料につき 3,240円

- ウ～オ 略  
 (9)・(10) 略  
 (11) 環境試験・測定  
 ア～オ 略  
 カ 耐候試験 1時間まで1,400円とし、1時間を超えるときは、その超える1時間までごとに1,180円を加算する。  
 キ・ク 略  
 (12) 略  
 (13) 変異原性試験  
 ウムテスト 1試料につき 14,800円
- (14) 特定分野試験  
 ア 高分子(材料及び製品に限る。)  
 (ア)～(カ) 略  
 (カ) 水蒸気透過率(等圧法)  
 a 50度未満 1試料につき 13,400円  
 b 50度以上 1試料につき 15,850円  
 (キ)・(ク) 略  
 イ 繊維(糸、布及び加工布に限る。)  
 (ア) 物性試験  
 a 風合い測定 1試料1項目につき 2,470円  
 b～d 略  
 e 引裂き 1試料につき 3,790円  
 f・g 略  
 h その他物性試験 1試料1項目につき 3,440円
- (イ)～(キ) 略  
 (ク) 染色堅ろう度試験  
 a 塩素、ドライ、酸化窒素ガス 1試料1項目につき 2,120円  
 b 略  
 c 分光照射試験 10時間(10時間未満は、10時間とする。)につき 2,130円  
 d 洗濯、摩擦、水、酸性汗、アルカリ汗 1試料1項目につき 820円  
 (ケ) 繊維外観観察 1試料につき 1,180円  
 (コ) 繰返洗濯試験 1試料1サイクルにつき 1,660円  
 (カ)～(ク) 略  
 ウ 食品  
 (ア) 醸造用水試験  
 a 略  
 b 定量 1試料1成分につき 2,720円  
 (イ)・(ウ) 略
- (エ)～(オ) 略  
 エ 木工・漆器  
 (ア) 略  
 (イ) その他木工・漆器試験 1時間(1時間未満は、1時間とする。)につき 3,900円  
 オ 機械金属  
 動釣合試験  
 (ア) 100キログラム未満のもの 1試料につき 7,000円  
 (イ) 100キログラム以上のもの 1試料

- ウ～オ 略  
 (9)・(10) 略  
 (11) 環境試験・測定  
 ア～オ 略  
 カ 耐候試験 1時間まで1,400円とし、1時間を超えるときは、その超える1時間までごとに1,080円を加算する。  
 キ・ク 略  
 (12) 略  
 (13) 変異原性試験
- ア エイムス試験  
 (ア) 2株試験 1試料につき 61,990円  
 (イ) 5株試験 1試料につき 123,020円
- イ ウムテスト 1試料につき 14,800円  
 (14) 特定分野試験  
 ア 高分子(材料及び製品に限る。)  
 (ア)～(カ) 略  
 (カ) 水蒸気透過率(等圧法)  
 a 50度未満 1試料につき 12,190円  
 b 50度以上 1試料につき 14,410円  
 (キ)・(ク) 略  
 イ 繊維(糸、布及び加工布に限る。)  
 (ア) 物性試験  
 a 風合い測定 1試料1項目につき 2,260円  
 b～d 略  
 e 通気度 1試料につき 2,050円  
 f 引裂き 1試料につき 3,450円  
 g・h 略  
 i その他物性試験 1試料1項目につき 3,130円  
 (イ) 組織分解 組織点100点(100点未満は、100点とする。)につき 4,100円  
 (ウ)～(ク) 略  
 (ケ) 染色堅ろう度試験  
 a 塩素、ドライ、酸化窒素ガス 1試料1項目につき 1,940円  
 b 略  
 c 分光照射試験 10時間(10時間未満は、10時間とする。)につき 1,940円  
 d 洗濯、摩擦、水、酸性汗、アルカリ汗 1試料1項目につき 750円  
 (コ) 繊維外観観察 1試料につき 1,080円  
 (カ) 繰返洗濯試験 1試料1サイクルにつき 1,510円  
 (シ)～(ク) 略  
 ウ 食品  
 (ア) 醸造用水試験  
 a 略  
 b 定量 1試料1成分につき 2,480円  
 (イ)・(ウ) 略  
 (エ) おり下げ試験 1試料につき 3,340円  
 (オ)～(シ) 略  
 エ 木工  
 (ア) 略  
 (イ) その他木工試験 1時間(1時間未満は、1時間とする。)につき 3,900円  
 オ 機械金属  
 動釣合試験  
 (ア) 100キログラム未満のもの 1試料につき 6,370円  
 (イ) 100キログラム以上のもの 1試料

- につき 11,390円
- カ 皮革
- (7) 皮革物性試験
- a 透湿度 1試料につき 1,410円
  - b 厚さ 1試料につき 940円
  - c 引張 1試料につき 2,260円
  - d 引裂荷重 1試料につき 2,260円
  - e 液中熱収縮温度 1試料につき 1,060円
  - f その他皮革物性試験 1試料1項目につき 1,410円

- (4) 皮革化学試験
- a 揮発性物質 1試料につき 1,930円
  - b ヘキサン可溶性物質 1試料につき 2,560円
  - c 窒素含有量及び皮質分 1試料につき 2,520円
  - d なめし度 1試料につき 4,860円
  - e 酸化クロム含有量 1試料につき 4,000円
  - f 遊離ホルムアルデヒド試験 1試料につき 5,940円
  - g その他皮革化学分析 1試料1成分につき 2,010円
- (7) 皮革染色堅ろう度試験
- a ドライクリーニング 1試料につき 2,120円
  - b 略
  - c 洗濯、摩擦、水、酸性汗、アルカリ汗 1試料1項目につき 820円
- キ 医薬品等
- (7) 定性試験 1成分につき 2,010円
  - (4) 定量試験 1成分につき 3,320円
  - (7) 製造用水試験 1件につき 6,290円

- ク 略
- (15) デザイン・設計
- ア CAD
- (7) 略
  - (4) 解析(設定) 1時間(1時間未満は、1時間とする。)につき 3,590円
  - (7) 解析(計算) 1時間(1時間未満は、1時間とする。)につき 460円

イ～オ 略

(16) 特殊加工

ア～オ 略

(17) 略

(18) 成績書及び成績書の副本の交付

- ア 成績書
- (7)・(4) 略
  - イ 成績書の副本 1通につき 320円

備考 略

7 計量関係事務

(1)・(2) 略

- につき 10,360円
- カ 皮革
- (7) 皮革物性試験
- a 吸湿度 1試料につき 1,720円
  - b 透湿度 1試料につき 1,290円
  - c 耐水度 1試料につき 1,290円
  - d 吸水度 1試料につき 1,510円
  - e 液中熱収縮温度 1試料につき 970円
  - f 摩耗 1試料につき 1,620円
  - g 空気透過度 1試料につき 1,180円
  - h 厚さ 1試料につき 860円
  - i その他皮革物性試験 1試料1項目につき 1,290円

- (4) 皮革化学試験
- a 皮革化学分析 1試料1成分につき 1,830円
  - b 水分 1試料につき 1,290円
  - c 脂肪分 1試料につき 2,050円
  - d 皮質分 1試料につき 1,830円
  - e なめし度 1試料につき 4,420円
  - f 耐溶剤 1試料につき 1,510円
  - g 遊離ホルムアルデヒド試験 1試料につき 5,940円
- (7) 皮革染色堅ろう度試験
- a ドライクリーニング 1試料につき 1,940円
  - b 略
  - c 洗濯、摩擦、水、酸性汗、アルカリ汗 1試料1項目につき 750円
- キ 医薬品等
- (7) 定性試験 1成分につき 1,830円
  - (4) 定量試験 1成分につき 3,020円
  - (7) 製造用水試験 1件につき 5,720円

- ク 略
- (15) デザイン・設計
- ア CAD
- (7) 略
  - (4) 解析(設定) 1時間(1時間未満は、1時間とする。)につき 3,270円
  - (7) 解析(計算) 1時間(1時間未満は、1時間とする。)につき 420円

イ～オ 略

(16) 特殊加工

- ア 電子線照射加工 1時間(1時間未満は、1時間とする。)につき 3,450円
- イ プラズマ加工 1時間(1時間未満は、1時間とする。)につき 1,940円
- ウ～キ 略

(17) 略

(18) 漆器の試作及び加工試作又は加工 1時間(1時間未満は、1時間とする。)につき 2,050円

(19) 成績書、証明書、検定書及び鑑定書等の交付

ア 成績書、証明書、検定書及び鑑定書

- (7)・(4) 略
- イ 成績書、証明書、検定書及び鑑定書の副本 1通につき 320円

備考 略

7 計量関係事務

(1)・(2) 略

(3) 法第70条の規定に基づく検定の実施

特定計量器	金額 (1個につき)
ア～カ 略	

(4)～(14) 略  
8～12 略

13 土木関係事務

(1)～(7) 略

(8) 建築関係事務

ア 建築物に関する確認の申請に対する審査

(7) 建築基準法(昭和25年法律第201号。アからたまでにおいて「法」という。)第6条第1項(法第87条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づく確認の申請に対する審査の手数料の額は、確認1件につき、次のとおりとする。

床面積の合計	金額
略	
1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	140,000円
略	

(4) 略  
イ 建築設備及び工作物に関する確認の申請に対する審査

(7) 法第87条の2において準用する法第6条第1項の規定に基づく確認の申請に対する審査

a 建築設備を設置する場合( b に掲げる場合を除く。) 1件につき 14,000円

b 略

(4) 略

ウ 略

エ 建築物に関する完了検査

(7) 法第7条第1項又は第18条第14項の規定に基づく完了検査の手数料の額は、完了検査1件につき、次の表に掲げるとおりとする。

床面積の合計	金額
30平方メートル以内のもの	13,000円
略	

(4) 略

オ 建築設備及び工作物に関する完了検査

(7) 略

(4) 法第88条第1項又は第2項において準用する法第7条第1項又は第18条第14項の規定に基づく完了検査 1件につき 14,000円

カ 中間検査を受けた建築物に関する完了検査

(7) 法第7条の3第1項の特定工程に係る建築物についての法第7条第1項又は第18条第14項の規定に基づく完了検査の手数料の額は、完了検査1件につき、次の表に掲げるとおりとする。

床面積の合計	金額
--------	----

(3) 法第70条の規定に基づく検定の実施

特定計量器	金額 (1個につき)
ア タクシーメーター	550円
イ～キ 略	

(4)～(14) 略  
8～12 略

13 土木関係事務

(1)～(7) 略

(8) 建築関係事務

ア 建築物に関する確認の申請に対する審査

(7) 建築基準法(昭和25年法律第201号。アからたまでにおいて「法」という。)第6条第1項(法第87条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づく確認の申請に対する審査の手数料の額は、確認1件につき、次のとおりとする。

床面積の合計	金額
略	
1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	130,000円
略	

(4) 略

イ 建築設備及び工作物に関する確認の申請に対する審査

(7) 法第87条の2において準用する法第6条第1項の規定に基づく確認の申請に対する審査

a 建築設備を設置する場合( b に掲げる場合を除く。) 1件につき 13,000円

b 略

(4) 略

ウ 略

エ 建築物に関する完了検査

(7) 法第7条第1項又は第18条第14項の規定に基づく完了検査の手数料の額は、完了検査1件につき、次の表に掲げるとおりとする。

床面積の合計	金額
30平方メートル以内のもの	12,000円
略	

(4) 略

オ 建築設備及び工作物に関する完了検査

(7) 略

(4) 法第88条第1項又は第2項において準用する法第7条第1項又は第18条第14項の規定に基づく完了検査 1件につき 13,000円

カ 中間検査を受けた建築物に関する完了検査

(7) 法第7条の3第1項の特定工程に係る建築物についての法第7条第1項又は第18条第14項の規定に基づく完了検査の手数料の額は、完了検査1件につき、次の表に掲げるとおりとする。

床面積の合計	金額
--------	----

略	略
30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	<u>14,000円</u>
略	
5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	<u>160,000円</u>
略	

(イ) 略  
 キ 略  
 ク 建築物に関する中間検査  
 法第7条の3第1項又は第18条第17項の規定に基づく中間検査の手数料の額は、中間検査1件につき、次の表のとおりとする。

中間検査を行う部分の床面積の合計	金額
略	略
30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	<u>14,000円</u>
略	
2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	<u>120,000円</u>
略	

ケ 建築設備及び工作物に関する中間検査  
 (7) 略  
 (イ) 法第88条第1項において準用する法第7条の3第1項又は第18条第17項の規定に基づく中間検査 1件につき 14,000円  
 コ 略  
 サ 建築物に関する計画の通知に対する審査  
 (7) 法第18条第2項の規定に基づく計画の通知に対する審査の手数料の額は、計画1件につき、次の表のとおりとする。

床面積の合計	金額
略	
1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	<u>140,000円</u>
略	

(イ) 略  
 シ 建築設備及び工作物に関する計画の通知に対する審査  
 (7) 法第87条の2において準用する法第18条第2項の規定に基づく計画の通知に対する審査  
 a 建築設備を設置する場合（bに掲げる場合を除く。） 1件につき 14,000円  
 b 略  
 (イ) 略  
 ス～チ 略  
 ツ 法第48条第1項ただし書、第2項ただ

略	略
30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	<u>13,000円</u>
略	
5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	<u>150,000円</u>
略	

(イ) 略  
 キ 略  
 ク 建築物に関する中間検査  
 法第7条の3第1項又は第18条第17項の規定に基づく中間検査の手数料の額は、中間検査1件につき、次の表のとおりとする。

中間検査を行う部分の床面積の合計	金額
略	略
30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	<u>13,000円</u>
略	
2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	<u>110,000円</u>
略	

ケ 建築設備及び工作物に関する中間検査  
 (7) 略  
 (イ) 法第88条第1項において準用する法第7条の3第1項又は第18条第17項の規定に基づく中間検査 1件につき 13,000円  
 コ 略  
 サ 建築物に関する計画の通知に対する審査  
 (7) 法第18条第2項の規定に基づく計画の通知に対する審査の手数料の額は、計画1件につき、次の表のとおりとする。

床面積の合計	金額
略	
1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	<u>130,000円</u>
略	

(イ) 略  
 シ 建築設備及び工作物に関する計画の通知に対する審査  
 (7) 法第87条の2において準用する法第18条第2項の規定に基づく計画の通知に対する審査  
 a 建築設備を設置する場合（bに掲げる場合を除く。） 1件につき 13,000円  
 b 略  
 (イ) 略  
 ス～チ 略  
 ツ 法第48条第1項ただし書、第2項ただ



し書、第 3 項ただし書、第 4 項ただし書、第 5 項ただし書、第 6 項ただし書、第 7 項ただし書、第 8 項ただし書、第 9 項ただし書、第 10 項ただし書、第 11 項ただし書、第 12 項ただし書、第 13 項ただし書又は第 14 項ただし書 (法第 87 条第 2 項若しくは第 3 項又は第 88 条第 2 項において準用する場合を含む。) の規定に基づく用途地域等における建築等の許可の申請に対する審査 1 件につき 180,000 円

テ～ぬ 略

ね 建築士法第 23 条第 1 項の規定に基づく一級建築士事務所の登録の申請に対する審査 1 件につき 16,000 円

の 建築士法第 23 条第 1 項の規定に基づく二級建築士事務所又は木造建築士事務所の登録の申請に対する審査 1 件につき 11,000 円

は～る 略

備考 略

(9)～(16) 略

14 略

15 防犯・交通関係事務

(1) 略

(2) 道路交通法 (以下この号において「法」という。) の施行に関する事務

ア～ウ 略

エ 運転経歴証明書

(7) 法第 104 条の 4 第 6 項の規定に基づく新規交付 1 件につき 1,100 円

(4) 法第 104 条の 4 第 7 項の規定に基づく再交付 1 件につき 1,100 円

オ 略

カ 道路交通法施行令第 37 条の 6 の 2 第 1 号に規定する法第 108 条の 2 第 2 項の規定による講習で国家公安委員会規則で定める基準に適合するものであって、加齢に伴って生ずる身体の機能の低下が自動車等の運転に影響を及ぼしていないと認められる者に対して行うもの (公安委員会規則で定めるものに限る。) 1 時間につき 1,800 円

キ 道路交通法施行令第 37 条の 6 の 2 第 1 号に規定する法第 108 条の 2 第 2 項の規定による講習で国家公安委員会規則で定める基準に適合するものであって、カに規定する者以外の者に対して行うもの (公安委員会規則で定めるものに限る。) 1 件につき 5,100 円 (当該講習が法第 97 条の 2 第 1 項第 3 号イ又は第 101 条の 4 第 2 項の規定により認知機能検査の結果 (認知症のおそれがあることその他の認知機能が低下しているおそれがあることを示すものとして内閣府令で定める基準に該当するものに限る。) に基づいて行うものである場合にあっては、7,950 円)

ク 認知機能検査員講習 1 件につき 1,400 円 (自動車安全運転センターが実施する新任運転適性指導員研修、運転適性講習指導員研修若しくは高齢者講習指導員研修 (いずれも法第 108 条の 2 第 1 項第 12 号に係るものに限る。) 又は警察庁が指定する認知機能検査の導入に伴う補充講習若しくは高齢者講習指導員に対する伝達補充講習を終了した者に対する講習にあっては、800 円)

(3)～(6) 略

16～20 略

し書、第 3 項ただし書、第 4 項ただし書、第 5 項ただし書、第 6 項ただし書、第 7 項ただし書、第 8 項ただし書、第 9 項ただし書、第 10 項ただし書、第 11 項ただし書、第 12 項ただし書又は第 13 項ただし書 (法第 87 条第 2 項若しくは第 3 項又は第 88 条第 2 項において準用する場合を含む。) の規定に基づく用途地域等における建築等の許可の申請に対する審査 1 件につき 180,000 円

テ～ぬ 略

ね 建築士法第 23 条第 1 項の規定に基づく一級建築士事務所の登録の申請に対する審査 1 件につき 15,000 円

の 建築士法第 23 条第 1 項の規定に基づく二級建築士事務所又は木造建築士事務所の登録の申請に対する審査 1 件につき 10,000 円

は～る 略

備考 略

(9)～(16) 略

14 略

15 防犯・交通関係事務

(1) 略

(2) 道路交通法 (以下この号において「法」という。) の施行に関する事務

ア～ウ 略

エ 運転経歴証明書

(7) 法第 104 条の 4 第 6 項の規定に基づく新規交付 1 件につき 1,000 円

(4) 法第 104 条の 4 第 7 項の規定に基づく再交付 1 件につき 1,000 円

オ 略

カ 道路交通法施行令第 37 条の 6 の 2 第 1 号に規定する法第 108 条の 2 第 2 項の規定による講習で国家公安委員会規則で定める基準に適合するものであって、加齢に伴って生ずる身体の機能の低下が自動車等の運転に影響を及ぼしていないと認められる者に対して行うもの (公安委員会規則で定めるものに限る。) 1 時間につき 1,500 円

キ 道路交通法施行令第 37 条の 6 の 2 第 1 号に規定する法第 108 条の 2 第 2 項の規定による講習で国家公安委員会規則で定める基準に適合するものであって、カに規定する者以外の者に対して行うもの (公安委員会規則で定めるものに限る。) 1 件につき 4,650 円 (当該講習が法第 97 条の 2 第 1 項第 3 号イ又は第 101 条の 4 第 2 項の規定により認知機能検査の結果 (認知症のおそれがあることその他の認知機能が低下しているおそれがあることを示すものとして内閣府令で定める基準に該当するものに限る。) に基づいて行うものである場合にあっては、7,550 円)

ク 認知機能検査員講習 1 時間につき 700 円

(3)～(6) 略

16～20 略

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 別表第3第3項第4号にタを加える改正規定 和歌山県太陽光発電事業の実施に関する条例（平成30年和歌山県条例第16号）の公布の日
- (2) 別表第2第2項第7号、第8号、第10号、第13号、第14号及び第16号の改正規定 平成30年5月1日